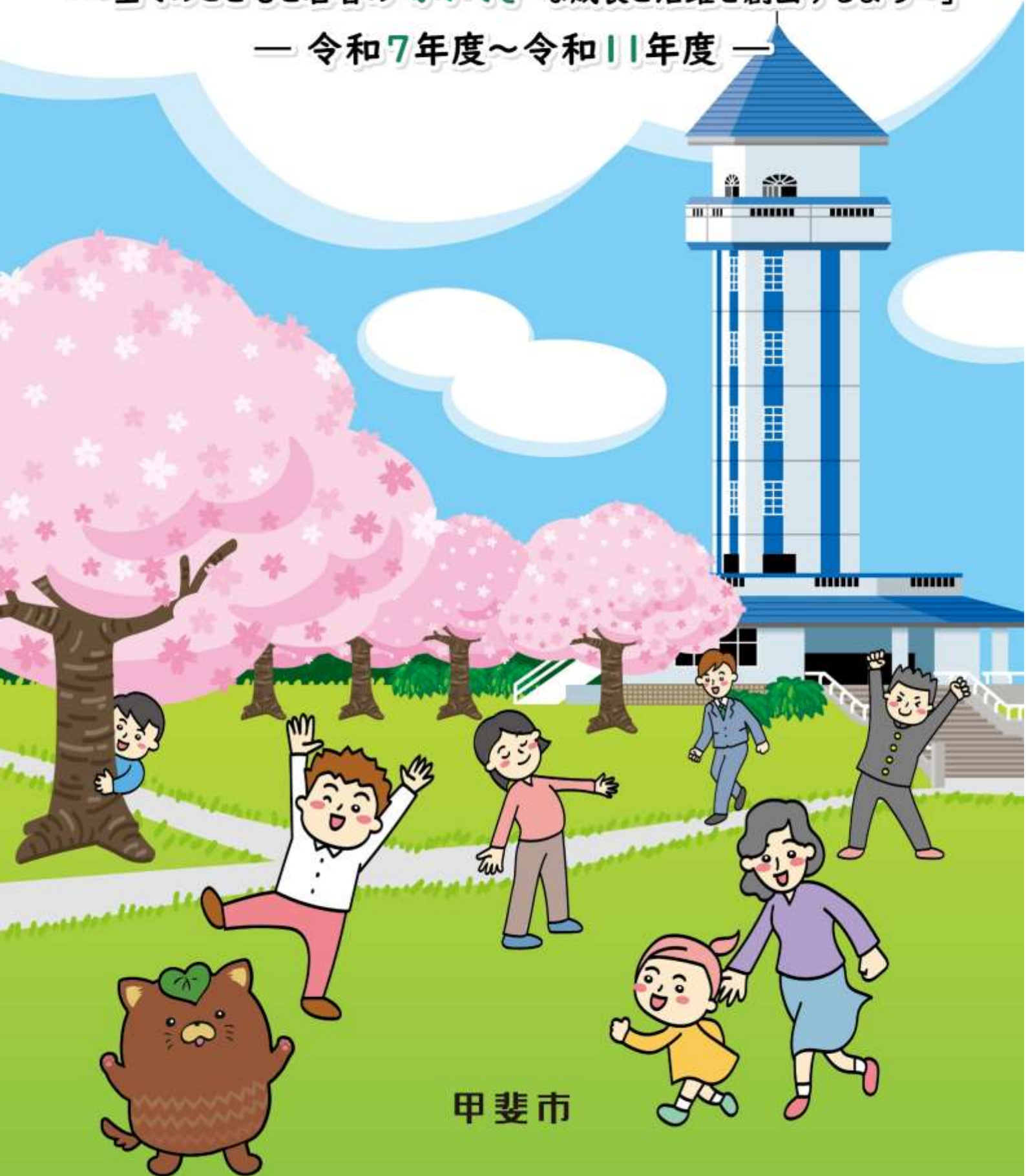


第1期甲斐市こども計画

「～全てのこどもと若者の“かいてき”な成長と活躍を創出するまち～」

— 令和7年度～令和11年度 —



甲斐市

はじめに

本市では、令和2年3月に「第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが 親が 地域が育つまち」を基本理念とし、子どもや子育てをする保護者にとって、安心して成長や子育てができるまちづくりを目指して様々な子育て支援事業に取り組んでまいりました。

近年、我が国では急速な少子化の進行とともに、こどもの貧困やヤングケアラーの問題など、こどもたちを取り巻く環境は複雑化かつ多様化しています。

このような中、国では令和5年の「こども基本法」の施行をはじめ、「こども家庭庁」の発足や「こども大綱」の策定など、全てのこどもと若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・若者政策に力を入れています。

「第1期甲斐市こども計画」は、対象を子ども・子育て世帯のみでなく青年期まで広げ、基本理念を「全てのこどもと若者の“かいてき”な成長と活躍を創出するまち」とし、こどもと若者への切れ目ない支援を推進していくため策定いたしました。

こどもと若者への支援は最も重要な施策の一つです。引き続き、市民の皆さまのご意見をいただきながら重点的に取り組んでまいります。

結びに、本計画策定にあたり、ご審議いただきました甲斐市子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、アンケート調査、ワークショップ等にご協力いただきました市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

甲斐市長

保坂 武



目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ・他計画との整合	2
3 「第3次甲斐市総合計画」における方向性・関連計画との関係性	3
4 計画の期間	4
5 計画におけるSDGs（持続可能な開発目標）の視点の導入	5
第2章 統計データなどからみる甲斐市の状況	6
1 統計データからみる現状	6
2 各種アンケート調査からみる現状	31
第3章 計画の基本方針	64
1 基本理念	64
2 施策の体系	65
3 基本目標	66
第4章 施策の推進	68
基本目標1 全てのこども・若者を尊重し、甲斐市の未来を担う人材へと育てる 【こども・若者への支援】	68
基本目標2 甲斐市の未来を担うこども・若者を育てる保護者を支える 【保護者・子育て世帯への支援】	92
基本目標3 安心してこども・若者が成長できる環境を整備する 【地域づくり】	99
第5章 子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の充実	111
1 基本的な考え方	111
2 教育・保育事業の量の見込みと確保量	114
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保量	119
第6章 計画の推進体制	137
1 計画の点検・評価及び見直し	137
2 計画の周知	138
3 こども・若者の意見聴取の実施	138
4 本計画における成果指標	138
資料編	141
1 こども・若者の意見聴取結果	141
2 甲斐市子ども・子育て会議条例	147
3 令和6年度 甲斐市子ども・子育て会議委員名簿	149
4 計画の策定経過	150

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

わが国の令和5年の合計特殊出生率は1.20、出生数は約73万人と、過去最低の水準となり、少子化が進行し続けています。国においては、少子化対策として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定しました。さらに、この関連3法に基づき、子育て支援を「量」と「質」の両面から社会全体で支えるために「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度から施行しさまざまな取組を展開してきましたが、少子化・人口減少には歯止めがかかっていない現状となっています。

また、令和5年4月にはこども家庭庁が発足しました。同年12月に閣議決定された「こども大綱」においては「こどもまんなか社会」という、全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、おかれていた環境などにかかわらず、平等にその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指すことが掲げられています。

山梨県においては、令和2年3月に「第2期やまなし子ども・子育て支援プラン」（※令和5年3月中間見直し）を策定し、「子どもの最善の利益が実現され、子育てしやすさ日本一のやまなしの構築」を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援施策を推進してきました。

甲斐市においては、令和2年3月に「第2次創甲斐教育推進大綱」を策定し、甲斐市における教育の一層の振興を図るために、さまざまな施策に取り組んできました。また、同じく令和2年3月に「次世代育成支援地域行動計画」を継承した、「第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する施策を推進してきました。

この度、令和6年度をもって「第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となります。今後は、国や県の方向性を踏まえて、その支援策のおよぶ対象を、18歳未満のこどもと子育て世帯に加え、甲斐市で活躍し、未来を担うおおむね39歳までの若者にまで広げます。こども・若者やその家庭の視点に立ち、福祉や健康の向上を支援し、権利を守ることを目的に、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援地域行動計画、こどもの貧困対策推進計画、子ども・若者計画を包含する「第1期甲斐市こども計画」を策定します。

乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期※
義務教育年齢に達するまで	小学生年代	中学生年代からおおむね18歳まで	おおむね18～29歳	おおむね30～39歳
こども				
		若者		

※ポスト青年期：青年期を過ぎ、大学等において資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を抱えた、40歳未満の者

2 計画の位置づけ・他計画との整合

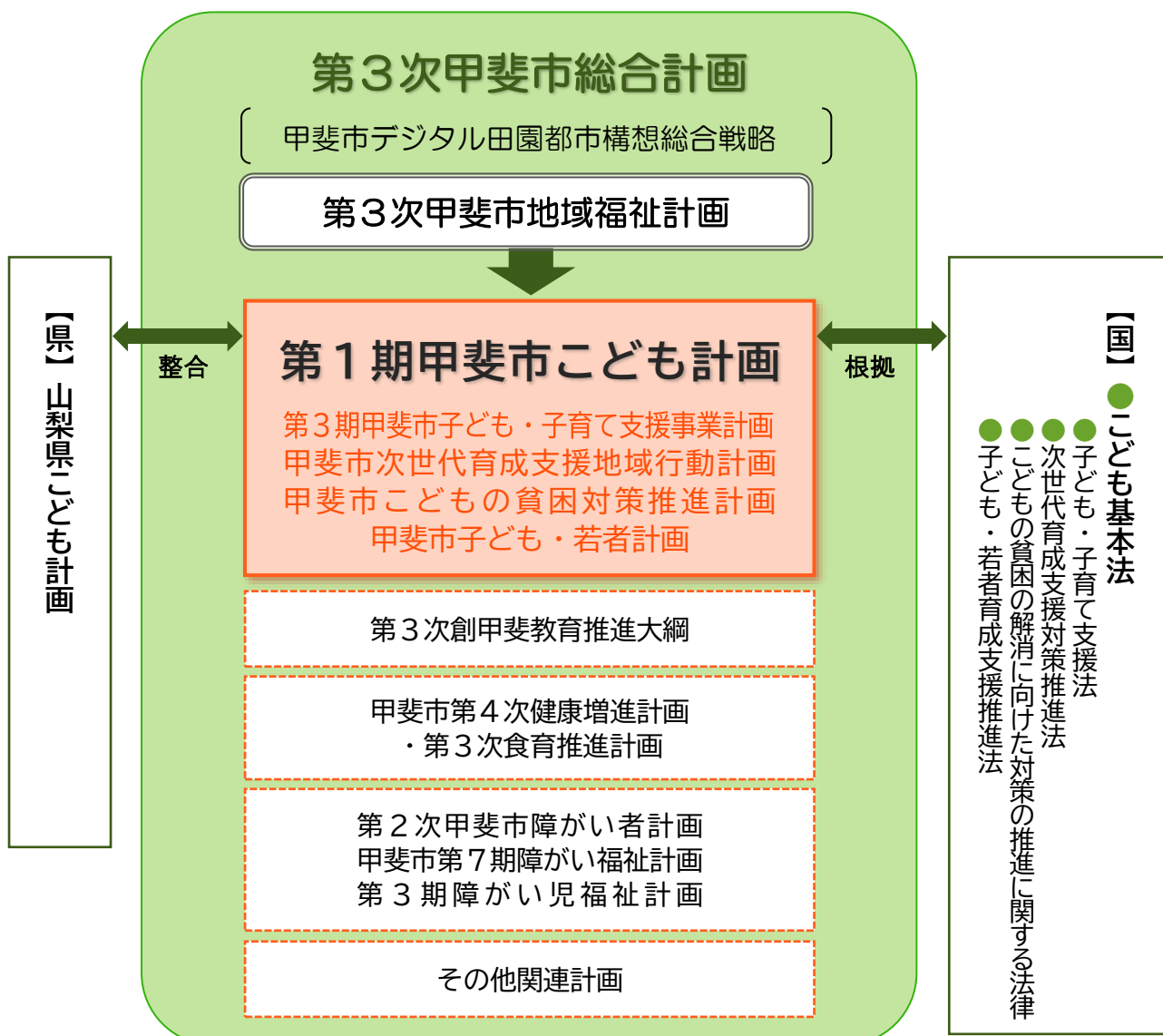
(1) 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条に規定される「市町村子ども計画」です。なお、本計画には下記4計画を包含しています。

計画名称	根拠となる法律名
●子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条
●次世代育成支援地域行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条
●こどもの貧困対策推進計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条
●子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条

(2) 他計画との整合

本計画は、上位計画である「第3次甲斐市総合計画」や、「第3次甲斐市地域福祉計画」、「第3次創甲斐教育推進大綱」をはじめとする甲斐市の各種関連計画と整合性をとりながら推進していきます。

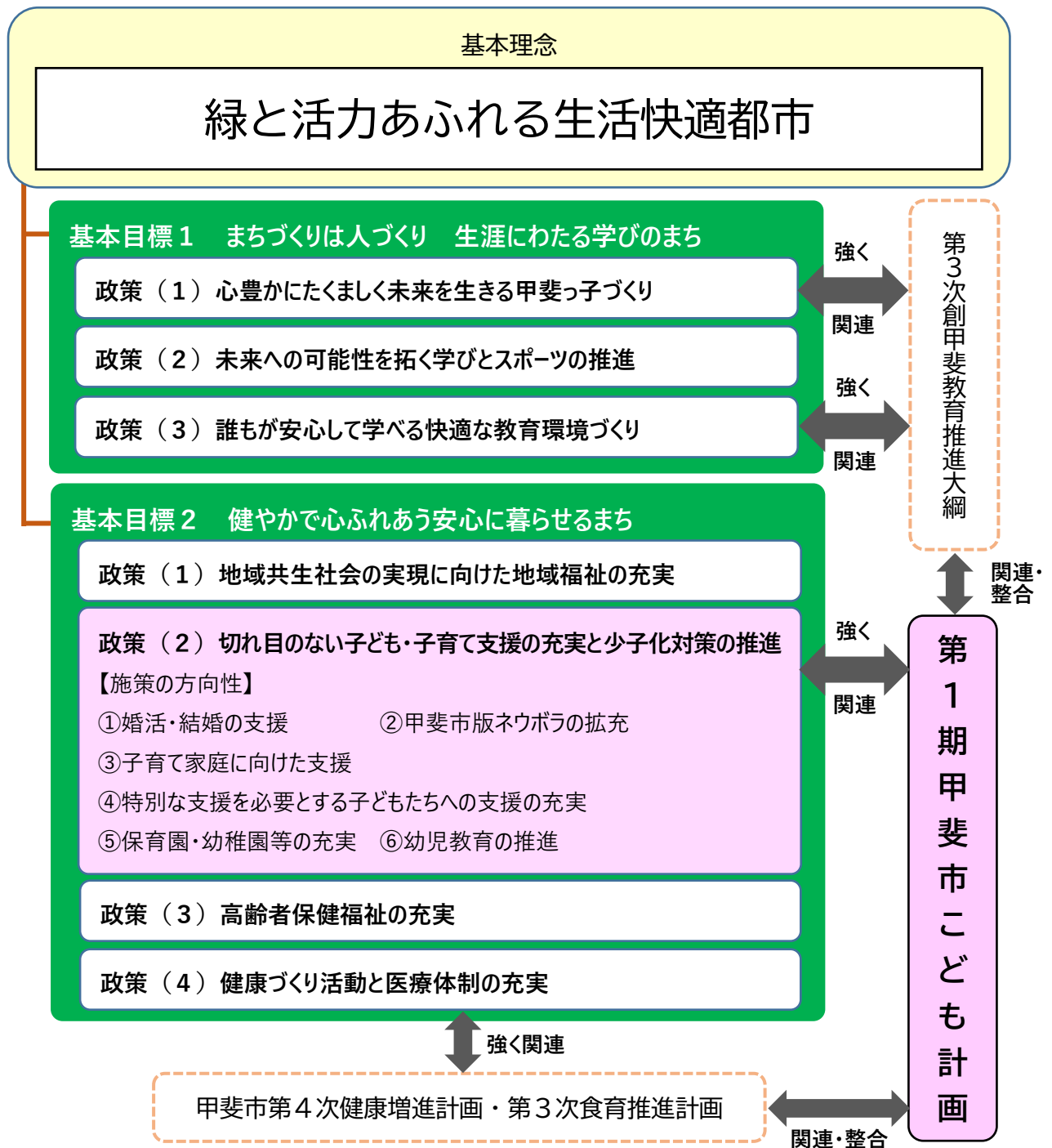


3 「第3次甲斐市総合計画」における方向性・関連計画との関係性

本計画の最上位計画にあたる「第3次甲斐市総合計画前期基本計画」における基本目標・方向性と、本計画及び関連計画との関係性は次の図のとおりです。

「第3次甲斐市総合計画前期基本計画」においては、福祉・健康分野に関する基本目標として「健やかで心ふれあう安心に暮らせるまち」を掲げるとともに、子ども・子育てに関する政策である「切れ目のない子ども・子育て支援の充実と少子化対策の推進」の展開が図られており、本計画の内容が強く関係しています。

【「第3次甲斐市総合計画前期基本計画」における方向性と本計画・関連計画の関係】



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

ただし、計画期間中にこども・若者を取りまく状況や社会情勢に大きな変化などが生じた場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
総合計画	第2次（後期）			第3次（前期）				
まち・ひと・しごと 創生総合戦略	第2期			↑				
地域福祉計画	第3次					第4次		
子ども・子育て 支援事業計画	第2期			↓				
こども計画				第1期				
創甲斐教育推進大綱	第2次			第3次				
自殺防止対策計画	第1期	第2期					第3期	
障がい者計画	第2次					第3次		
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第9次・第8期	第10次・第9期				第11次・第10期		
健康増進計画・ 食育推進計画	第3次・第2次	第4次・第3次						
甲斐ヒューマンプラン	第4次				第5次			

5 計画におけるSDGs（持続可能な開発目標）の視点の導入

SDGs（持続可能な開発目標）は、Sustainable Development Goals の略であり、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12（2030）年までの国際目標です。

SDGsは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、誰一人取り残さない持続可能な世界の実現を目標としており、17のゴール（あるべき姿）と169のターゲット（具体化された目標）で構成されています。

本計画の上位計画である「第3次甲斐市総合計画」において、SDGsを踏まえた施策の推進を図っていることを踏まえて、「第1期甲斐市こども計画」においてもSDGsを踏まえた施策の推進を図ります。

17のゴールのうち、本計画と関連のあるものは次のとおりです。

【本計画と関連のあるSDGsのゴール】

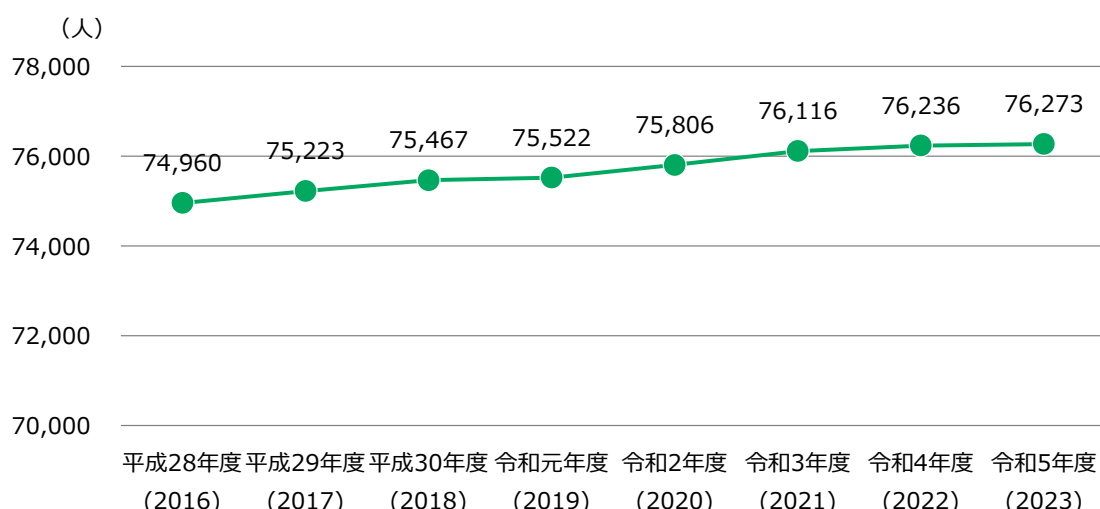


第2章 統計データなどからみる甲斐市の状況

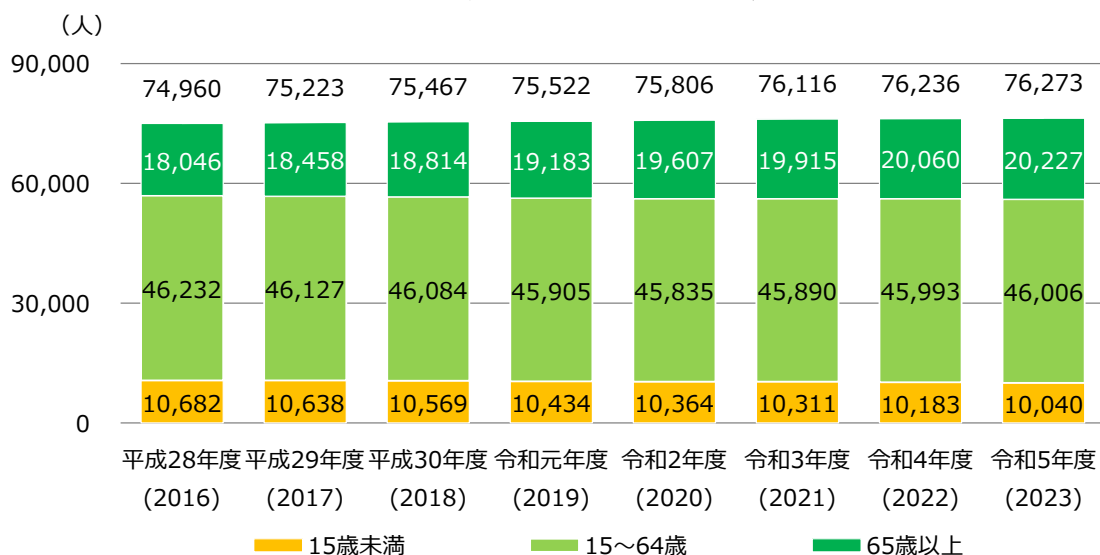
1 統計データからみる現状

(1) 人口などの状況

【総人口の推移】



【年齢3区分別人口の推移】

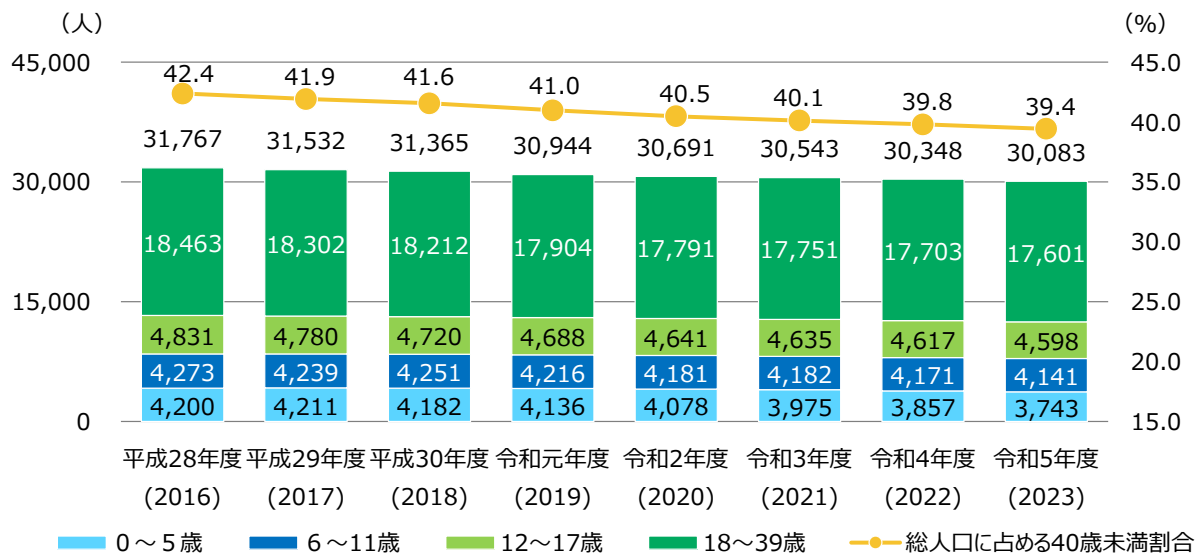


資料：各年度末現在における住民基本台帳に基づく人口

総人口の推移をみると、平成28年度以降増加傾向にあり、令和5年度の総人口は76,273人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満人口は平成28年度以降減少傾向にあり、令和5年度において10,040人となっています。15～64歳人口は、平成28年度から令和2年度にかけて減少傾向にあります。令和3年度以降は増加に転じ、令和5年度においては46,006人となっています。一方、65歳以上人口は平成28年度以降増加傾向が続いており、令和5年度においては20,227人となっています。

【こども・若者人口の推移】

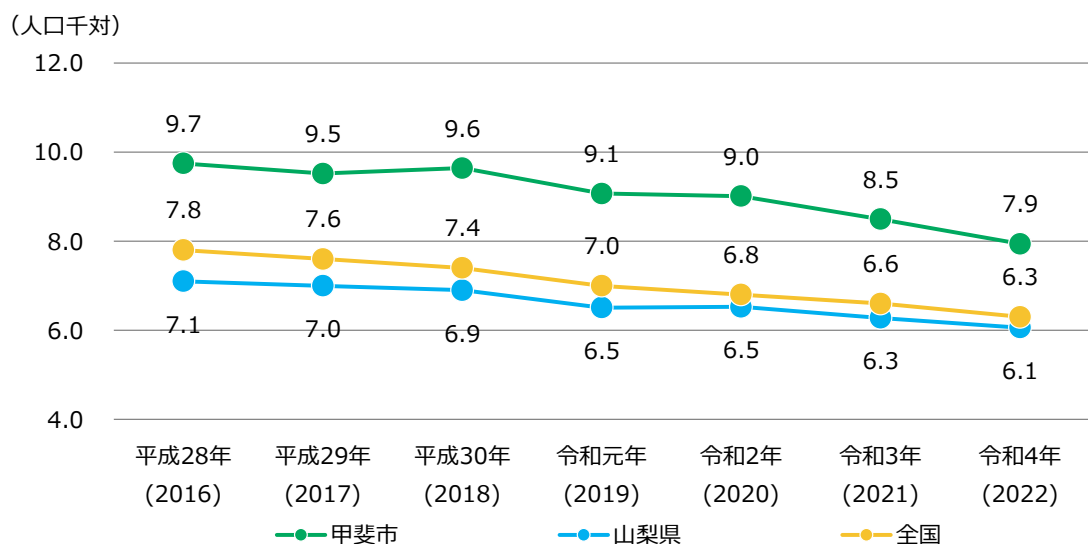
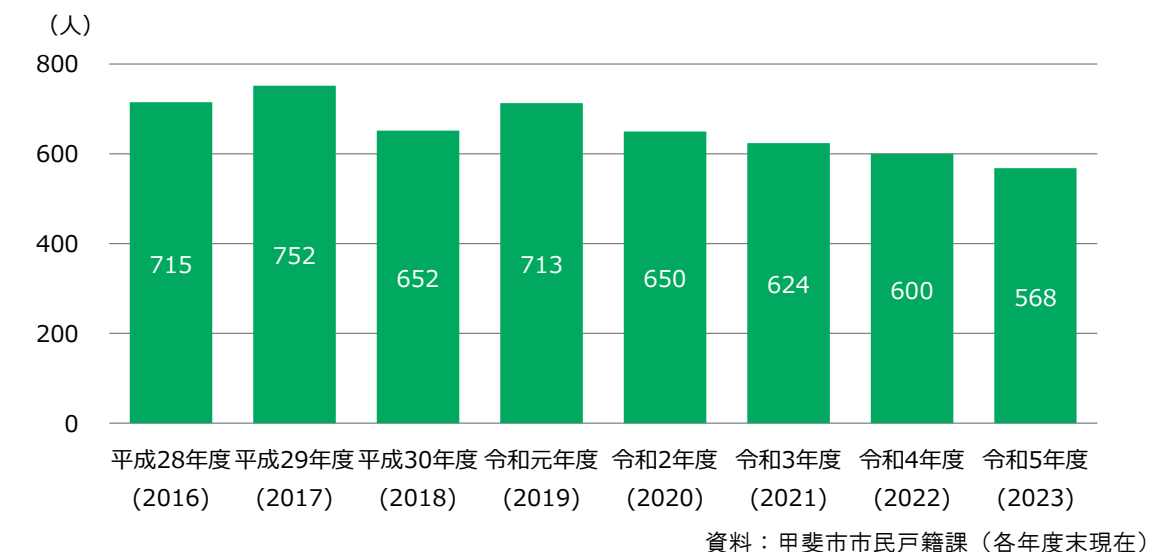


資料：各年度末現在における住民基本台帳に基づく人口

こども・若者人口の推移をみると、平成28年度以降減少傾向が続いています。平成28年度から令和5年度までの間に0～5歳は457人、6～11歳は132人、12～17歳は233人、18～39歳は862人減少しています。また、総人口に占める40歳未満割合も、平成28年度以降減少傾向にあります。令和4年度以降は40.0%を下回って推移しており、令和5年度においては39.4%となっています。

平成28年度と令和5年度を比較すると、0～5歳の未就学児が457人減少、6～11歳の就学児童が132人減少と、未就学児の減少幅が大きいことが目立ちます。また、40歳未満の若者が総人口に占める割合も減少し続けており、平成28年度と令和5年度を比較すると3.0ポイント低下、人数は1,684人の減少となっています。また、減少の要因として、こども・若者意識調査結果（47ページ参照）をあわせてみると「市内の他の場所へ移りたい」「市外へ移りたい」という方は、主な理由として「商業施設・お店が少なく不便だから」「通勤や通学など交通面が不便だから」「働く場所が少ないから」などを挙げており、これらは若年人口の流出の一因となっていることが考えられます。

【出生数・出生率の推移】

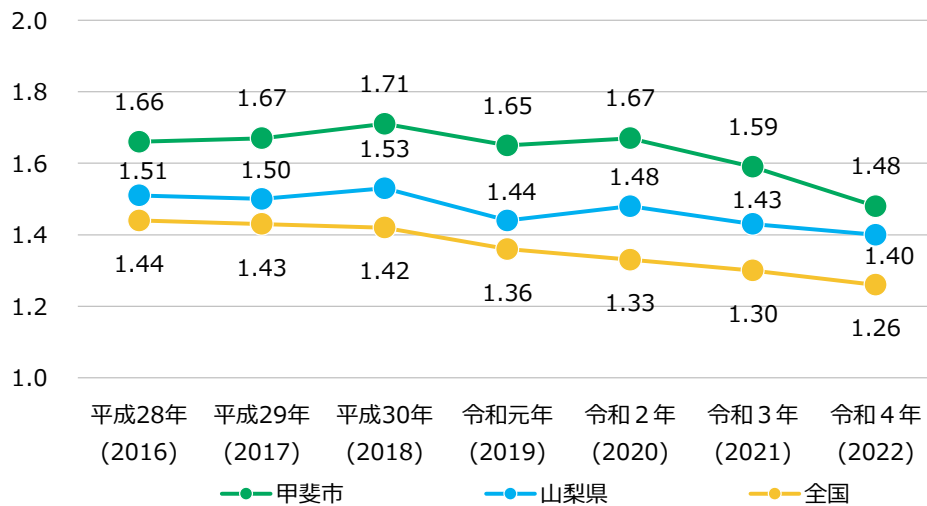


出生数の推移をみると、平成28年度以降増減を繰り返して推移しています。令和元年度以降は減少傾向で推移しており、令和5年度においては568人となっています。

出生率の推移をみると、平成28年以降減少傾向にあります。平成30年に一度増加に転じたのち、再び減少傾向に転じて、令和4年における甲斐市の出生率は7.9となっています。山梨県・全国と比較すると、平成28年以降、常に県・全国の数値を上回って推移しています。

出生率については、平成28年から令和4年にかけて、約2割の減少となっており、特に令和2年以降は山梨県・全国を上回る減少幅となっています。その要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による対面機会の減少及び日常生活への不安による婚姻件数の減少などが背景にあると考えられます。

【合計特殊出生率※の推移】



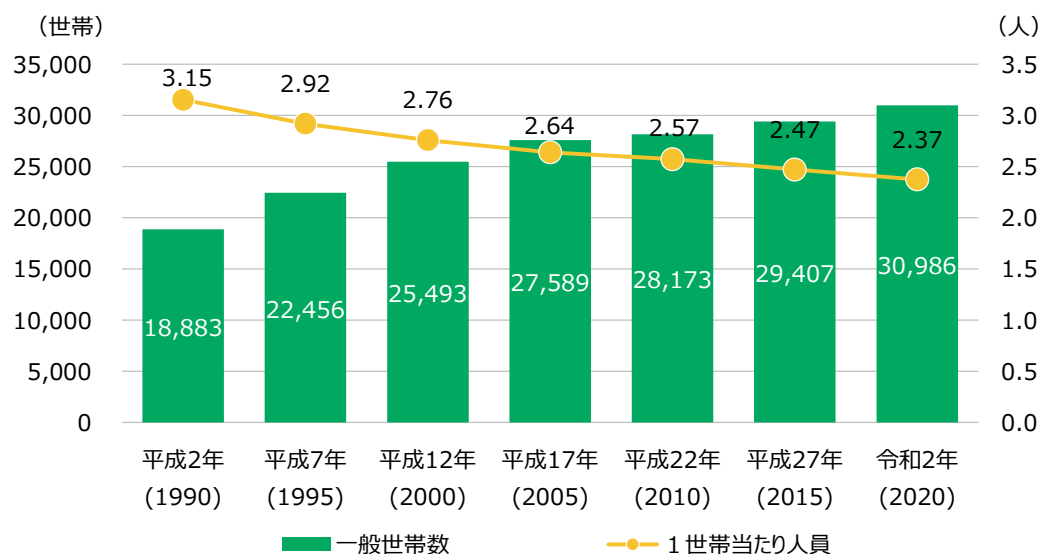
※合計特殊出生率…一人の女性が一生の間に産む子どもの人数に相当する数値

資料：健康増進課（甲斐市）、山梨県「人口動態統計」（山梨県）、厚生労働省「人口動態統計」（全国）

合計特殊出生率の推移をみると、平成28年から平成30年にかけてやや増加したのち、その後は減少傾向に転じています。山梨県・全国と比較すると、平成28年以降、常に県・全国の数値を上回って推移しており、令和4年における甲斐市の合計特殊出生率は1.48となっています。

甲斐市の合計特殊出生率は、低下と上昇を繰り返しており、平成28年と令和4年を比較すると0.18ポイント低下しています。その背景としては女性の就業率の上昇や未婚率の上昇などが考えられます。また、子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（43ページ参照）もあわせてみると、理想の子ども的人数より現実的に子育て可能な人数が少ない理由として「子育てにかかる費用が大変なため」が最も多く挙げられていることから、子育て世帯における経済状況についても、出生率低下の一つの原因であることがうかがえます。

【一般世帯数・1世帯あたり人員の推移】

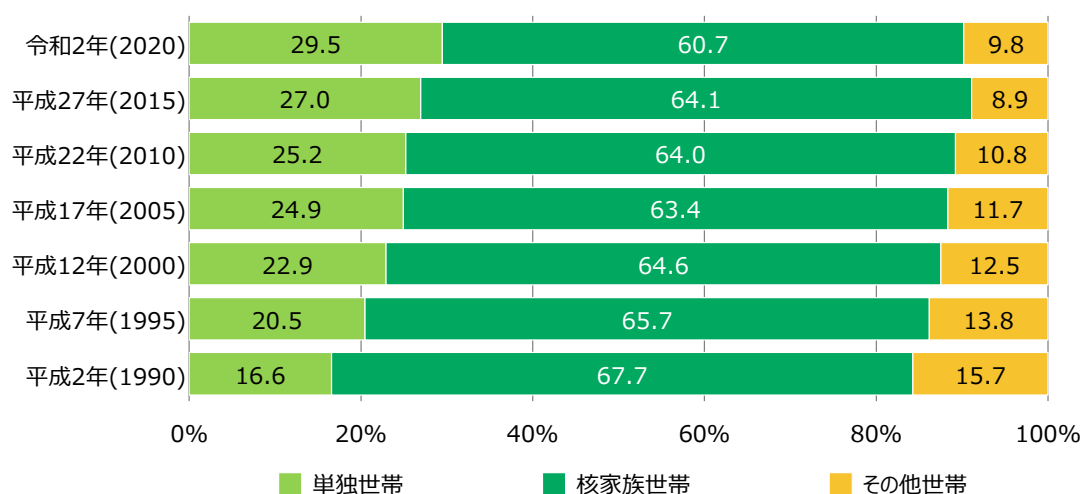


※一般世帯…施設等の世帯（学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・診療所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などからなる世帯）以外の世帯

資料：「国勢調査」

一般世帯数・1世帯あたり人員の推移をみると、平成2年以降、一般世帯数が増加傾向にある一方、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。一般世帯数は、平成7年以降22,000世帯を超えて推移し、令和2年には30,986世帯にまで増加しています。1世帯あたり人員は平成7年以降3人未満で推移し、令和2年には2.37人まで減少しています。

【世帯構成の推移】



※単独世帯…一人暮らしの世帯

核家族世帯…夫婦のみの世帯または親と子で構成される世帯

その他世帯…単独世帯と核家族世帯以外の世帯

資料：「国勢調査」

世帯構成の推移をみると、平成2年以降、単独世帯の割合が増加傾向にある一方、核家族世帯・その他世帯の割合は減少傾向にあります。令和2年における各世帯の割合は、単独世帯が29.5%、核家族世帯が60.7%、その他世帯が9.8%となっています。

【世帯構成の推移（世帯の内訳）】

世帯形態		平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
一般世帯総数	世帯数	18,883	22,456	25,493	27,589	28,173	29,407	30,986
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単独世帯	世帯数	3,133	4,599	5,847	6,881	7,102	7,927	9,136
	構成比(%)	16.6	20.5	22.9	24.9	25.2	27.0	29.5
核家族世帯	世帯数	12,776	14,751	16,464	17,490	18,038	18,861	18,813
	構成比(%)	67.7	65.7	64.6	63.4	64.0	64.1	60.7
夫婦のみの世帯	世帯数	2,789	3,938	4,788	5,515	5,975	6,584	6,864
	構成比(%)	14.8	17.5	18.8	20.0	21.2	22.4	22.2
夫婦と子の世帯	世帯数	8,623	9,188	9,645	9,632	9,487	9,395	9,049
	構成比(%)	45.7	40.9	37.8	34.9	33.7	31.9	29.2
片親と子の世帯	世帯数	1,364	1,625	2,031	2,343	2,576	2,882	2,900
	構成比(%)	7.2	7.2	8.0	8.5	9.1	9.8	9.4
その他世帯	世帯数	2,974	3,106	3,182	3,218	3,033	2,619	3,037
	構成比(%)	15.7	13.8	12.5	11.7	10.8	8.9	9.8

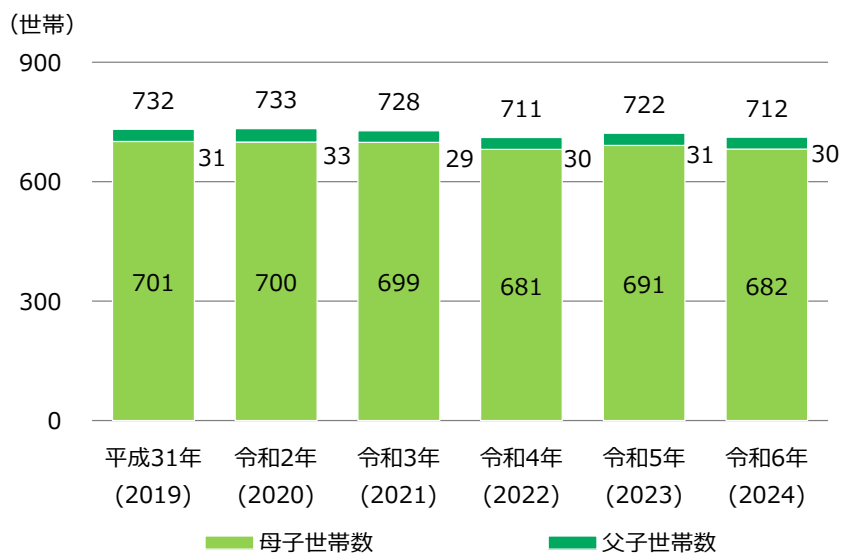
資料：「国勢調査」

世帯構成の推移をみると、平成2年以降、単独世帯は増加傾向にあり、令和2年においては9,136世帯で、総数の約3割を占めています。核家族世帯・その他世帯は減少傾向にあり、令和2年においては、核家族世帯は約6割、その他世帯は約1割となっています。

世帯構成の推移をみると、一般世帯数は増加傾向にある一方、1世帯あたり人員は減少を続けており、平成2年と令和2年を比較すると0.78人の減少となっています。

世帯構成の推移では、単独世帯の増加が目立って多くなっています。平成2年と令和2年を比較すると構成比は12.9ポイント増加しており、世帯数は約3倍に増加しています。また、核家族世帯についてその内訳をみると、夫婦のみの世帯が平成2年から令和2年にかけて7.4ポイント増加している一方、夫婦と子の世帯は16.5ポイント減少しており、世帯構成においても少子化の進行の影響がうかがえます。

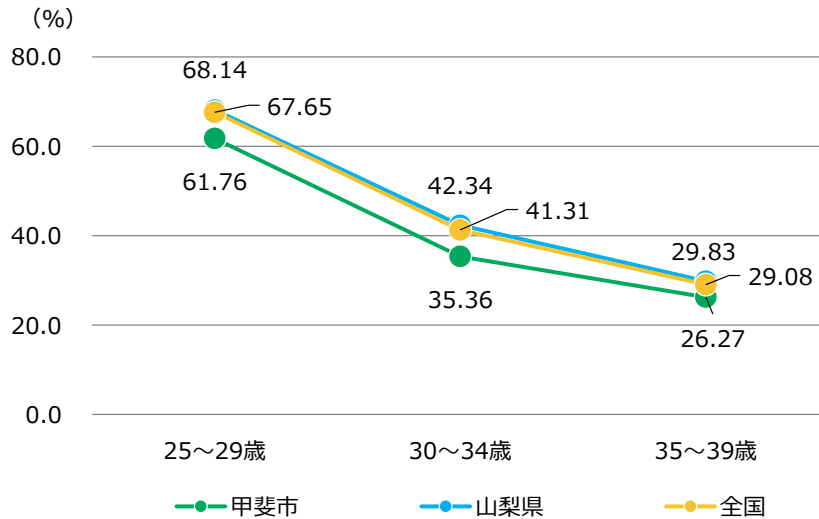
【ひとり親世帯数の推移】



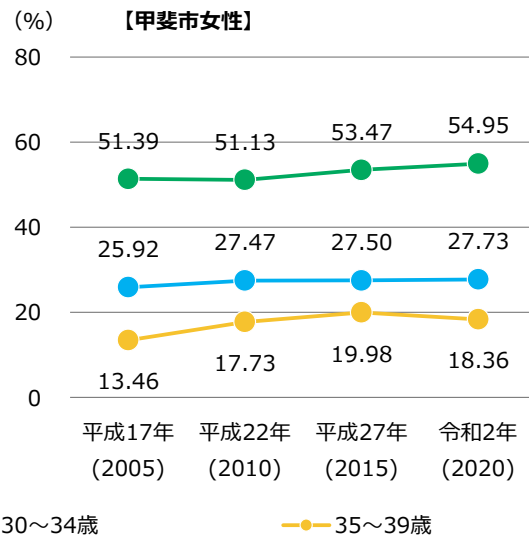
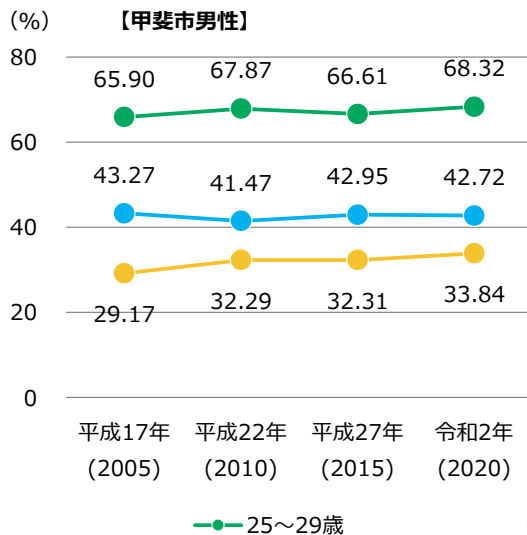
資料：甲斐市子育て支援課（各年 1 月 1 日現在）

ひとり親世帯数の推移をみると、平成 31 年以降、わずかな増減を繰り返して推移しています。母子世帯数は 700 世帯前後、父子世帯数は 30 世帯前後で推移しており、母子世帯数が全体の 9 割以上を占めています。

【未婚率の比較・推移】



資料：「令和2年国勢調査」

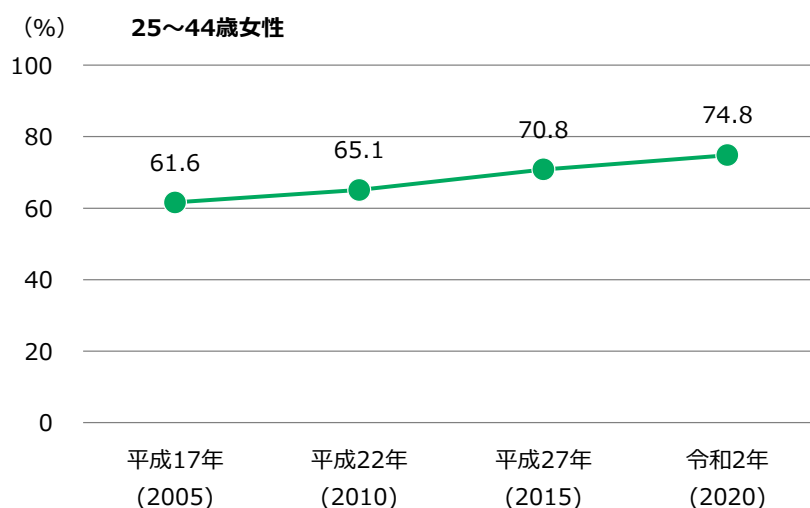


資料：「国勢調査」

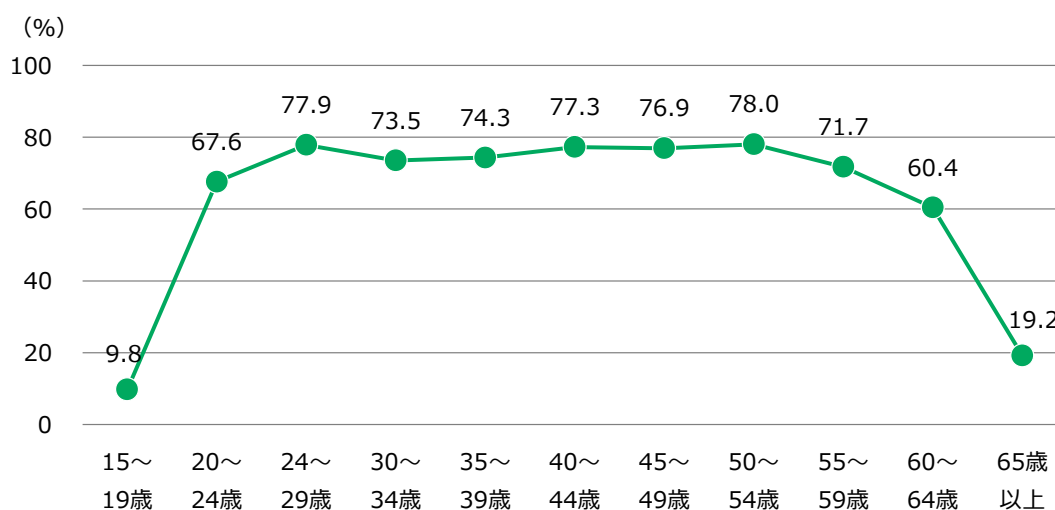
令和2年の未婚率をみると、甲斐市においては、25～29 歳が 61.76%、30～34 歳が 35.36%、35～39 歳が 26.27%となり、年齢階級が上がるにつれ未婚率が低くなっています。山梨県・全国と比較すると、いずれの数値も下回っています。

性別でみると、25～29 歳は、男性において7割弱、女性においては約半数、30～34 歳は、男性において4割強、女性においては3割弱、35～39 歳は、男性において約3割、女性においては1割～2割弱で推移しています。男性・女性ともにわずかながら上昇傾向にあり、いずれの年齢階級においても女性が男性を下回っています。

【女性の就業率・年齢階級別就業率の推移】



資料：「国勢調査」



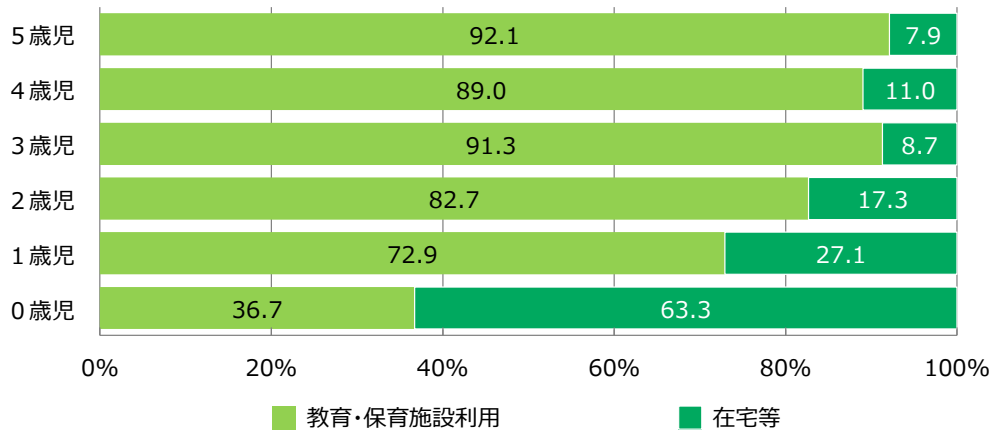
資料：「令和2年国勢調査」

国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、令和7年までに25～44歳の女性の就業率を82%まで向上させることを成果目標として設定しています。

女性（25～44歳）の就業率の推移をみると、平成17年以降、上昇を続けており、令和2年においては74.8%となっており、女性の社会進出が進んでいることがうかがえます。

年齢階級別でみると、20～29歳にかけては上昇、その後、結婚や出産を経ることによりやや低下していますが、30～59歳にかけてはおおむね75%前後で推移しています。

【年齢別就学前児童の居場所の状況】



単位 人数：人、割合：%

教育・保育施設種別		0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
教育・保育施設	市内公立保育園	25	4.4	130	22.0	152	24.4	167	21.7	161	22.4	174	22.9
	市外公立保育園	4	0.7	2	0.3	2	0.3	3	0.4	1	0.1	8	1.1
	市内私立保育園	64	11.2	106	17.9	115	18.5	135	17.6	117	16.3	121	15.9
	市外私立保育園	6	1.0	9	1.5	5	0.8	15	2.0	10	1.4	15	2.0
	市内私立幼稚園	0	0.0	0	0.0	13	2.1	37	4.8	40	5.6	34	4.5
	市外私立幼稚園	0	0.0	0	0.0	12	1.9	34	4.4	44	6.1	35	4.6
	市内認定こども園	42	7.3	94	15.9	107	17.2	165	21.5	163	22.6	185	24.3
	市外認定こども園	38	6.6	50	8.5	74	11.9	146	19.0	105	14.6	129	17.0
	市内小規模保育園	29	5.1	33	5.6	25	4.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	市外小規模保育園	2	0.3	7	1.2	10	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
在宅など		362	63.3	160	27.1	108	17.3	67	8.7	79	11.0	60	7.9
総数		572	100.0	591	100.0	623	100.0	769	100.0	720	100.0	761	100.0

資料：甲斐市子育て支援課（令和5年度末現在）

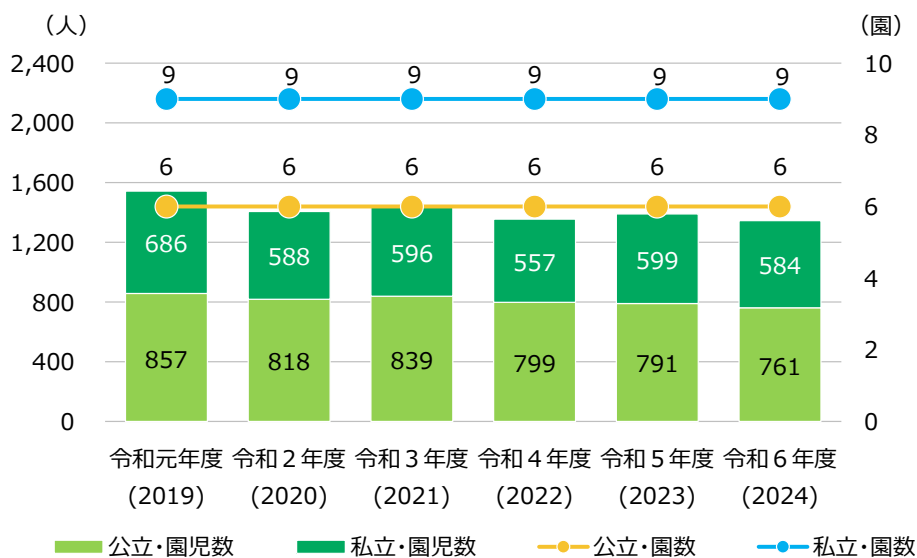
年齢別就学前児童の居場所の状況をみると、0歳児は63.3%が在宅等で過ごしていますが、1歳児は27.1%、2歳児は17.3%と在宅等で過ごす割合が大きく減少しています。3歳児以上の教育・保育施設利用率は、全体の約9割を占めています。

令和元年度と比較すると、0～2歳児において教育・保育施設利用率が大きく上昇しています。

(2) 保育園・幼稚園などの状況

施設名称	役割
保育所（園）	保育を必要とする児童を対象に保育を実施する施設
幼稚園	保育を必要としない児童を対象に、幼児期の教育を実施する施設
未移行幼稚園	新制度に移行しない従来制度を維持した幼稚園
幼保連携型認定こども園	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設としての認定こども園
幼稚園型認定こども園	認可幼稚園が、保育が必要なこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた認定こども園
保育所型認定こども園	認可保育所（園）が、保育が必要なこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えた認定こども園
地方裁量型認定こども園	幼稚園・保育所（園）いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすもの
認可外保育施設	保育所（園）に該当するが国の認可を受けていない保育施設
事業所内保育事業	事業主の措置（事業所内託児施設）として設置される施設
小規模保育施設	0～2歳の保育を必要とする児童を対象に保育を実施する定員19名以下の施設

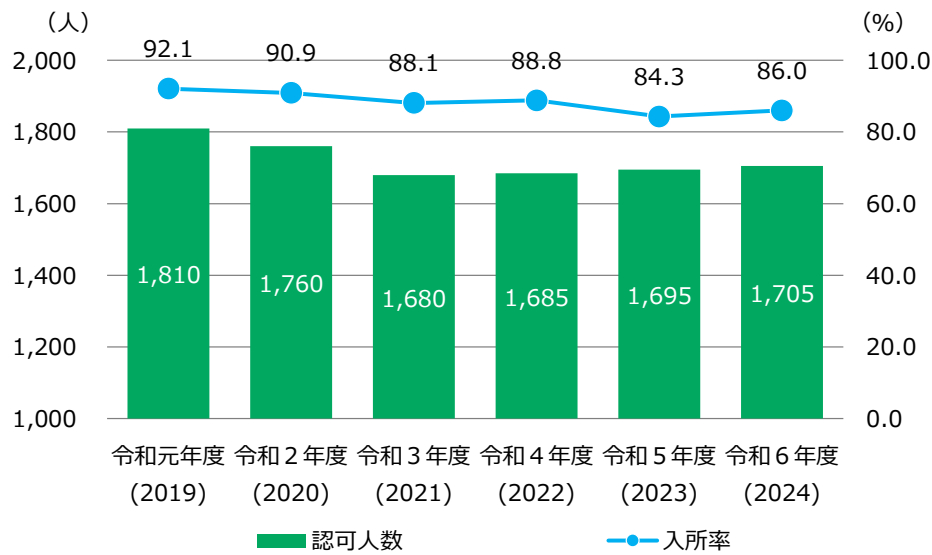
【保育園入所園児数及び園数の推移】



資料：甲斐市子育て支援課（各年度4月1日現在）
※他市町村への委託及び甲斐市の受託分を除く

保育園入所園児数及び園数の推移をみると、令和元年度以降、公立・私立ともに園数の増減はありません。園児数については、公立は700～800人台、私立はおおむね600人弱で推移しており、いずれも減少傾向にあります。令和6年度においては、公立・園児数が761人、私立・園児数が584人となっています。

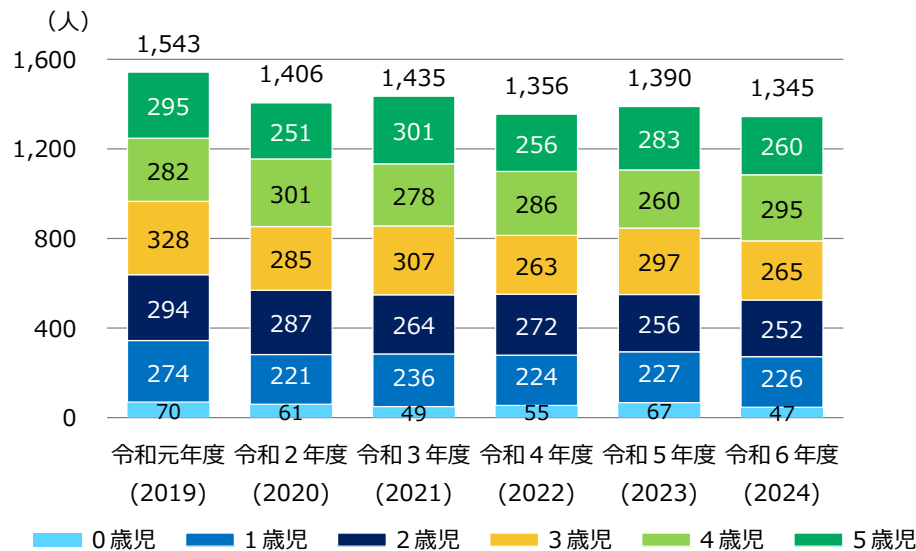
【保育園の認可人数及び入所率の推移】



資料：甲斐市子育て支援課（各年度4月1日現在）

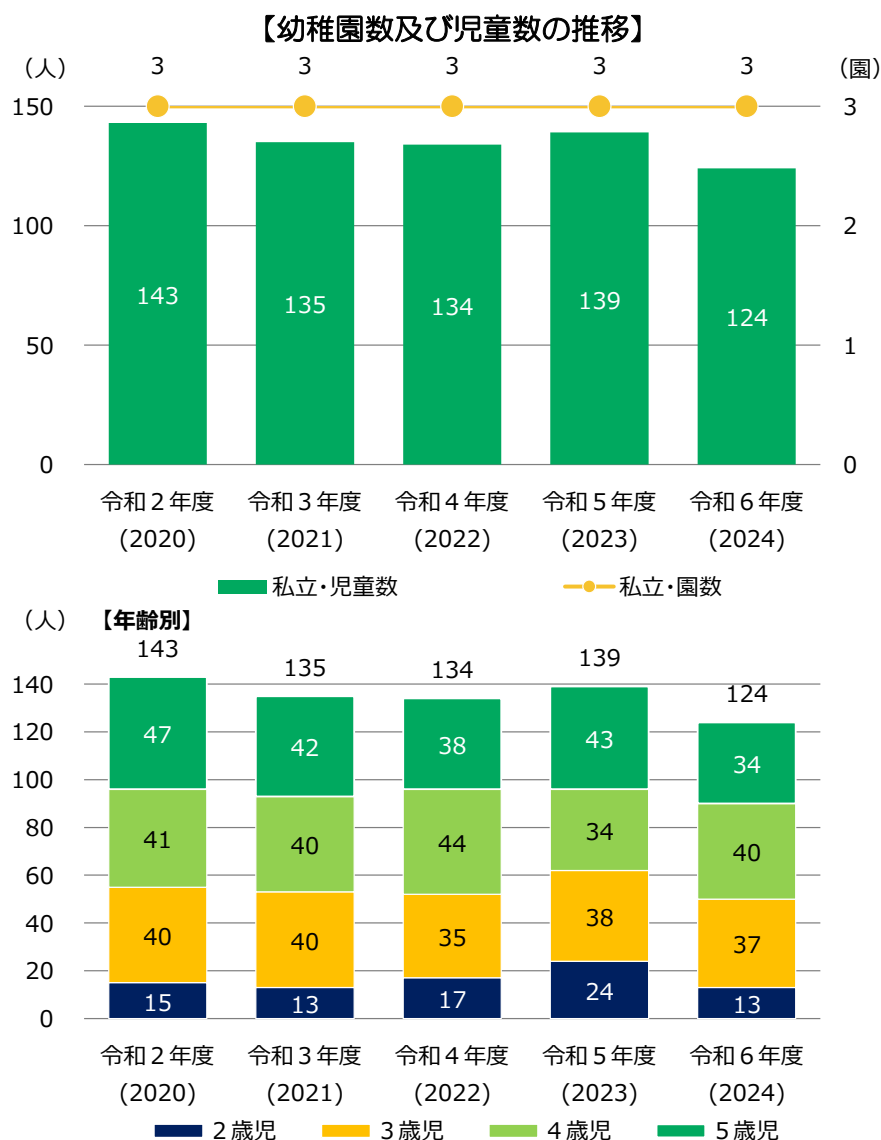
保育園の認可人数及び入所率の推移をみると、認可人数は、令和元年度から令和3年度にかけて減少、その後は増加傾向にあります。入所率は、令和元年度～令和2年度までは90.0%以上を維持していましたが、令和3年度以降は90.0%未満で推移しています。

【年齢別の保育園入所児童数の推移】



資料：甲斐市子育て支援課（各年度4月1日現在）
※他市町村への委託及び甲斐市の受託分を除く

年齢別の保育園入所児童数の推移をみると、令和元年度以降増減を繰り返して推移しています。令和3年度までは1,400人台で推移していますが、令和4年度以降は1,400人を下回って推移しており、令和6年度においては1,345人となっています。年齢別でも、増減を繰り返して推移しています。令和元年度から令和6年度にかけ、4歳児のみ13人増加している一方、その他の年齢においては減少しています。

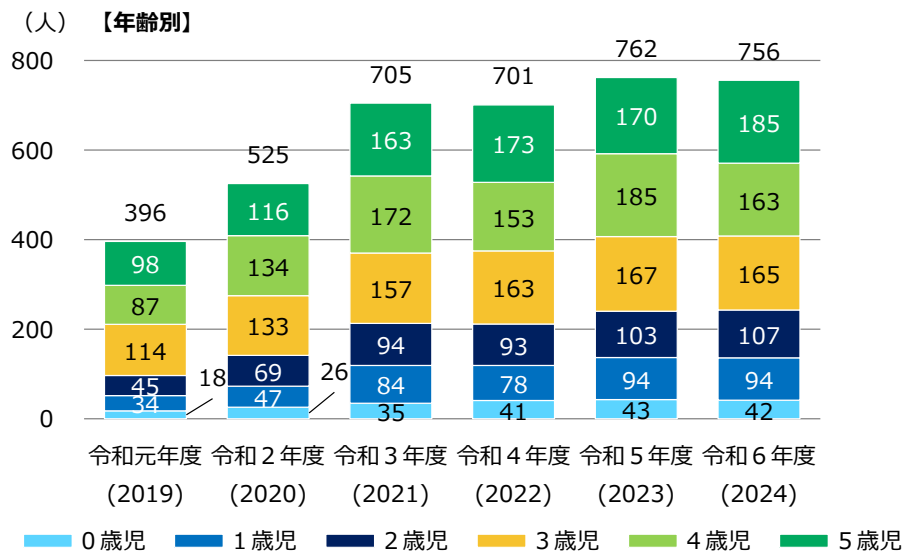
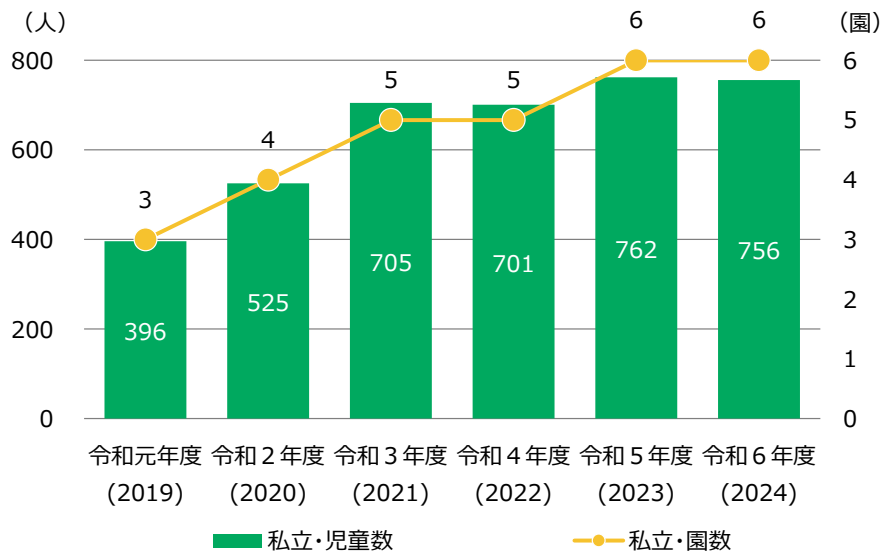


幼稚園数及び児童数の推移をみると、令和2年度以降、園数は3園となっています。児童数については、令和2年度以降、増減を繰り返して推移しています。おおむね130～140人台で推移していますが、令和6年度においては124人に減少しています。

年齢別でみると、令和2年度以降、2歳児はおおむね15人程度で推移していますが、令和5年度に24人に増加しています。3歳児・4歳児は、令和2年度以降ともにおおむね40人前後で推移しています。一方、5歳児は、令和5年度まではおおむね40人前後で推移し、多くの年で全体に占める人数が最も多くなっていましたが、令和6年度においては34人と3歳児・4歳児の人数を下回っています。

幼稚園においては、令和2年度から令和6年度にかけ、利用園児数が減少しています。利用園児数が減少していることの一理由の一つとして、女性の就業率の上昇（14ページ参照）が考えられます。25～44歳女性の就業率の推移をみると、平成17年から令和2年にかけて13.2ポイント上昇しており、女性活躍の推進が図られていることや、子育てにかかる経済的負担などから、今後も同様の傾向が続くことが予想されます。

【認定こども園数及び児童数の推移】



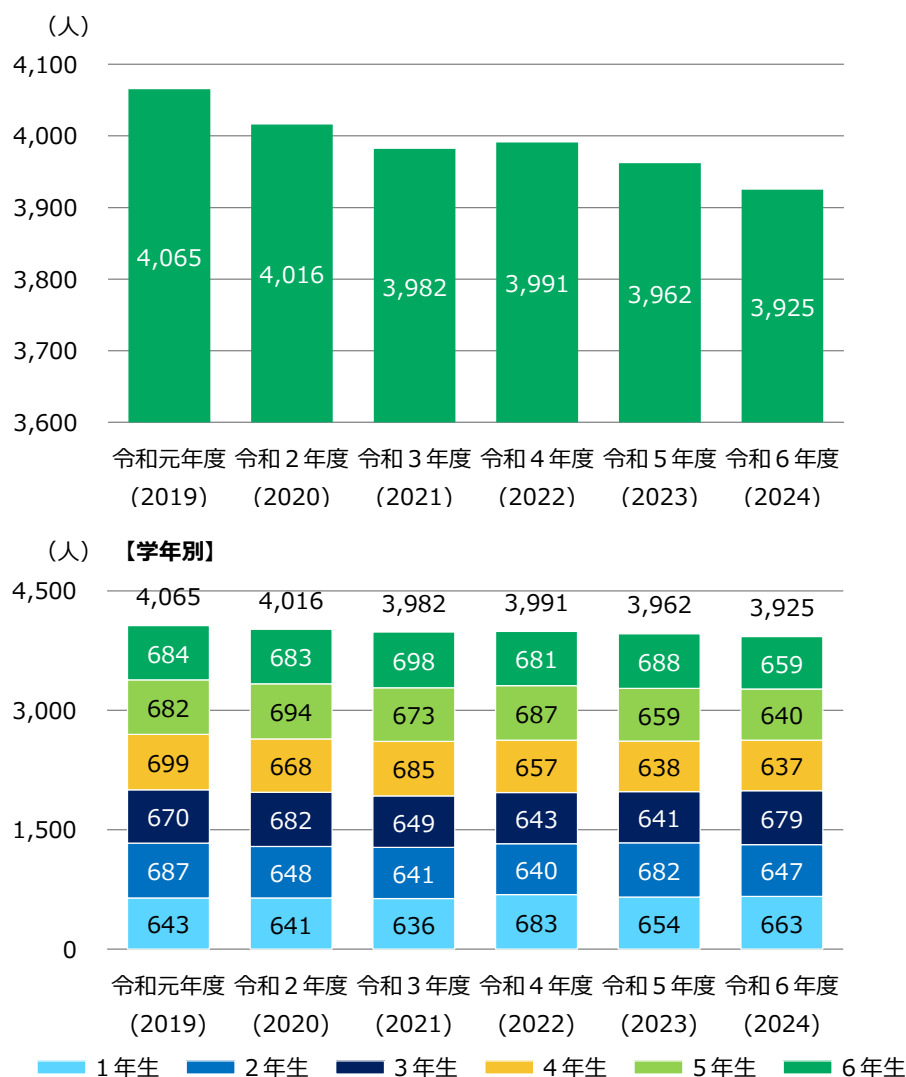
資料：甲斐市子育て支援課（各年度4月1日現在）

認定こども園数及び児童数の推移をみると、令和2年度・令和3年度に、保育園からの認定こども園への移行によって1園ずつ増加し、令和4年度までは5園、令和5年度以降は6園となっています。園数の増加に伴い、令和2年度・令和3年度において、児童数がそれぞれ1.3倍ずつ増加し、令和3年度以降は700人台で推移しています。

年齢別でみると、どの年齢においても園児数が増加傾向にあり、令和元年度から令和6年度にかけて5歳児の増加幅が最も大きくなっています。令和6年度においては185人となり、全体に占める割合が最も大きくなっています。

(3) 小学校・中学校の状況

【小学校児童数の推移】

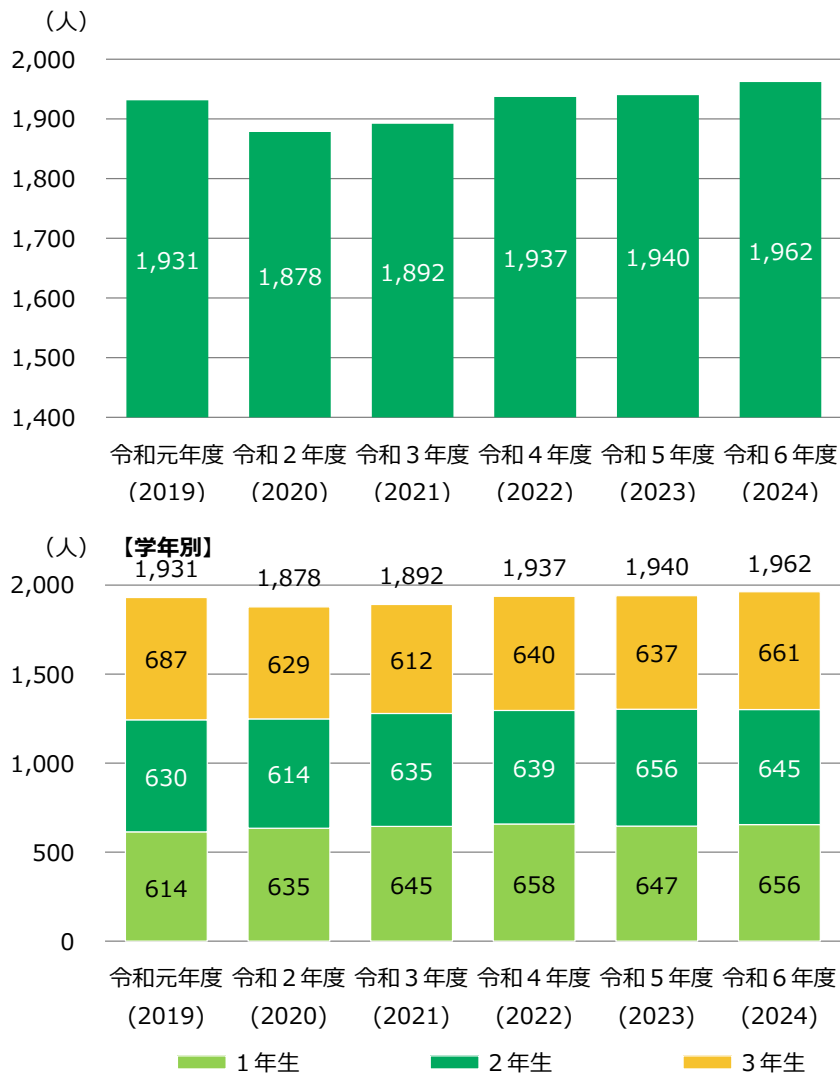


資料：甲斐市学校教育課（各年度5月1日現在）

市内11校の小学校の児童数の推移をみると、令和元年度以降、減少傾向にあります。令和3年度以降、4,000人を下回って推移しており、令和6年度においては3,925人となっています。

学年別でみると、令和元年度と令和6年度を比較すると、1年生・3年生のみ児童数が増加していますが、その他の学年では減少しています。

【中学校生徒数の推移】

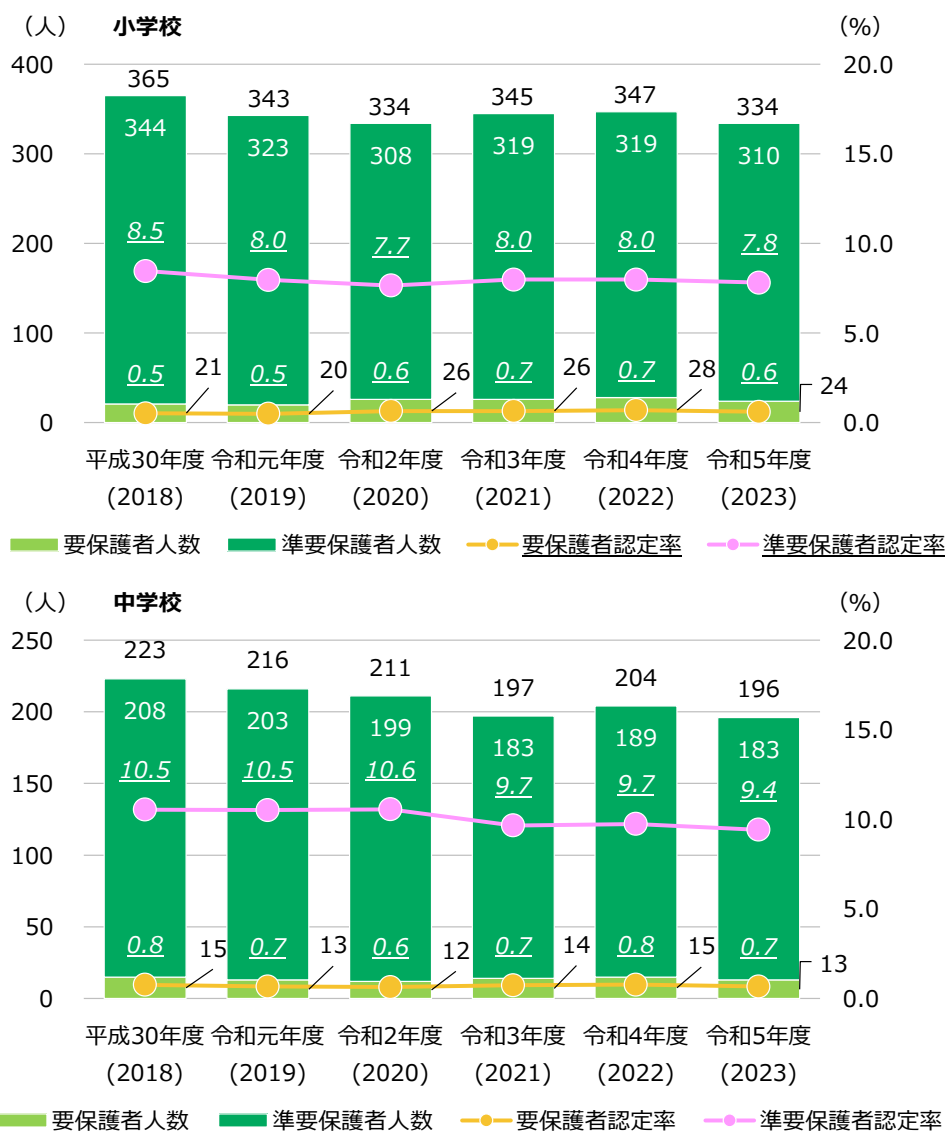


資料：甲斐市学校教育課（各年度5月1日現在）

市内5校の中学校の生徒数の推移をみると、令和元年度から令和2年度にかけては減少していますが、その後は増加傾向にあります。令和4年度以降は、おおむね 1,900 人台で推移しており、令和6年度においては 1,962 人となっています。

学年別でみると、令和元年度と令和6年度を比較すると、3年生のみ減少、1年生・2年生は増加しています。

【就学援助児童生徒数の推移】



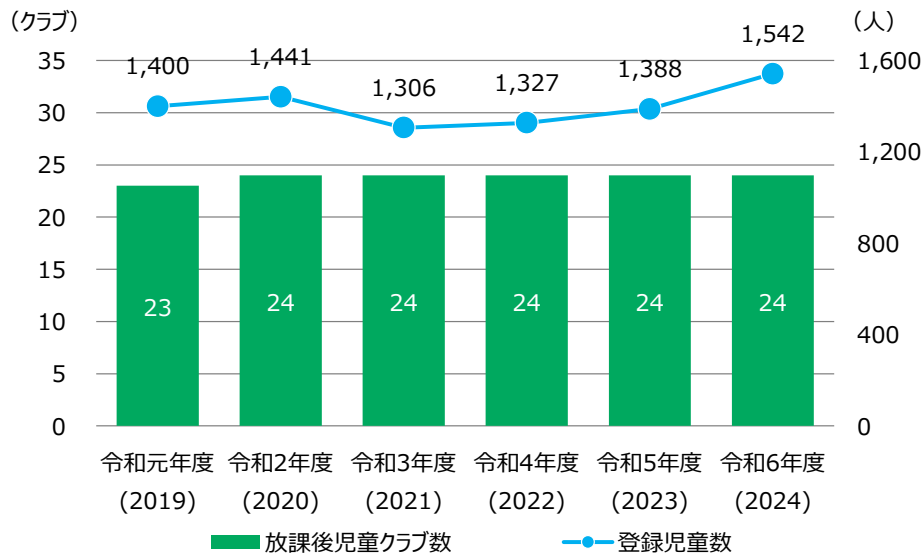
※就学援助：経済的な理由により就学が困難な家庭に対し、学校で必要な費用の一部を支給する制度。

就学援助児童生徒数の推移をみると、小学校においては、平成 30 年度以降、要保護者人数・準要保護者人数ともに、増減を繰り返して推移しています。令和元年度以降はその合計がおおむね 340 人前後で推移しており、令和 5 年度においては 334 人となっています。

中学校においては、平成 30 年度以降、要保護者人数・準要保護者人数ともに、やや減少傾向にあります。令和 3 年度以降はその合計がおおむね 200 人前後で推移しており、令和 5 年度においては 196 人となっています。

(4) 地域子ども・子育て支援事業対象事業の状況

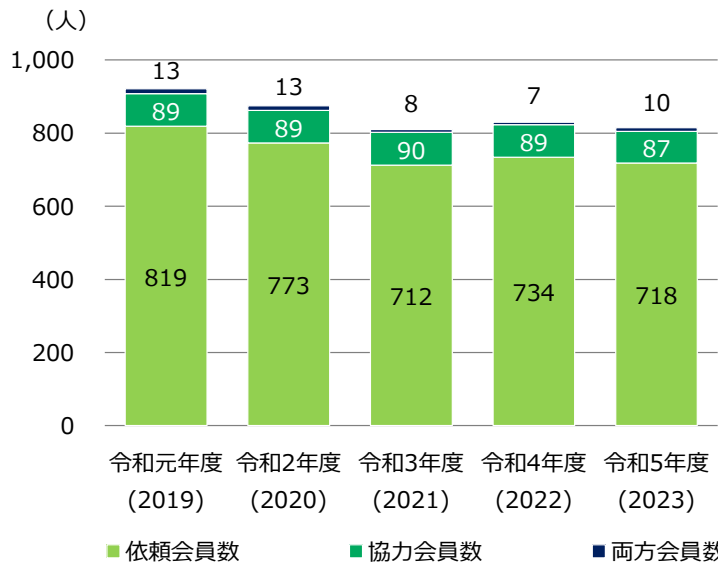
【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）のクラブ数・登録児童数推移】



資料：甲斐市子育て支援課（各年度5月1日現在）

放課後児童クラブのクラブ数は、令和2年度以降、24クラブとなっています。登録児童数は、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により増減を繰り返して推移しています。令和3年度においては1,306人で、それ以降は増加傾向に転じ、令和6年度においては1,542人となっています。

【ファミリー・サポート・センターの会員数・活動件数の推移】



資料：甲斐市子育て支援課（各年度末日現在）

ファミリー・サポート・センターの会員数・活動件数の推移をみると、令和元年度以降、協力会員数はほぼ横ばいで推移しています。依頼会員数は増減を繰り返していますが、令和元年度から令和5年度にかけてはおおむね減少傾向にあります。なお、「預ける」「預かる」の両方を兼ねることのできる両方会員数は、おおむね減少傾向であり、令和5年度には10人となっています。

【ファミリー・サポート・センターの活動件数内訳の推移】

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
保育園・幼稚園の登園前の預かり	352	19	102	174	3
保育園・幼稚園の帰宅後の預かり	139	89	92	18	13
保育園・幼稚園の送り	39	7	4	14	5
保育園・幼稚園の迎え	516	89	262	149	183
放課後児童クラブ終了後の預かり	6	159	81	0	7
学校の放課後の預かり	392	621	515	342	244
保護者等の冠婚葬祭による外出、 他のこどもの学校行事の場合の援助	102	46	50	117	79
保護者等の外出の場合の援助	303	178	182	191	239
放課後児童クラブの迎え	552	496	439	434	150
こどもの習い事等の場合の援助	153	245	410	370	196
保育園・学校等休み時の援助	162	65	67	80	29
保育園等施設入所前の援助	0	0	0	0	0
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	314	226	42	48	133
保護者等の求職活動中の援助	5	1	13	3	8
保護者等の病気、その他急用の場合の援助	127	34	144	121	70
その他	0	0	0	0	0
合計活動件数	3,162	2,275	2,403	2,061	1,359

資料：甲斐市子育て支援課（各年度末日現在）

ファミリー・サポート・センターの活動件数をみると、利用件数が最も多いのは、令和元年度・令和4年度においては「放課後児童クラブの迎え」、令和元年度が552件、令和4年度が434件となっています。令和2年度・3年度・5年度においては「学校の放課後の預かり」、令和2年度が621件、令和3年度が515件、令和5年度が244件となっています。主な利用目的として「学校の放課後の預かり」「放課後児童クラブの迎え」が多いことがわかります。

【その他の地域子ども・子育て支援事業の確保量・見込・実績値】

事業名			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1	延長保育事業（時間外保育）	確保量(人)	575	575	575	575	575
		実績(人)	508	324	261	762	
2	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	確保量(人日※)	26	26	26	26	26
		実績(人日)	0	13	56	20	
3	地域子育て支援拠点事業	確保量(人回※)	24,300	24,300	24,300	24,300	24,300
		実績(人回)	15,580	14,700	14,563	16,611	
4	一時預かり事業（幼稚園型）	確保量(人日)	785	785	785	785	785
		実績(人日)	4,413	12,899	9,006	14,119	
	一時預かり事業（その他）	確保量(人日)	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
		実績(人日)	680	1,011	715	725	
5	病児・病後児保育事業	確保量(人日)	480	480	480	480	480
		実績(人日)	255	511	540	743	
6	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	確保量(人日)	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
		実績(人日)	2,275	2,403	2,061	1,359	
7	利用者支援事業	確保量(事業)	3	3	3	3	3
		実績(事業)	3	3	3	3	
8	妊婦一般健康診査費助成事業	見込(人)	1,119	1,105	1,088	1,070	1,055
		実績(人)	645	1,006	978	928	
9	乳児家庭全戸訪問事業	見込(人)	688	680	671	661	652
		実績(人)	610	589	568	555	
10	養育支援訪問事業	見込(人)	130	130	130	130	130
		実績(人)	10	17	14	13	

資料：甲斐市子育て支援課、健康増進課（各年度末日現在）

※1人が1日利用した時を「1人日（にんにち）」とします。例えば1人の人が2日間利用した場合は、2人日と数えます。

※1人が1回利用した時を「1人回（にんかい）」とします。例えば1人の人が2回利用した場合は、2人回と数えます。

本計画の計画期間内におけるその他の地域子ども・子育て支援事業の確保量・見込・実績値は、上記表のとおりです（各事業の事業概要については119～129ページを参照）。

(5) 母子保健の状況

【母子保健関連の取組状況の推移】

単位：(件、人)

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
母子健康手帳交付数	708	645	655	579	559
父子健康手帳交付数	752	691	693	618	593
妊婦一般健康診査(延べ)	10,676	9,328	11,528	10,757	10,198
乳児一般健康診査(延べ)	1,213	1,282	1,104	1,119	1,047
乳児健康診査	628	550	553	622	569
1歳6か月児健康診査	667	669	604	601	642
2歳児健康診査	611	520	625	612	686
3歳児健康診査	636	710	605	644	709
母親学級(延べ)※	169	155	0	0	77
発達相談事業(延べ)	85	75	79	83	98
離乳食教室(延べ)※	166	148	126	143	157
離乳食個別相談事業※			113	94	87
ファミリー食育教室(延べ)※	268	0	0	38	50
乳幼児健康相談(延べ)	858	718	828	975	785
家庭訪問(延べ) (妊婦訪問・こんにちは赤ちゃん訪問、他)	1,483	1,405	1,264	1,200	1,197
1歳児健康相談事業※	546	536			
産後ケア事業(日帰り型)	294	204	201	206	201
産後ケア事業(宿泊型)	86	63	56	89	131
産婦健康診査(延べ)	1,254	1,174	1,140	1,101	1,100
新生児聴覚検査	695	639	608	593	567

資料：甲斐市健康増進課（各年度末日現在）

※印は、事業内容や回数等の見直しにより実績値に差があります。

母子保健関連の取組状況の推移は、上記表のとおりです。

(6) 各種手当・助成の状況

【児童手当・児童扶養手当支給対象人数の推移】

支給対象人数（人）	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童手当	9,822	9,725	9,603	9,252	8,932
児童扶養手当	612	599	593	588	550

【こども医療費・ひとり親医療費助成対象件数の推移】

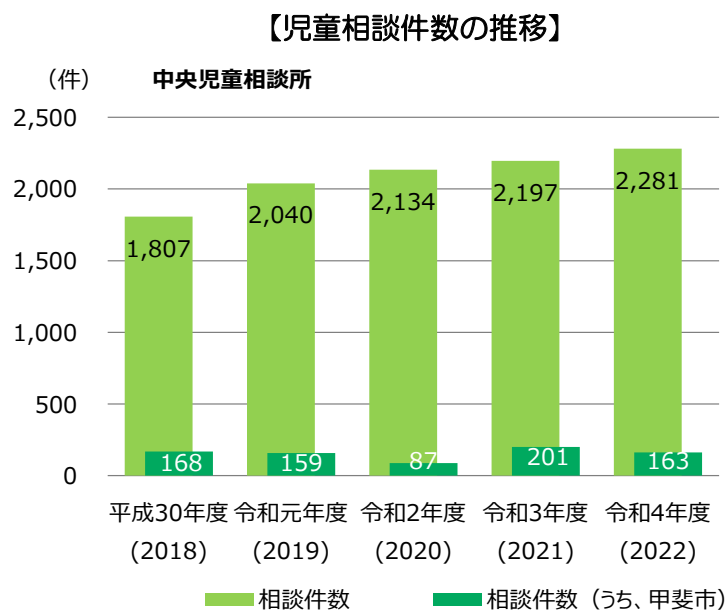
助成対象件数（件）	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
こども医療費	158,251	126,358	140,960	174,560	203,001
ひとり親医療費	19,574	17,038	17,951	17,899	19,066

資料：甲斐市子育て支援課（各年度末日現在）

児童手当・児童扶養手当支給対象人数の推移をみると、令和元年度以降、ともに減少傾向にあります。令和5年度においては、児童手当支給対象人数が 8,932 人、児童扶養手当支給対象者が 550 人となっています。

こども医療費・ひとり親医療費助成対象件数の推移をみると、令和元年度以降、ともに増減を繰り返して推移しています。令和5年度においては、こども医療費助成対象件数が 203,001 件、ひとり親医療費助成対象件数が 19,066 件となっています。

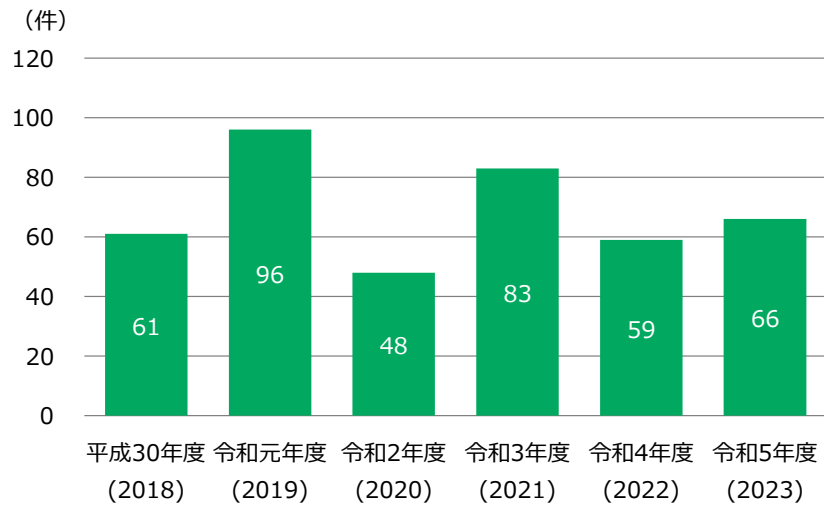
(7) その他、こども・若者に関する状況



資料：山梨県中央児童相談所（各年度末日現在）

児童相談件数の推移をみると、中央児童相談所の相談件数の総数は、平成30年度以降、増加傾向にあり、令和4年度においては2,281件となっています。相談件数のうち、甲斐市におけるものの推移は、平成30年度以降増減を繰り返して推移しています。令和元年度から令和2年度にかけてはほぼ半減している一方、令和3年度には201件に増加しています。令和4年度においては再び減少に転じ、163件となっています。

【児童虐待相談件数の推移】



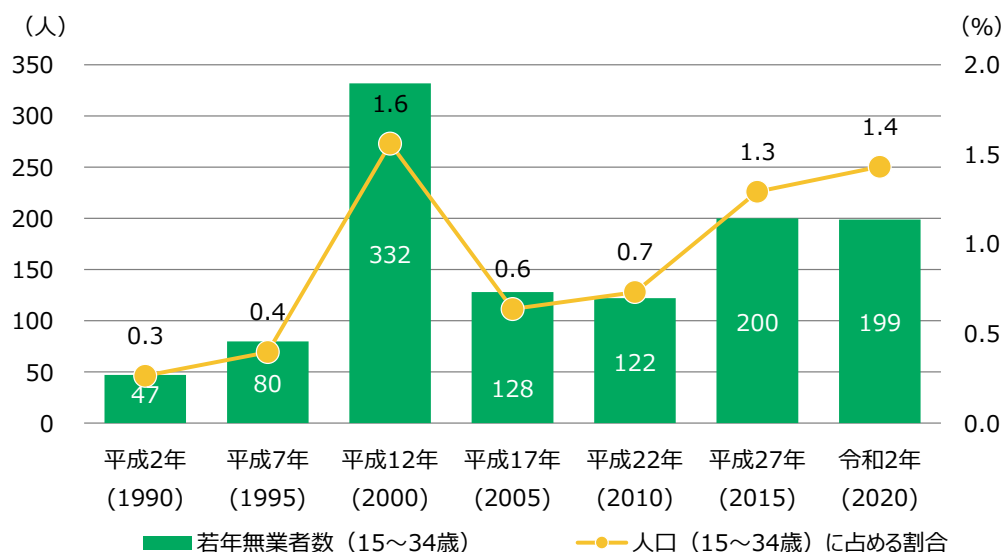
【児童虐待相談内容の内訳の推移】

相談内容 (件)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
ネグレクト	14	29	15	18	10	19
心理的虐待	35	46	24	42	32	32
身体的虐待	12	21	9	23	17	12
性的虐待	0	0	0	0	0	3
計	61	96	48	83	59	66

資料：甲斐市子育て支援課（各年度末日現在）

児童虐待相談件数の推移をみると、平成 30 年度以降増減を繰り返して推移しており、令和 5 年度においては 66 件となっています。相談内容の内訳の推移をみると、どの年度においても心理的虐待が約半数～6 割程度と最も多くなっています。

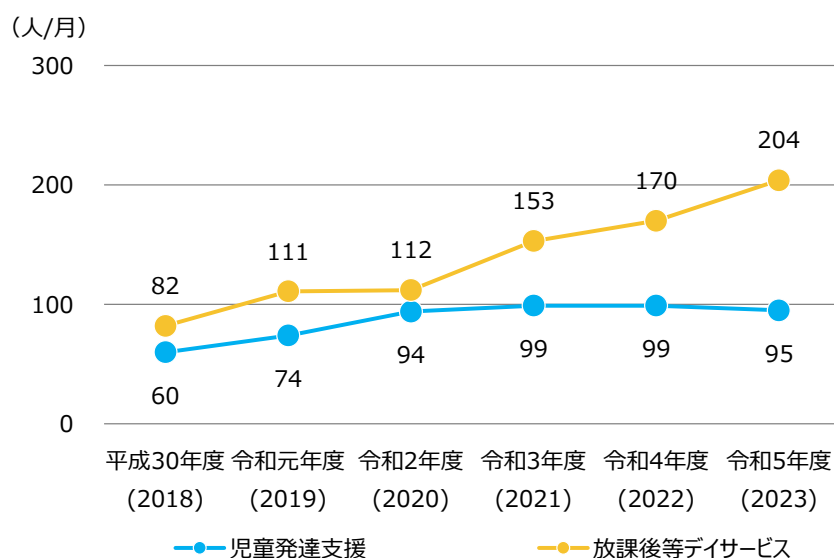
【若年無業者数の推移】



※若年無業者：15 歳から 34 歳までの非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者
資料：「国勢調査」

若年無業者数の推移をみると、平成 12 年の 332 人をピークに、その後は減少しているものの、平成 27 年以降再び 200 人程度まで増加しています。令和 2 年においては 199 人となっており、人口（15～34 歳）に占める割合は 1.4%となっています。若年無業者が 15～34 歳人口に占める割合の推移をみると、平成 17 年に 0.6%まで減少して以降は増加傾向にあります。

【障がい児通所支援の月あたり利用人数の推移】



資料：甲斐市障がい者支援課（各年度末日現在）

障がい児通所支援の月あたり利用人数の推移をみると、児童発達支援は、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて増加傾向にあり、その後はおおむね横ばい傾向にあります。放課後等デイサービスは、平成 30 年度以降増加傾向にあります。特に、令和 3 年度以降は増加幅が大きくなり、令和 5 年度においては 204 人となっています。

2 各種アンケート調査からみる現状

(1) 調査の概要

調査の目的

本計画の策定にあたり、子育て家庭における教育・保育・子育て支援に係る事業の現状や利用希望、こども・若者の生活状況や意識、保護者の子育てに対する考えや要望などを把握するために、アンケート調査を実施しました。

調査対象及び調査方法

●子ども・子育て支援に関するニーズ調査

区分		調査方法
就学前児童保護者	市内に在住の就学前のこどものいる家庭	郵送配布・郵送回収
小学生保護者	市内に在住の小学生のこどものいる家庭	

●こども・若者意識調査、子どもの生活実態調査

区分		調査方法
こども	小学5年生	郵送配布・郵送回収 (こどもと保護者を結び付け)
	中学2年生	
16歳以上※1	高校生※2	郵送配布・郵送回収またはインターネット回答
	高校生以外	
保護者	小学5年生保護者	郵送配布・郵送回収 (こどもと保護者を結び付け)
	中学2年生保護者	

※1：対象年齢は16歳～39歳（2024年7月1日時点）

※2：対象学年は高校2年生

調査期間

令和6年7月10日～令和6年7月29日

回収状況

●子ども・子育て支援に関するニーズ調査

区分	配布・発送数	有効回収数※	有効回収率
就学前児童保護者	2,000件	1,158件	57.9%
小学生保護者	1,000件	549件	54.9%

●こども・若者意識調査、子どもの生活実態調査

区分	配布数	回収数	有効回収数※	有効回収率	備考
■こども					
小学5年生	500件	261件	261件	52.2%	うち250件は、保護者と結び付け可
中学2年生	500件	250件	248件	49.6%	うち238件は、保護者と結び付け可
■16歳以上					
高校生	500件	316件	315件	31.5%	【有効回収数の回答方法内訳】 郵送125件、インターネット190件
高校生以外	500件				
■保護者					
小学5年生 保護者	500件	263件	262件	52.4%	
中学2年生 保護者	500件	254件	254件	50.8%	

※有効回収数とは、無効票（白票やほとんど記入のない調査票など）を除いた件数。

調査結果を見る際の注意事項

- 回答率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数第2位を四捨五入しています。したがって、グラフ中の比率の合計が100.0%にならない場合や、グラフ中の比率の合計と文中の比率の合計が一致しない場合があります。
- 複数回答可の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- グラフ中の「n (Number of case の略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。
- 小学5年生・中学2年生・16歳以上の各調査において共通した設問の調査結果は、設問文や選択肢等の表記を中学2年生用調査票のとおりとしています（一部を除く。）。
- クロス集計において、分析軸の「わからない」及び無回答を排除しているため、単純集計（全体）の有効回答数とクロス集計の有効回答数の合計が一致しない場合があります。また、こどものクロス集計において、保護者票の回答を分析軸に用いる場合には、保護者票と結び付けできなかったものは無回答となり排除されます。同じく、保護者のクロス集計において、こども票の回答を分析軸に用いる場合には、こども票と結び付けできなかったものは無回答となり排除されます。
- クロス集計は調査結果を表にて表示しており、最も多い比率（または件数）のものを¹で網かけをしています（「その他」や無回答を除く）。
- クロス集計表において、回答がなかった部分は、件数・割合ともに「－」と表記しています。
- こども・若者意識調査においては、一部国が実施した同様の調査結果との比較を掲載しています。（こども家庭庁、令和5年度「こども政策の推進に関する意識調査」報告書 参照）

- クロス集計の分析軸として用いた家族類型は、次のように分類しています。

分類	保護者票の問3－2（家族形態）の回答内容
両親世帯	「両親世帯（父母と子）」または「祖父母同居の両親世帯」
ひとり親世帯	「父子世帯」「祖父母同居の父子世帯」「母子世帯」「祖父母同居の母子世帯」のいずれか

- 16歳以上調査は、次のように高校生と高校生以外に分類して集計しています。

分類	16歳以上票の問5（職業）の回答内容
高校生	「高校生」
高校生以外	「専門学校生」～「その他」のいずれか

- クロス集計の分析軸として用いた所得区分は、次のように分類しています。

- ①世帯の総収入をたずねる設問の各選択肢の中央値を、その世帯の収入と仮定して算出
- ②算出された金額を、世帯の人数の平方根で除した金額をもとに、次のとおり分類

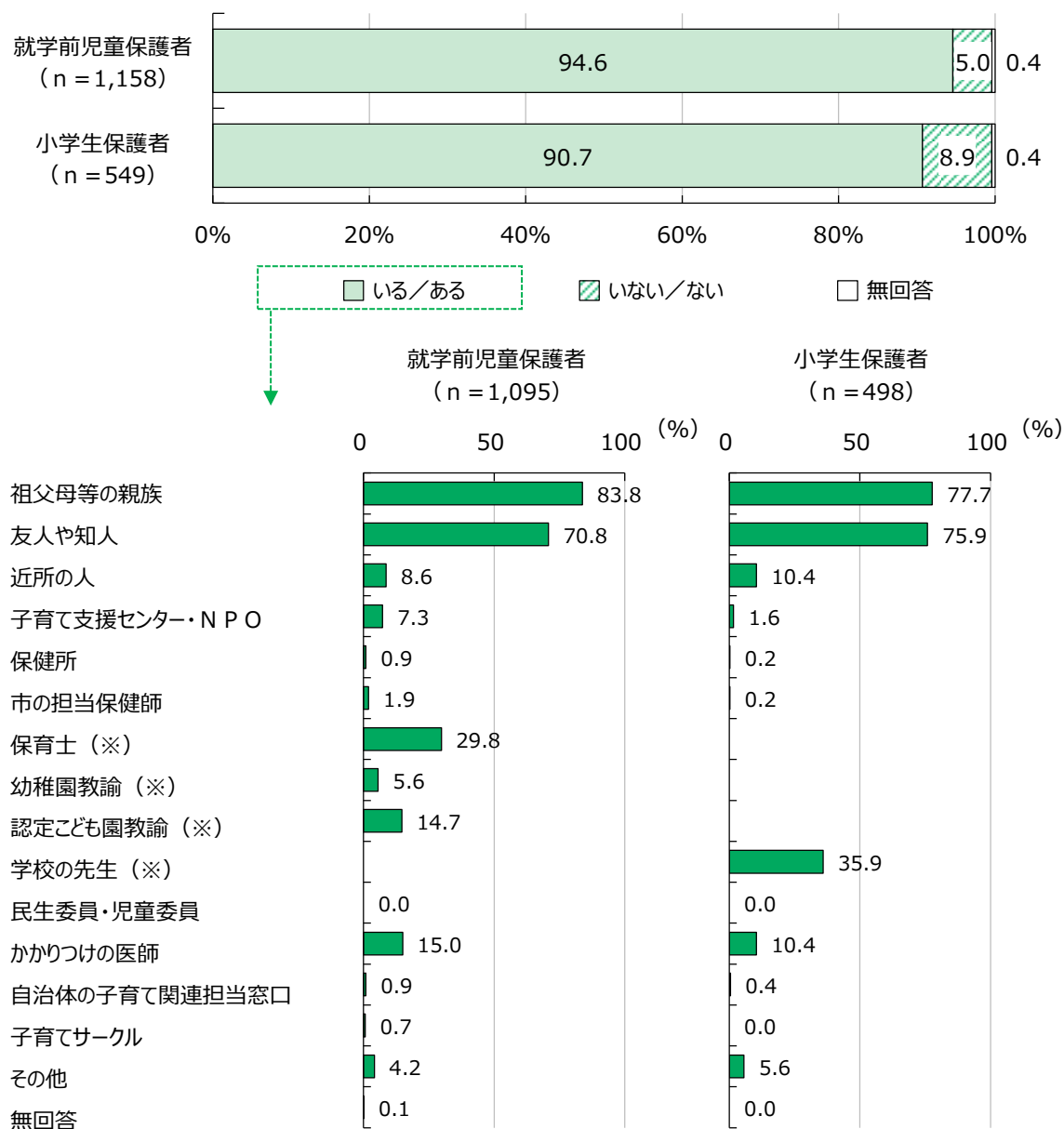
分類	金額
中央値以上	325万円以上
中央値の2分の1以上中央値未満	162万5千円以上 325万円未満
中央値の2分の1未満	162万5千円未満

※「2022年国民生活基礎調査」において、相対的貧困率を算出するのに用いる貧困線を、『等価可処分所得の中央値の半分の額』と定義している。甲斐市においてもこれを参考に、算出された金額の中央値（＝325万円）の半分の額（＝162.5万円）に満たない層を「相対的貧困層（参考）」とみなすものとする。

(2) 調査結果の抜粋

●子ども・子育て支援に関するニーズ調査

子育てをする上で、気軽に相談できる相手の有無及びその相談先【複数回答可】



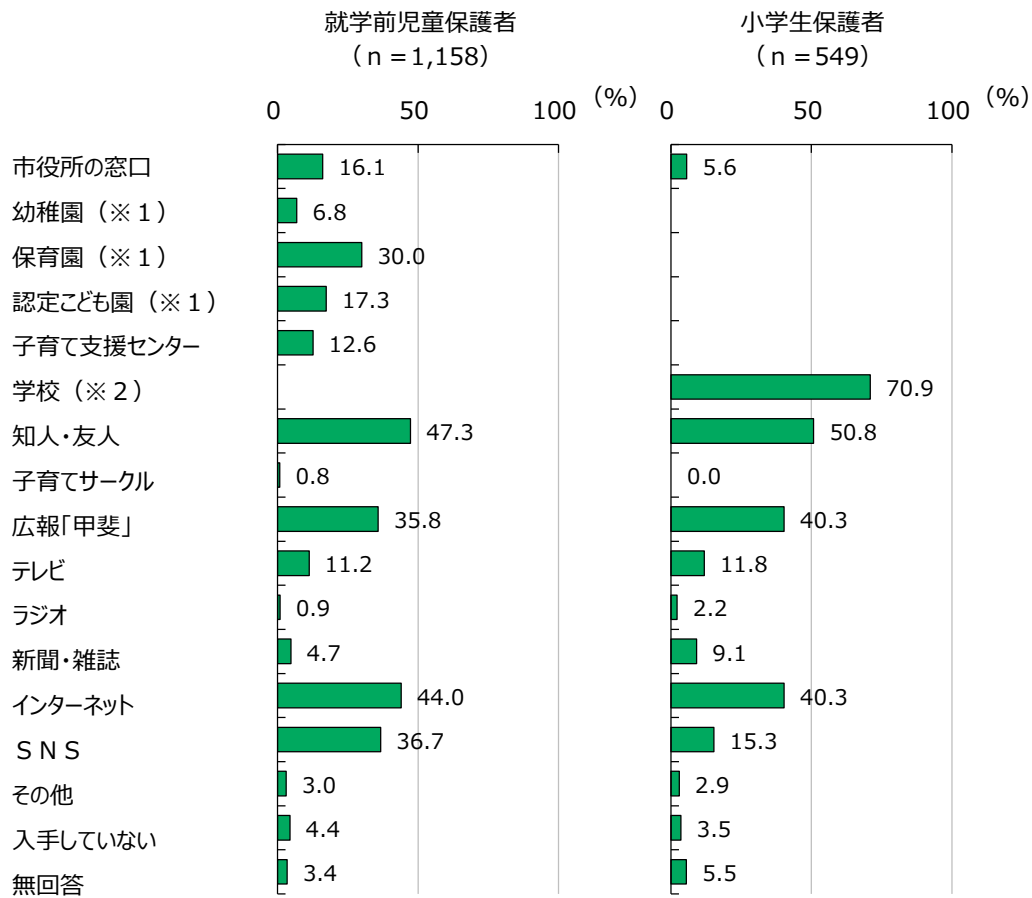
※「保育士」「幼稚園教諭」「認定こども園教諭」は、就学前児童保護者のみの選択肢

※「学校の先生」は、小学生保護者のみの選択肢

子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無については、「いる／ある」（就学前児童保護者：94.6%、小学生保護者：90.7%）が就学前児童保護者、小学生保護者ともに約9割を占めています。

その相談先については、就学前児童保護者において「祖父母等の親族」が83.8%と最も多く、次いで「友人や知人」が70.8%、「保育士」が29.8%などとなっています。小学生保護者においては「祖父母等の親族」が77.7%と最も多く、次いで「友人や知人」が75.9%、「学校の先生」が35.9%などとなっています。

子育てに関する支援情報の入手先【複数回答可】

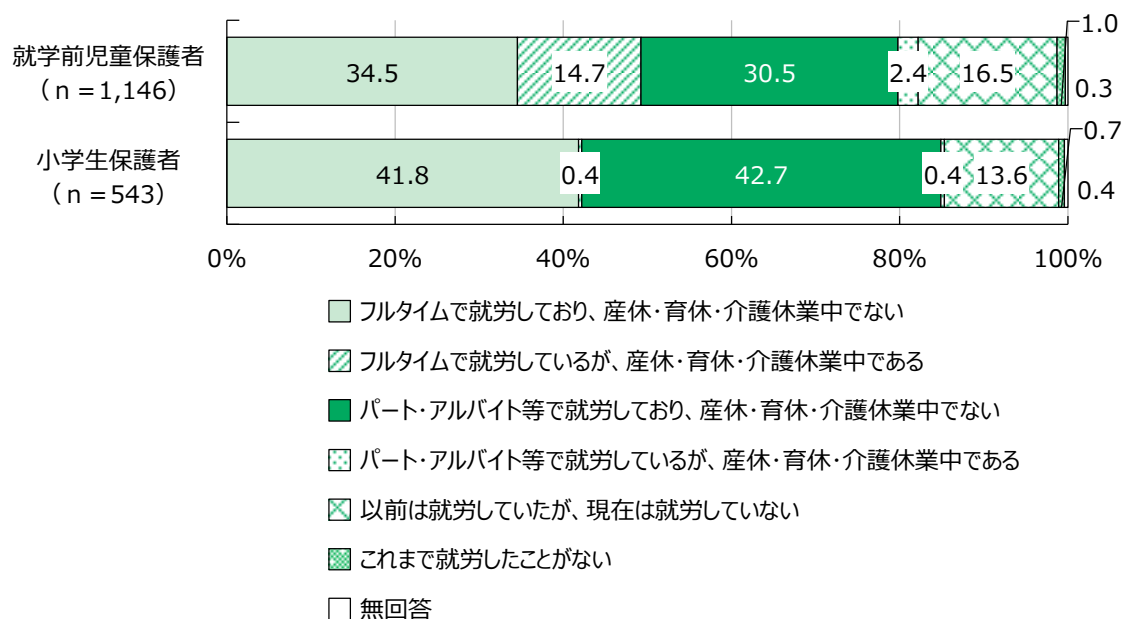


※ 1 : 「幼稚園」「保育園」「認定こども園」は、就学前児童保護者のみの選択肢

※ 2 : 「学校」は、小学生保護者のみの選択肢

子育てに関する支援情報の入手先については、就学前児童保護者において「知人・友人」が47.3%と最も多く、次いで「インターネット」が44.0%、「SNS」が36.7%などとなっています。小学生保護者においては「学校」が70.9%と最も多く、次いで「知人・友人」が50.8%、「広報『甲斐』」「インターネット」がともに40.3%などとなっています。

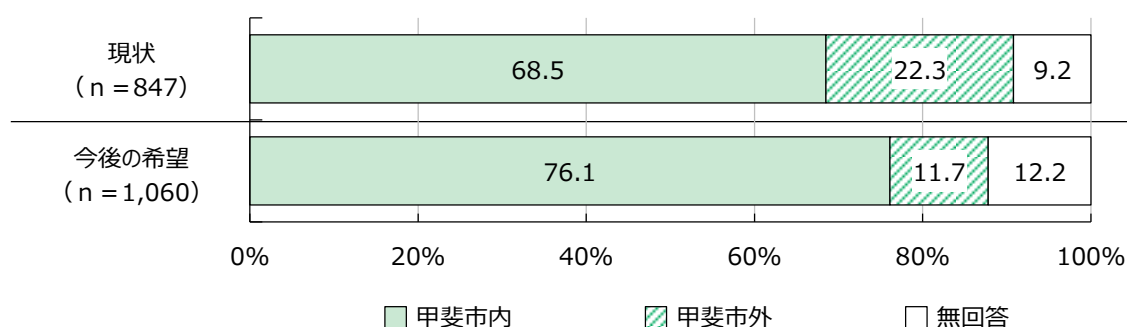
保護者（母親）の就労状況



母親の就労状況については、就学前児童保護者において「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が34.5%と最も多く、小学生保護者においては「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が42.7%と最も多くなっています。

産休・育休・介護休業中を含んだ『就労している人』の割合をみると、就学前児童保護者において82.1%、小学生保護者において85.3%となっています。

現在、教育・保育事業を利用している場所（※1） 今後現在、教育・保育事業を利用したい場所（※2）



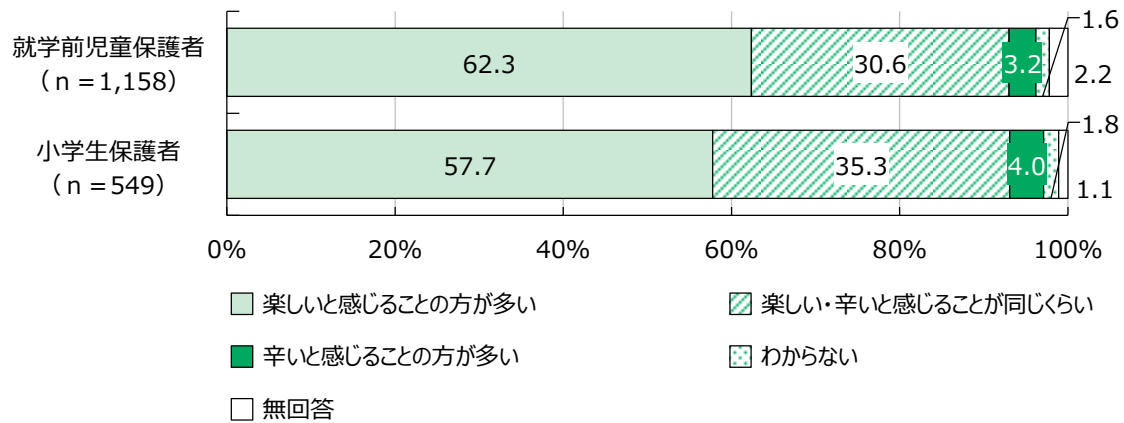
※1：現在、定期的な教育・保育事業を利用している方のみ

※2：定期的な教育・保育事業として具体的な希望がある方のみ

現在、利用している定期的な教育・保育事業の実施場所は、「甲斐市内」が68.5%、「甲斐市外」が22.3%となっています。

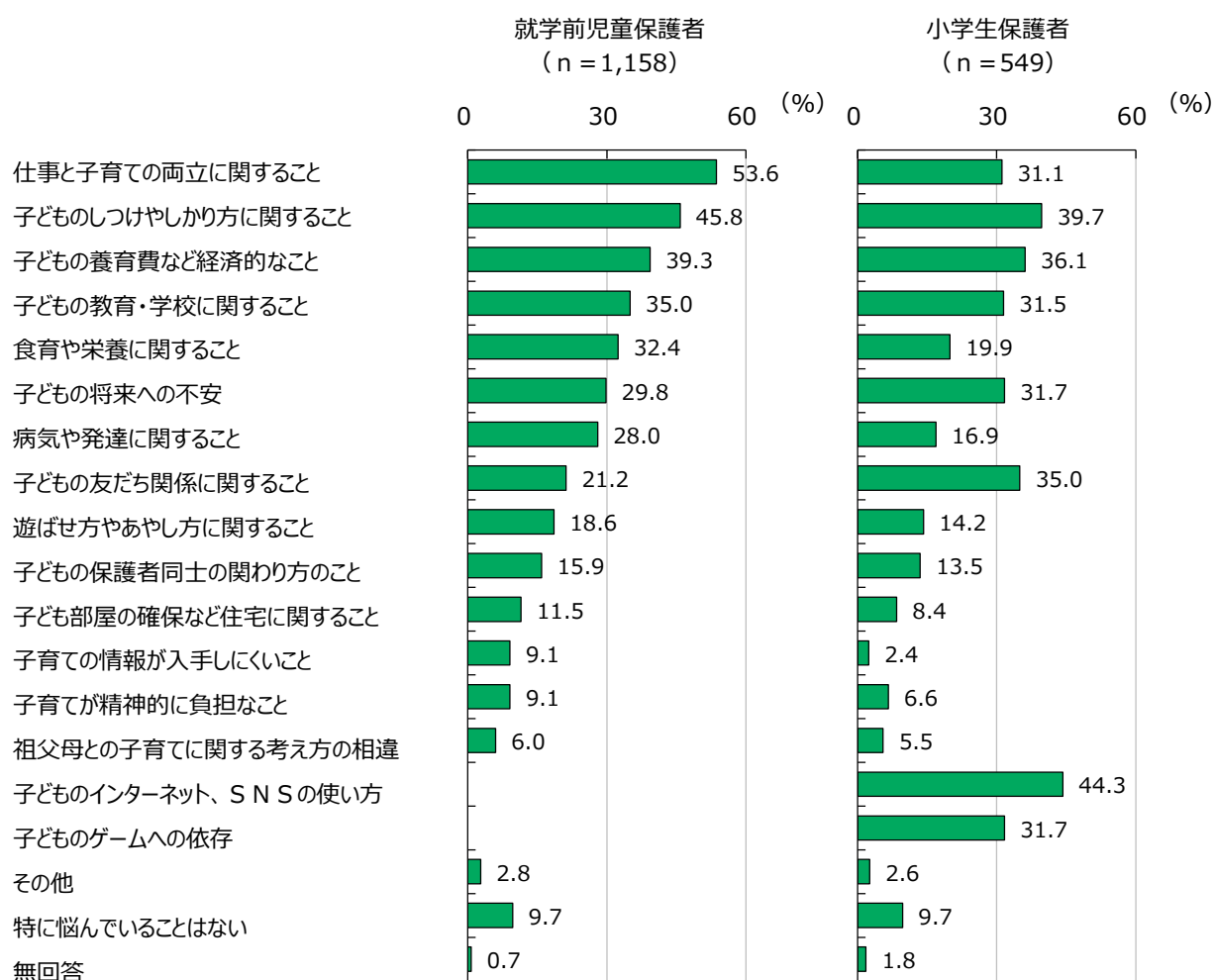
今後、教育・保育事業を利用したい場所は、「甲斐市内」が76.1%、「甲斐市外」が11.7%となっており、市内での利用希望が多いことがうかがえます。

子育てを楽しんでいることが多いと感じるか



子育てが楽しいかについては、「楽しいと感じることが多い」（就学前児童保護者：62.3%、小学生保護者：57.7%）が就学前児童保護者、小学生保護者ともに最も多く、次いで「楽しい・辛いと感じることが同じくらい」（就学前児童保護者：30.6%、小学生保護者：35.3%）の順となっています。

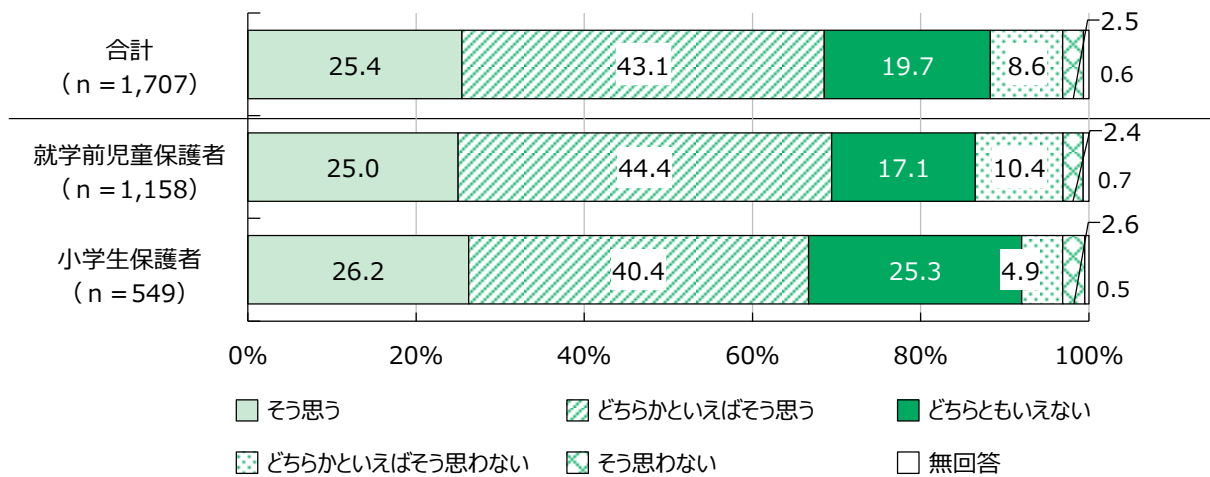
子育てにおいて、悩んでいること【複数回答可】



※「子どものインターネット、SNSの使い方」「子どものゲームへの依存」は、小学生保護者のみの選択肢

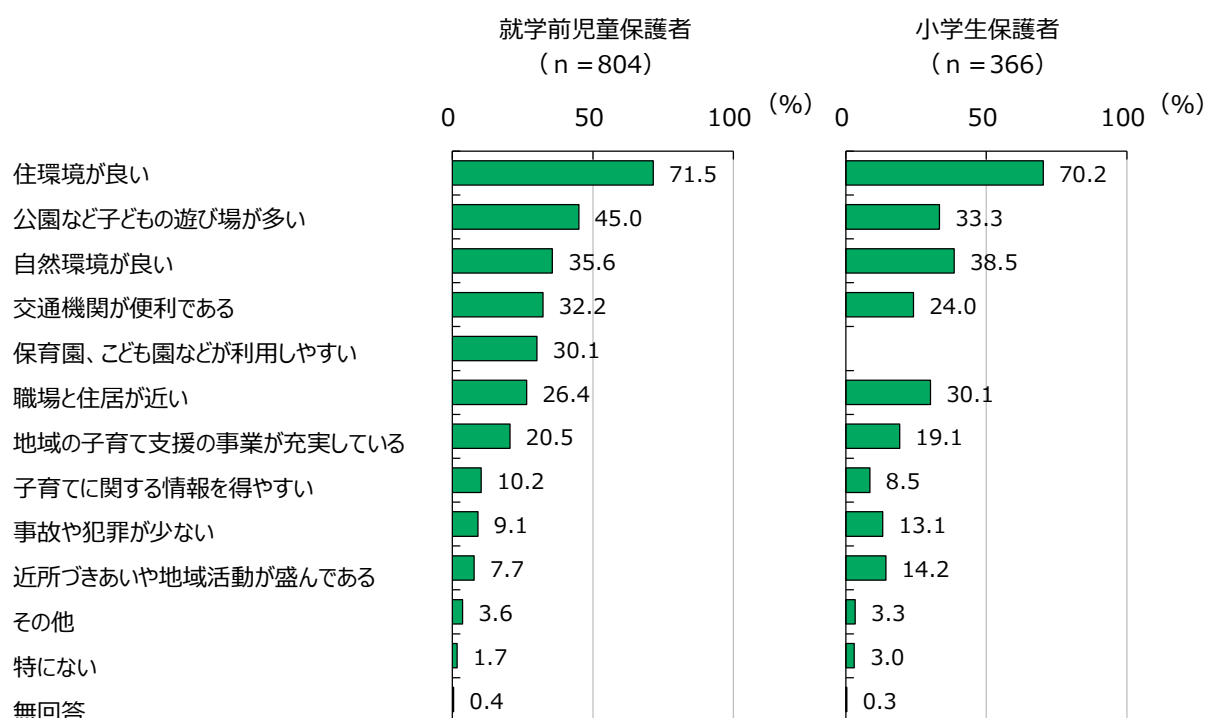
子育てにおいて悩んでいることについては、就学前児童保護者において「仕事と子育ての両立に関すること」が 53.6%と最も多く、次いで「子どものしつけやしかり方に関すること」が 45.8%、「子どもの養育費など経済的なこと」が 39.3%などとなっています。小学生保護者においては「子どものインターネット、SNSの使い方」が 44.3%と最も多く、次いで「子どものしつけやしかり方に関すること」が 39.7%、「子どもの養育費など経済的なこと」が 36.1%などとなっています。

甲斐市は、子育てしやすいまちだと思うか



甲斐市は子育てしやすいまちだと思うかについては、就学前児童保護者と小学生保護者を合わせた合計において、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』は68.5%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた『そう思わない』は11.1%となっています。就学前児童保護者においては、『そう思う』は69.4%、『そう思わない』は12.8%となっています。小学生保護者においては『そう思う』は66.6%、『そう思わない』は7.5%となっています。

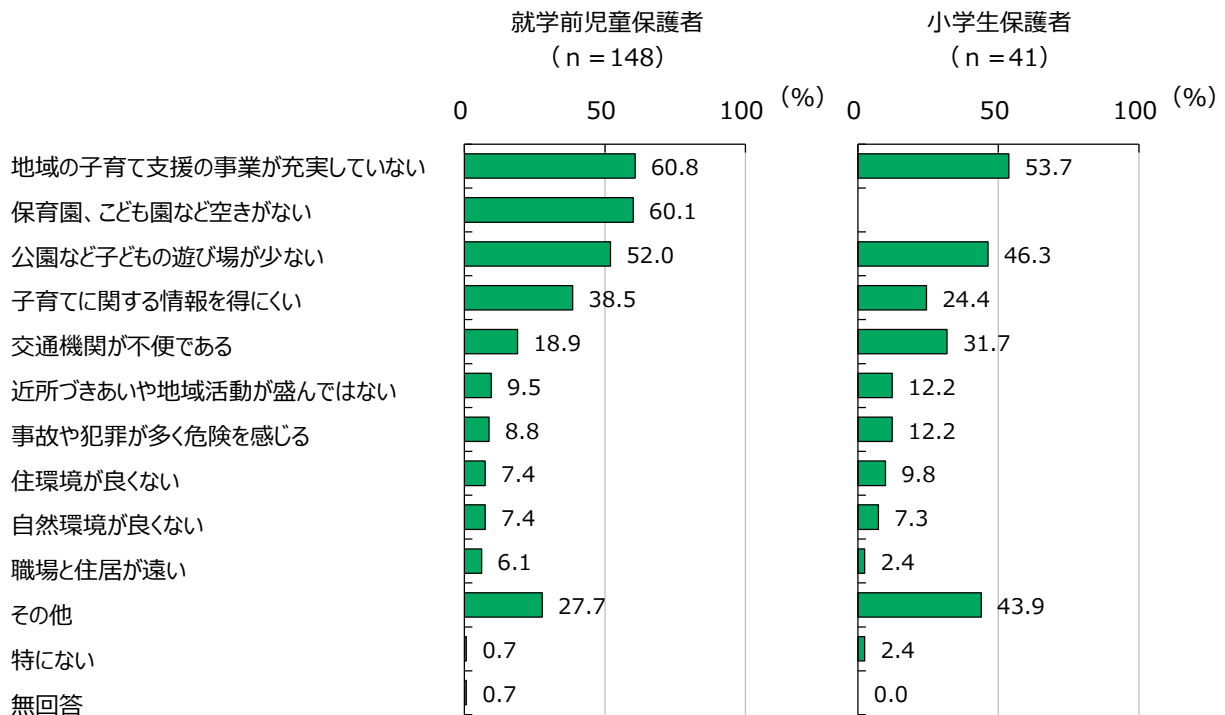
「子育てしやすいまちだと思う」理由【複数回答可】
 ※「甲斐市は、子育てしやすいまちだと思うか」において『そう思う』の方のみ



※「保育園、こども園などが利用しやすい」は就学前児童保護者のみの選択肢

子育てしやすいまちだと思う理由については、就学前児童保護者において「住環境が良い」が71.5%と最も多く、次いで「公園など子どもの遊び場が多い」が45.0%、「自然環境が良い」が35.6%などとなっています。小学生保護者においては「住環境が良い」が70.2%と最も多く、次いで「自然環境が良い」が38.5%、「公園など子どもの遊び場が多い」が33.3%などとなっています。

「子育てしやすいまちだと思わない」理由【複数回答可】
※「甲斐市は、子育てしやすいまちだと思うか」において『そう思わない』の方のみ



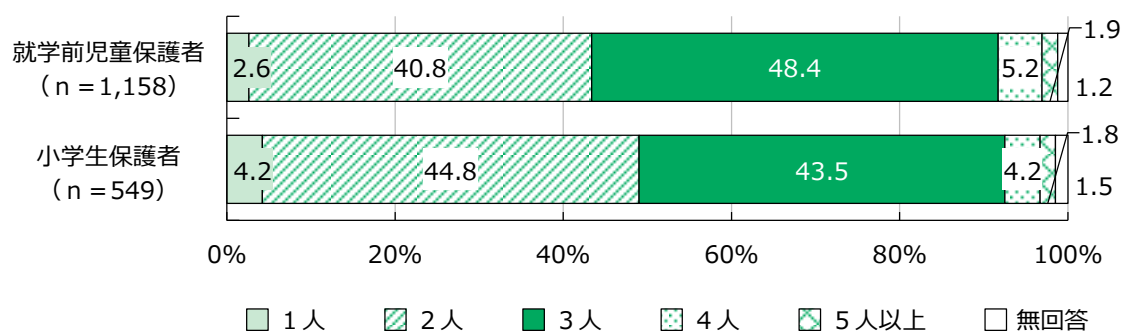
※「保育園、こども園など空きがない」は就学前児童保護者のみの選択肢

子育てしやすいまちだと思わない理由については、就学前児童保護者において「地域の子育て支援の事業が充実していない」が60.8%と最も多く、次いで「保育園、こども園など空きがない」が60.1%、「公園など子どもの遊び場が少ない」が52.0%などとなっています。小学生保護者においては「地域の子育て支援の事業が充実していない」が53.7%と最も多く、次いで「公園など子どもの遊び場が少ない」が46.3%、「交通機関が不便である」が31.7%などとなっています。

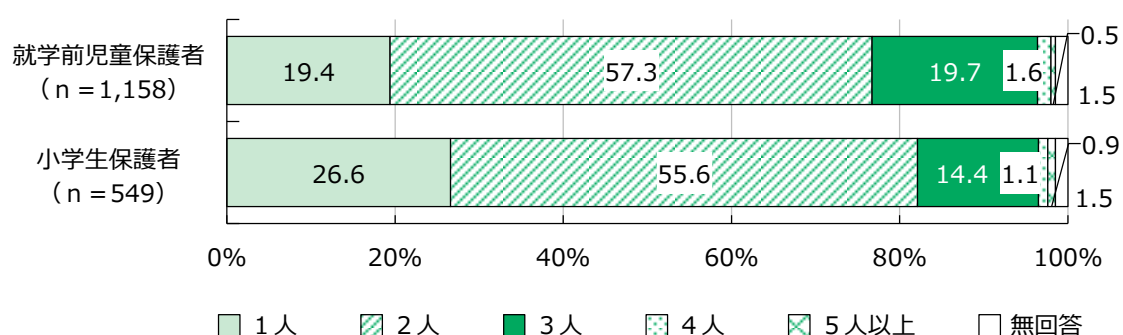
(参考：その他の内訳の抜粋)

- 就学前児童保護者
 - ・歩道が狭く、整備されていないため、歩きづらい。
 - ・子どもに対する補助金制度が足りていない、経済的支援が足りない。
 - 小学生保護者
 - ・給食の無償化を考えてほしい。
 - ・経済的支援が足りない。
- など

理想の子どもの人数



現実的に子育て可能な子どもの人数

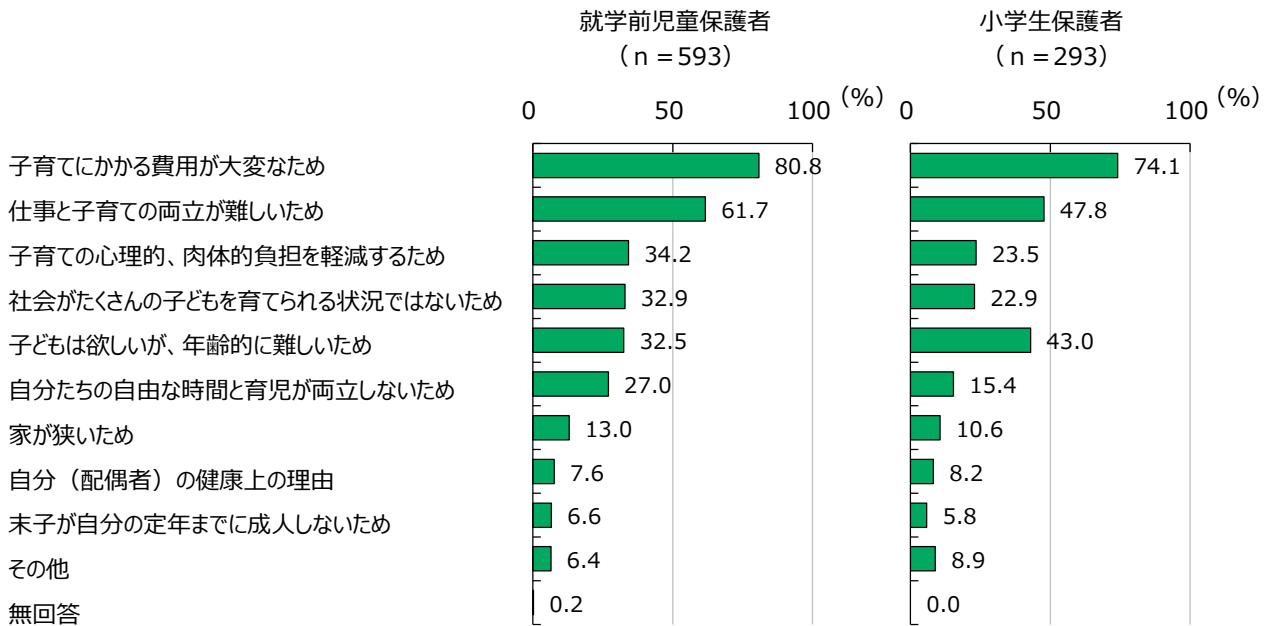


理想の子どもの人数については、就学前児童保護者において「3人」が48.4%、次いで「2人」が40.8%などとなっています。小学生保護者においては、「2人」が44.8%、次いで「3人」が43.5%などとなっています。

現実的に子育て可能な子どもの人数については、「2人」(就学前児童保護者：57.3%、小学生保護者：55.6%)が就学前児童保護者、小学生保護者ともに半数を超えて最も多くなっています。

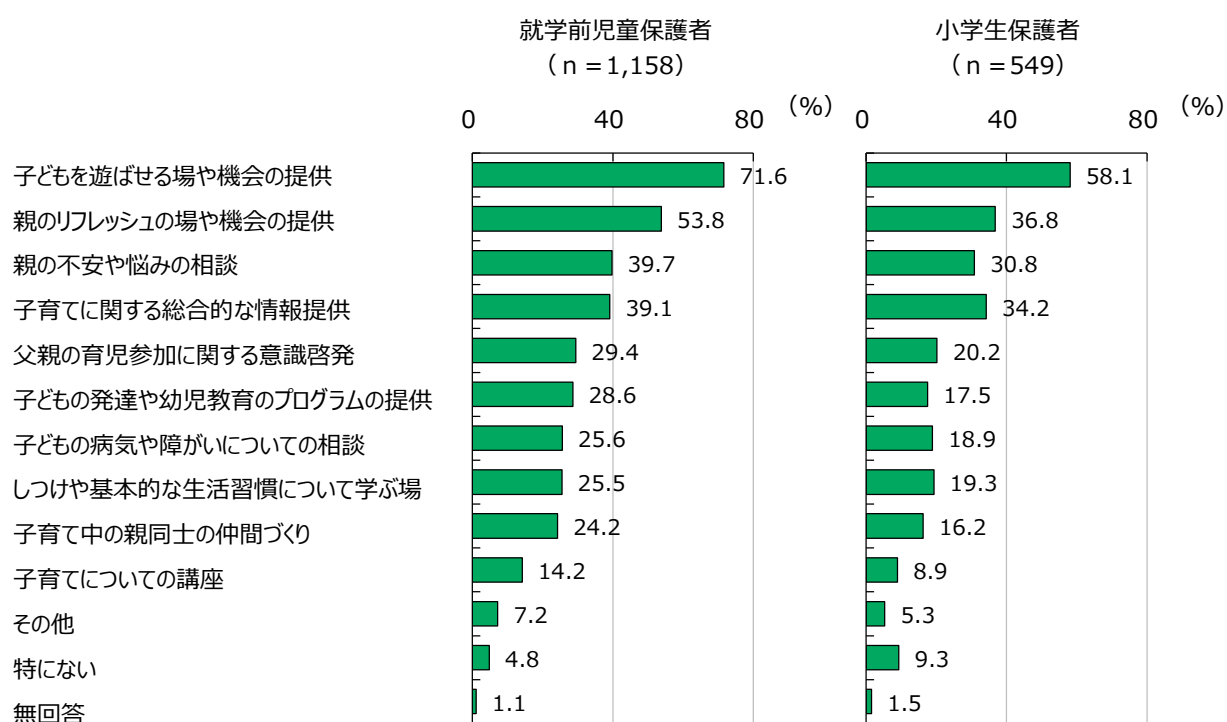
上記の結果から、理想の子どもの人数よりも、現実的に子育て可能な子どもの人数の方が少ないことがわかり、何らかの理由により子どもをもつことを諦めている子育て世帯が一定数いることがうかがえます。

理想よりも現実的に子育て可能な子どもの人数が少ない理由【複数回答可】



理想の子ども的人数よりも、現実的に子育て可能な子ども的人数が少ない理由については、就学前児童保護者において「子育てにかかる費用が大変なため」が 80.8%と最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいため」が 61.7%、「子育ての心理的、肉体的負担を軽減するため」が 34.2%などとなっています。小学生保護者においては「子育てにかかる費用が大変なため」が 74.1%と最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいため」が 47.8%、「子どもは欲しいが、年齢的に難しいため」が 43.0%などとなっています。

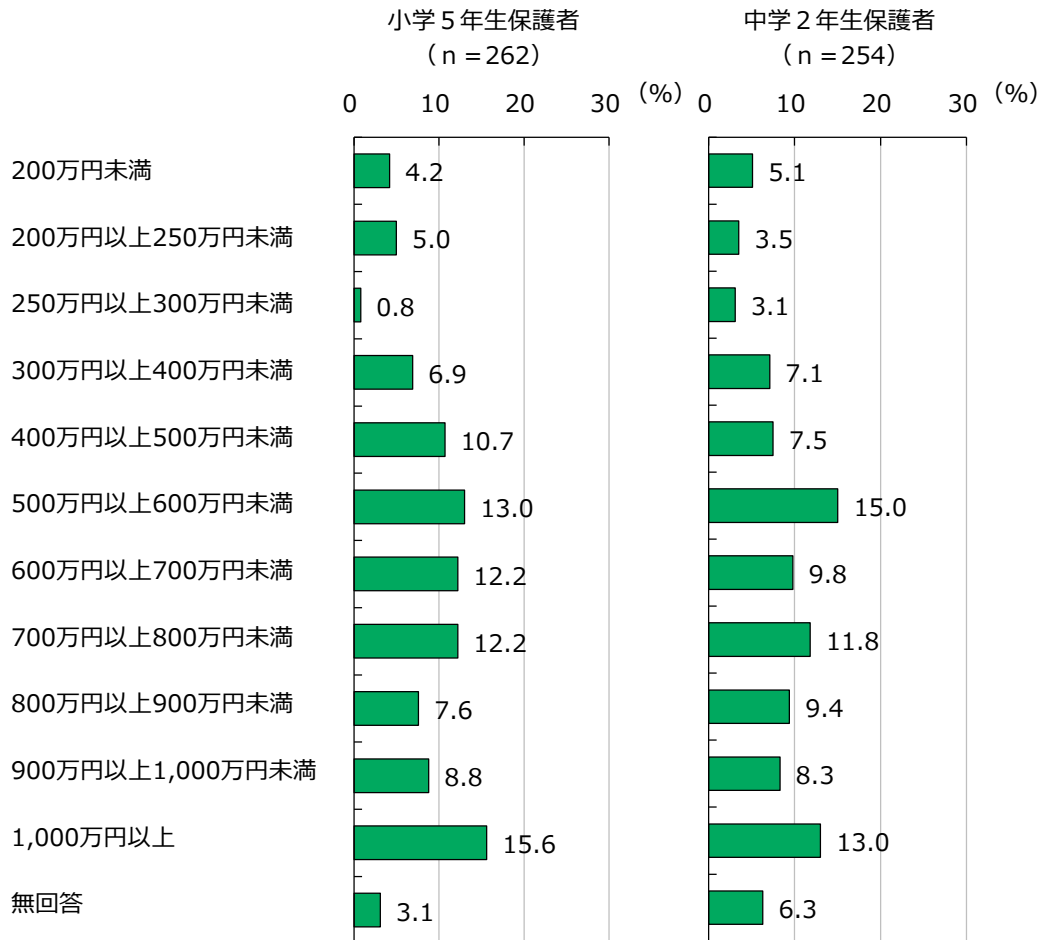
日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要だと思うサービス【複数回答可】



日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスについては、就学前児童保護者において「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が71.6%と最も多く、次いで「親のリフレッシュの場や機会の提供」が53.8%、「親の不安や悩みの相談」が39.7%などとなっています。小学生保護者においては「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が58.1%と最も多く、次いで「親のリフレッシュの場や機会の提供」が36.8%、「子育てに関する総合的な情報提供」が34.2%などとなっています。

● こども・若者意識調査、子どもの生活実態調査

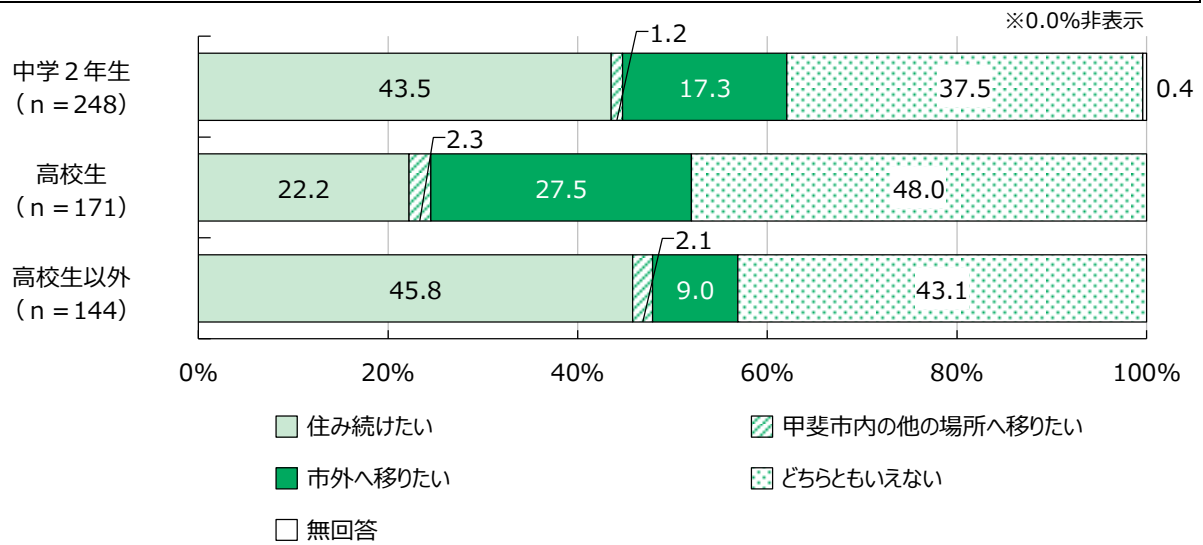
令和5年の世帯の総収入の合計額



小学5年生保護者の世帯は、「1,000万円以上」が15.6%と最も多く、次いで「500万円以上600万円未満」が13.0%、「600万円以上700万円未満」「700万円以上800万円未満」がともに12.2%などとなっています。

中学2年生保護者の世帯は、「500万円以上600万円未満」が15.0%と最も多く、次いで「1,000万円以上」が13.0%、「700万円以上800万円未満」が11.8%などとなっています。

甲斐市での今後の居住意向



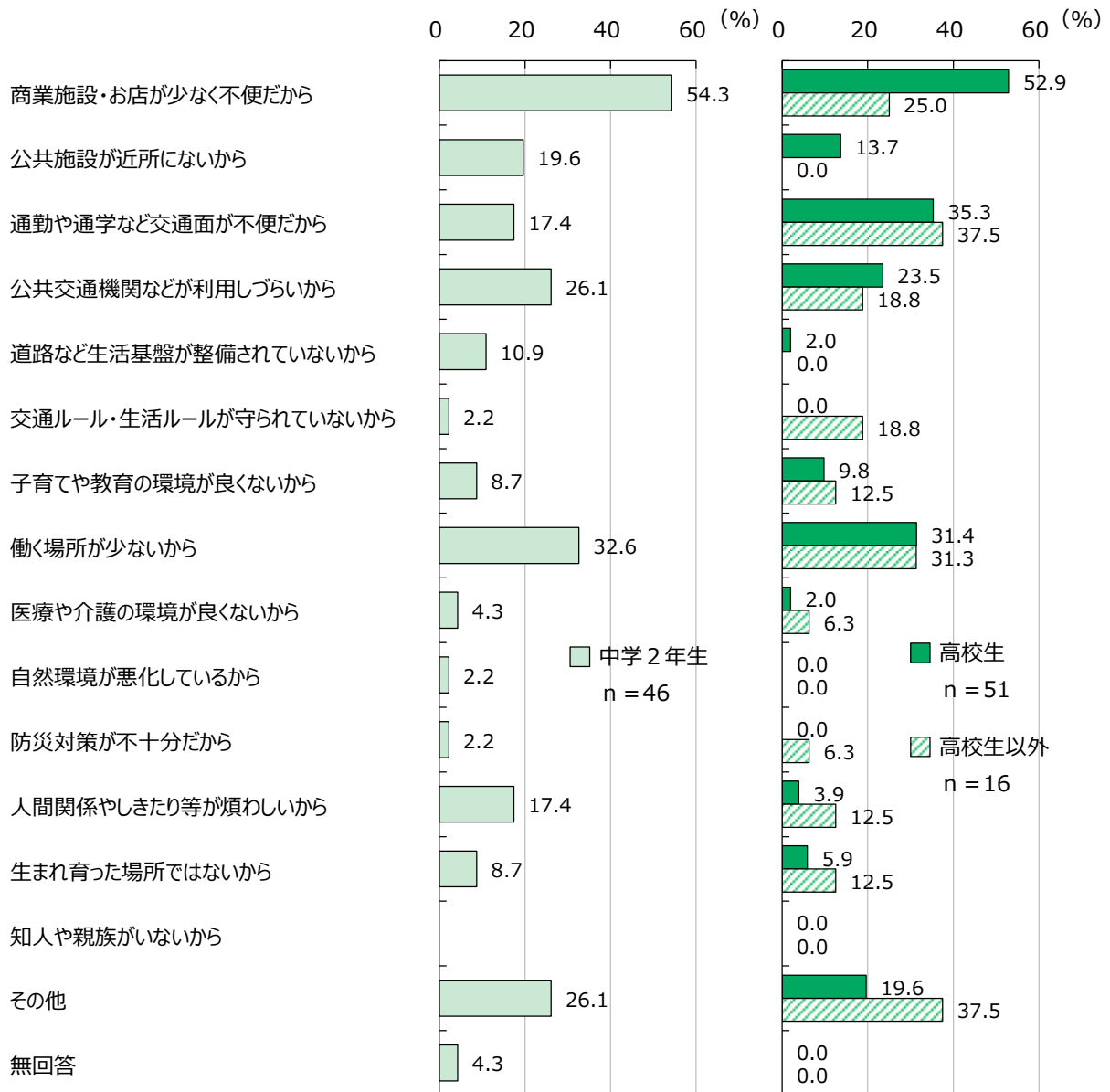
中学2年生は、「住み続けたい」が43.5%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が37.5%、「市外へ移りたい」が17.3%などとなっています。また、「住み続けたい」と「甲斐市内の他の場所へ移りたい」を合わせた『甲斐市に住み続けたい』は44.7%となっています。

高校生は、「どちらともいえない」が48.0%と最も多く、次いで「市外へ移りたい」が27.5%、「住み続けたい」が22.2%などとなっています。また、『甲斐市に住み続けたい』は24.5%となっています。

高校生以外は、「住み続けたい」が45.8%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が43.1%、「市外へ移りたい」が9.0%などとなっています。また、『甲斐市に住み続けたい』は47.9%となっています。

移り住みたい理由【複数回答可】

※「甲斐市での今後の居住意向」において「甲斐市内の他の場所へ移りたい」「市外へ移りたい」の方のみ



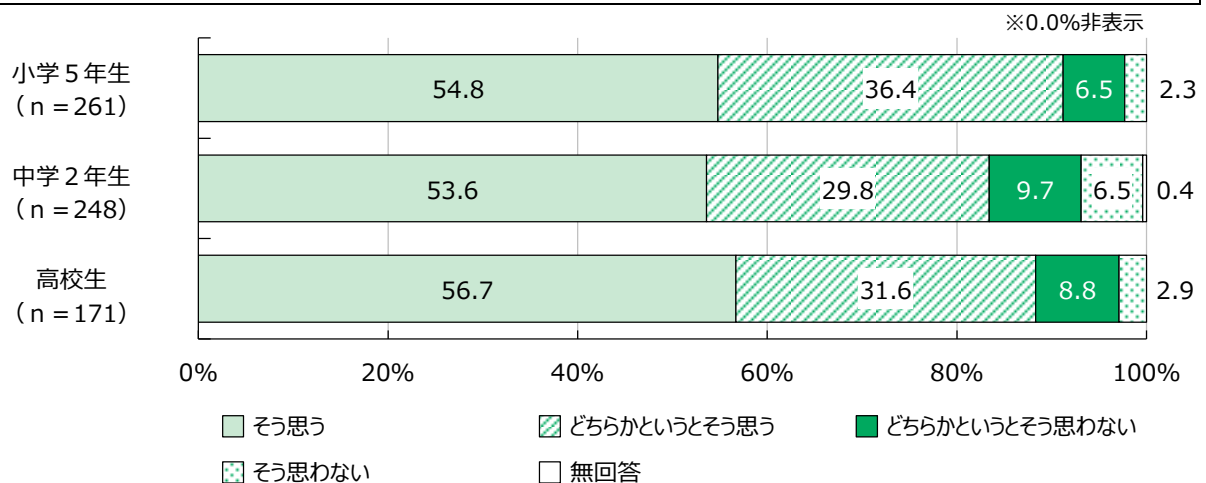
※「知人や親族がいないから」は、高校生・高校生以外からのみ選択肢

中学2年生は、「商業施設・お店が少なく不便だから」が54.3%と最も多く、次いで「働く場所が少ないから」が32.6%、「公共交通機関などが利用しづらいから」が26.1%などとなっています。

高校生は、「商業施設・お店が少なく不便だから」が52.9%と最も多く、次いで「通勤や通学など交通面が不便だから」が35.3%、「働く場所が少ないから」が31.4%などとなっています。

高校生以外は、「通勤や通学など交通面が不便だから」が37.5%と最も多く、次いで「働く場所が少ないから」が31.3%、「商業施設・お店が少なく不便だから」が25.0%などとなっています。

学校に行くのは楽しいと思うか

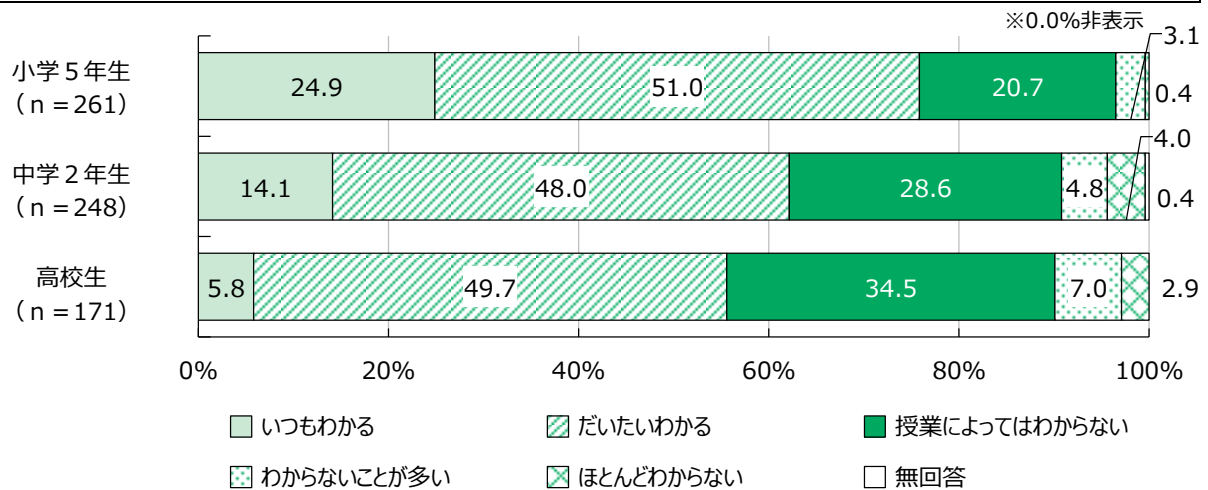


小学5年生は、「そう思う」が54.8%と最も多く、次いで「どちらかというと思う」が36.4%、「どちらかというと思わない」が6.5%などとなっています。また、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた『そう思う』は91.2%、「どちらかというと思わない」と「そう思わない」を合わせた『そう思わない』は8.8%となっています。

中学2年生は、「そう思う」が53.6%と最も多く、次いで「どちらかというと思う」が29.8%、「どちらかというと思わない」が9.7%などとなっています。また、『そう思う』は83.4%、『そう思わない』は16.2%となっています。

高校生は、「そう思う」が56.7%と最も多く、次いで「どちらかというと思う」が31.6%、「どちらかというと思わない」が8.8%などとなっています。また、『そう思う』は88.3%、『そう思わない』は11.7%となっています。

学校の授業の理解度



小学5年生は、「だいたいわかる」が51.0%と最も多く、次いで「いつもわかる」が24.9%、「授業によってはわからない」が20.7%などとなっています。また、「いつもわかる」と「だいたいわかる」を合わせた『わかる』は75.9%、「授業によってはわからない」と「わからないことが多い」と「ほとんどわからない」を合わせた『わからない』は24.2%となっています。

中学2年生は、「だいたいわかる」が48.0%と最も多く、次いで「授業によってはわからない」が28.6%、「いつもわかる」が14.1%などとなっています。また、『わかる』は62.1%、『わからない』は37.4%となっています。

高校生は、「だいたいわかる」が49.7%と最も多く、次いで「授業によってはわからない」が34.5%、「わからないことが多い」が7.0%などとなっています。また、『わかる』は55.5%、『わからない』は44.4%となっています。

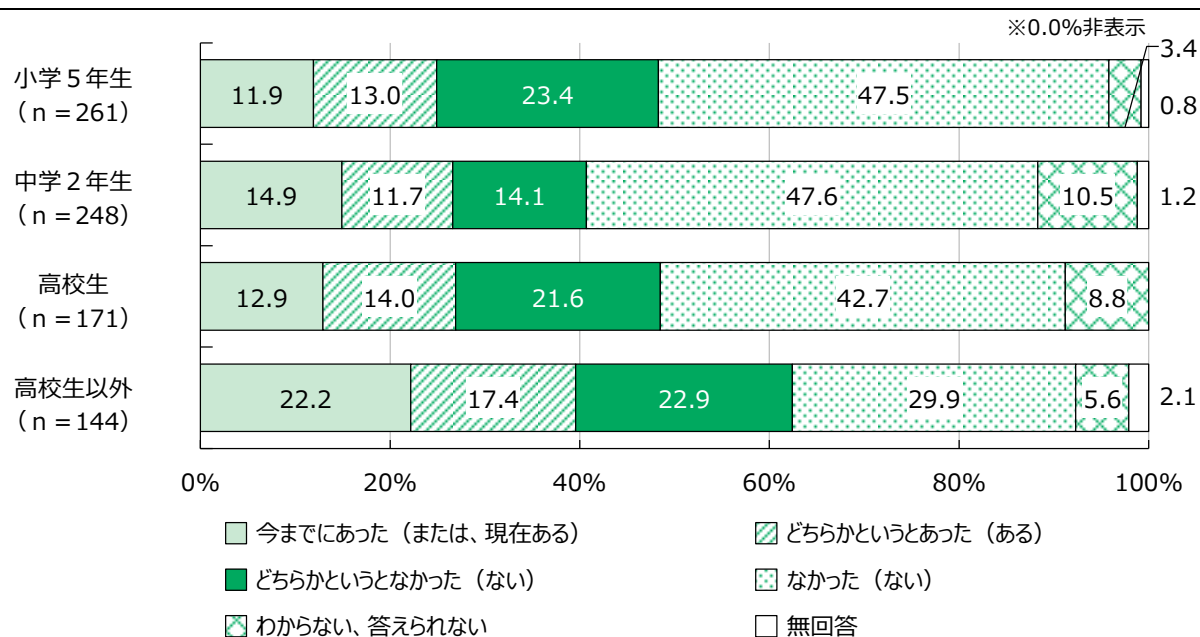
【所得区分別】

単位：％

	全体 (人)	いつも わかる	だいた いわか る	授業に よって はわか らない	わか らない こと が多 い	わか らな い ほと んど	無回 答
■小学5年生							
中央値以上	131	28.2	45.8	25.2	0.8	-	-
中央値の2分の1以上中央値未満	86	23.3	57.0	16.3	3.5	-	-
中央値の2分の1未満	25	8.0	56.0	20.0	12.0	4.0	-
■中学2年生							
中央値以上	123	17.9	56.1	19.5	5.7	0.8	-
中央値の2分の1以上中央値未満	76	10.5	42.1	39.5	1.3	5.3	1.3
中央値の2分の1未満	25	12.0	32.0	32.0	12.0	12.0	-

所得区分別でみると、『わからない』の割合が、「中央値の2分の1未満」の小学5年生において36.0%、中学2年生においては56.0%と多くなっています。

社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験の有無



小学5年生は、「今までにあった（または、現在ある）」と「どちらかというにあった（ある）」を合わせた『あった（ある）』が24.9%、「どちらかというになかった（ない）」と「なかった（ない）」を合わせた『なかった（ない）』が70.9%となっています。

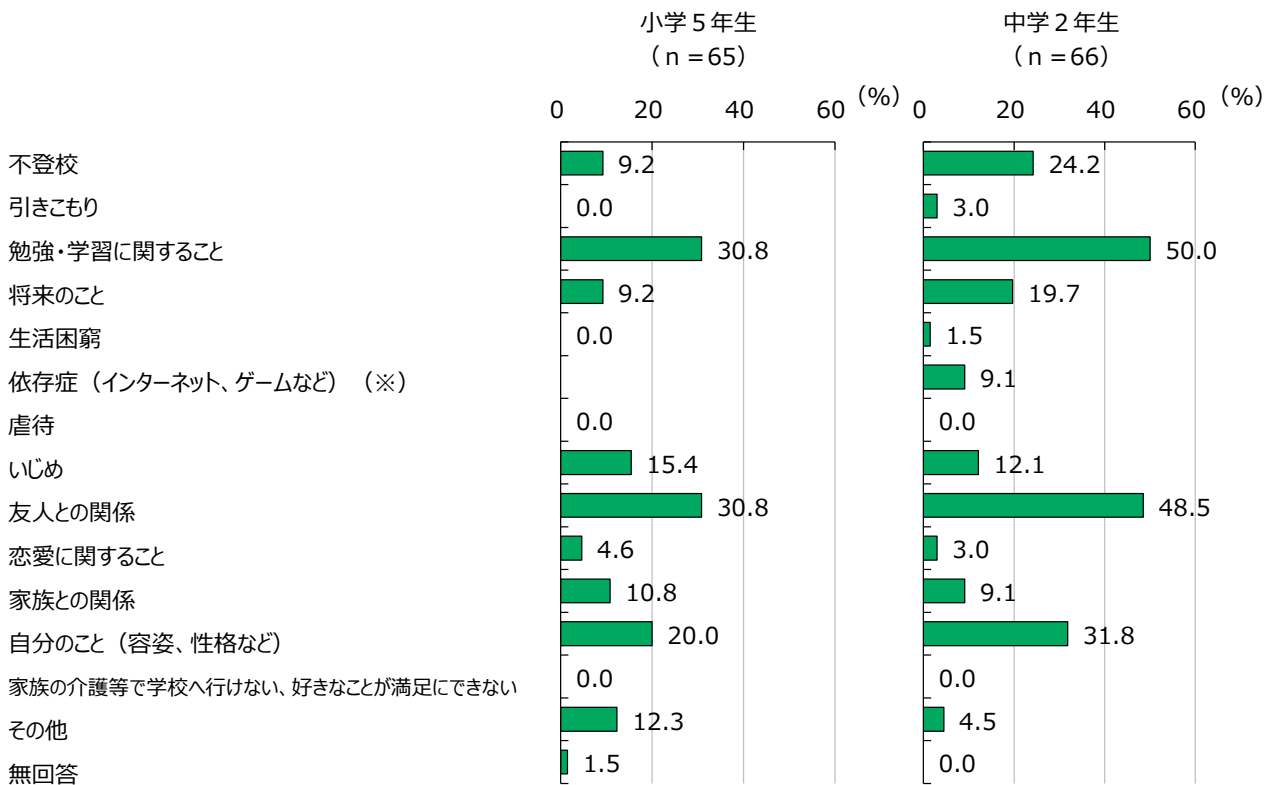
中学2年生は、『あった（ある）』が26.6%、『なかった（ない）』が61.7%となっています。

高校生は、『あった（ある）』が26.9%、『なかった（ない）』が64.3%となっています。

高校生以外は、『あった（ある）』が39.6%、『なかった（ない）』が52.8%となっています。

社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった理由、原因【複数回答可】

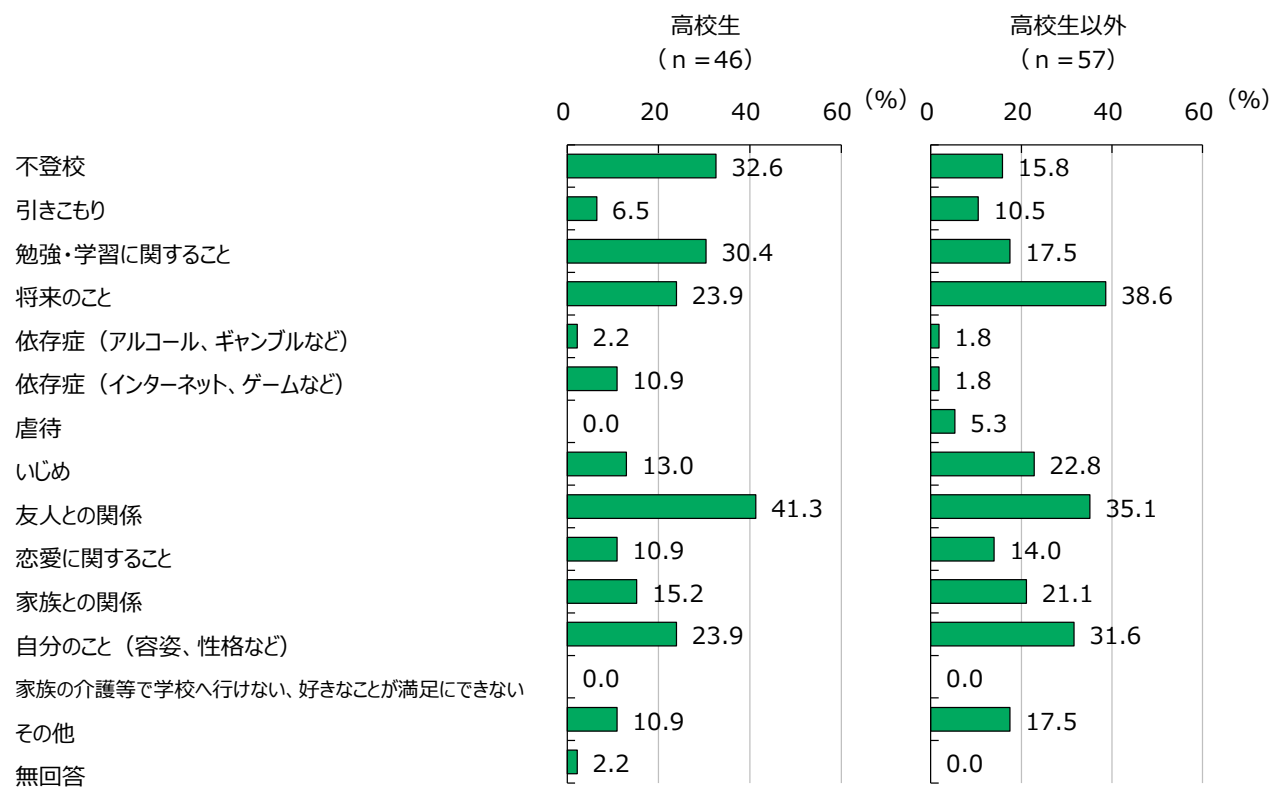
※「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験の有無」において『あった（ある）』の方のみ



※「依存症（インターネット、ゲームなど）」は、中学2年生のみ

小学5年生は、「勉強・学習に関すること」「友人との関係」がともに 30.8%と最も多く、次いで「自分のこと（容姿、性格など）」が 20.0%、「いじめ」が 15.4%などとなっています。

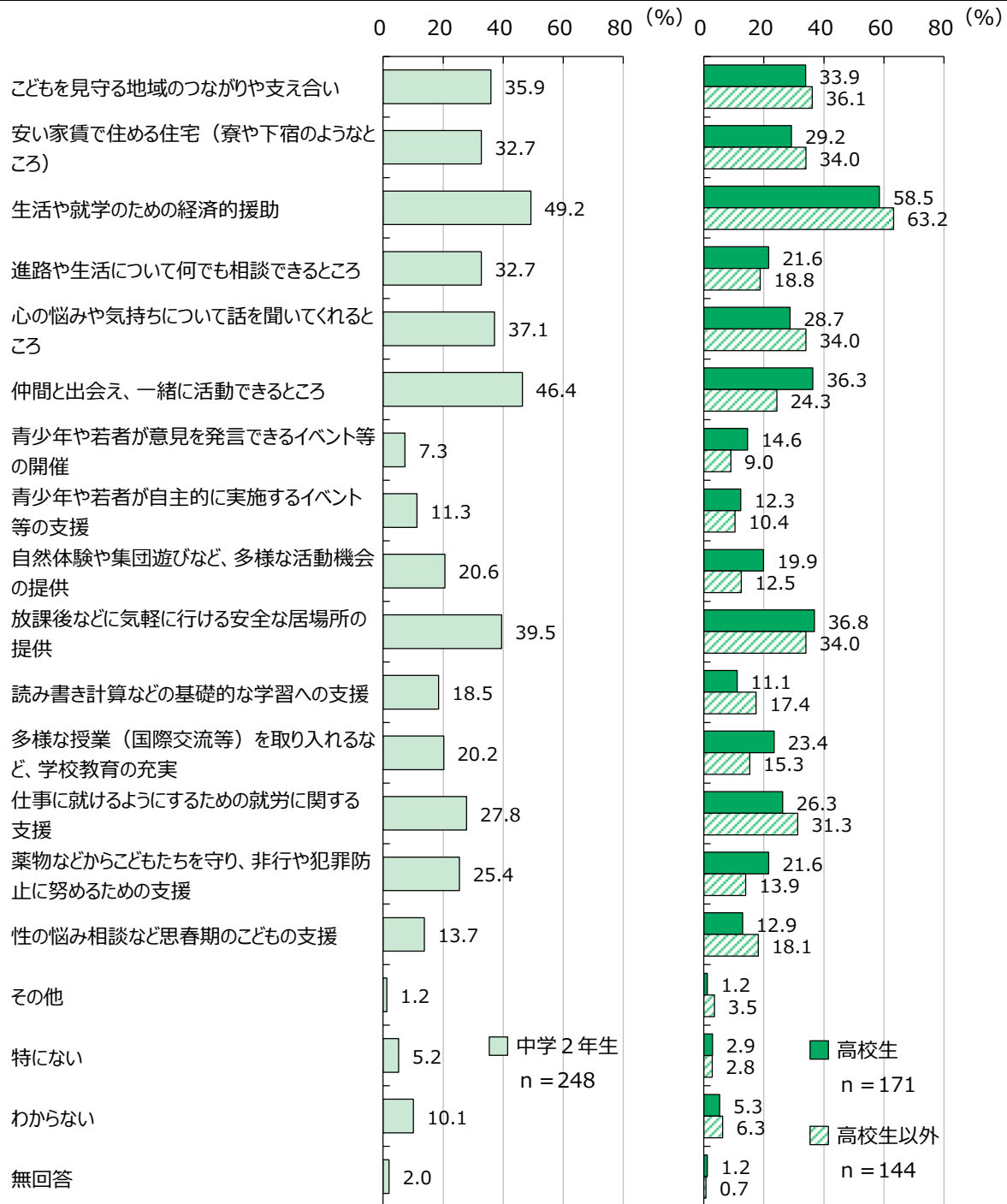
中学2年生は、「勉強・学習に関すること」が 50.0%と最も多く、次いで「友人との関係」が 48.5%、「自分のこと（容姿、性格など）」が 31.8%などとなっています。



高校生は、「友人との関係」が41.3%と最も多く、次いで「不登校」が32.6%、「勉強・学習に関すること」が30.4%などとなっています。

高校生以外は、「将来のこと」が38.6%と最も多く、次いで「友人との関係」が35.1%、「自分のこと（容姿、性格など）」が31.6%などとなっています。

こども・若者支援において充実が必要な取組（こども本人）【複数回答可】

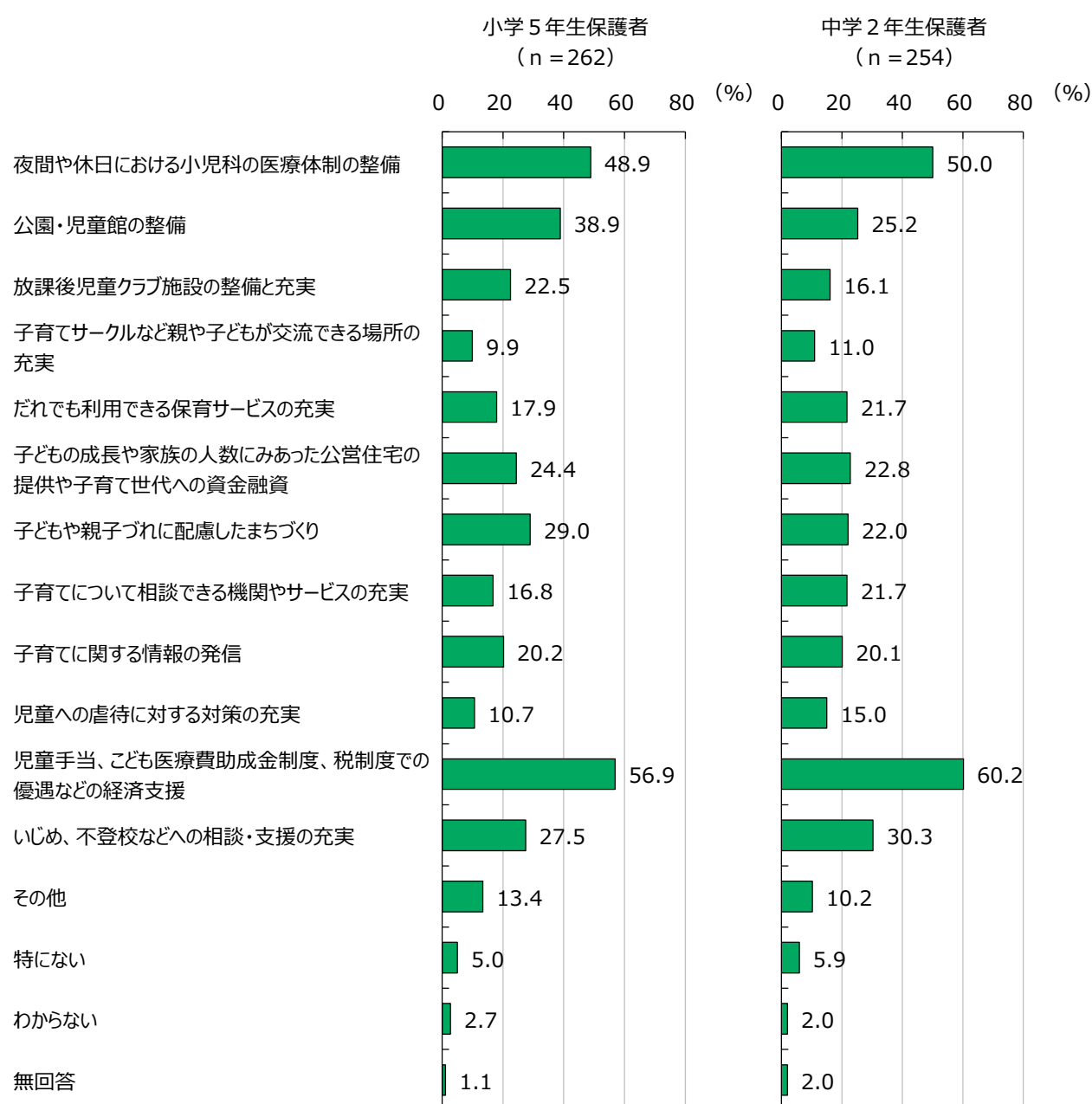


中学2年生は、「生活や就学のための経済的援助」が49.2%と最も多く、次いで「仲間と出会え、一緒に活動できるところ」が46.4%、「放課後などに気軽に行ける安全な居場所の提供」が39.5%などとなっています。

高校生は、「生活や就学のための経済的援助」が58.5%と最も多く、次いで「放課後などに気軽に行ける安全な居場所の提供」が36.8%、「仲間と出会え、一緒に活動できるところ」が36.3%などとなっています。

高校生以外は、「生活や就学のための経済的援助」が63.2%と最も多く、次いで「こどもを見守る地域のつながりや支え合い」が36.1%、「安い家賃で住める住宅（寮や下宿のようなどころ）」「心の悩みや気持ちについて話を聞いてくれるところ」「放課後などに気軽に行ける安全な居場所の提供」がそれぞれ34.0%などとなっています。

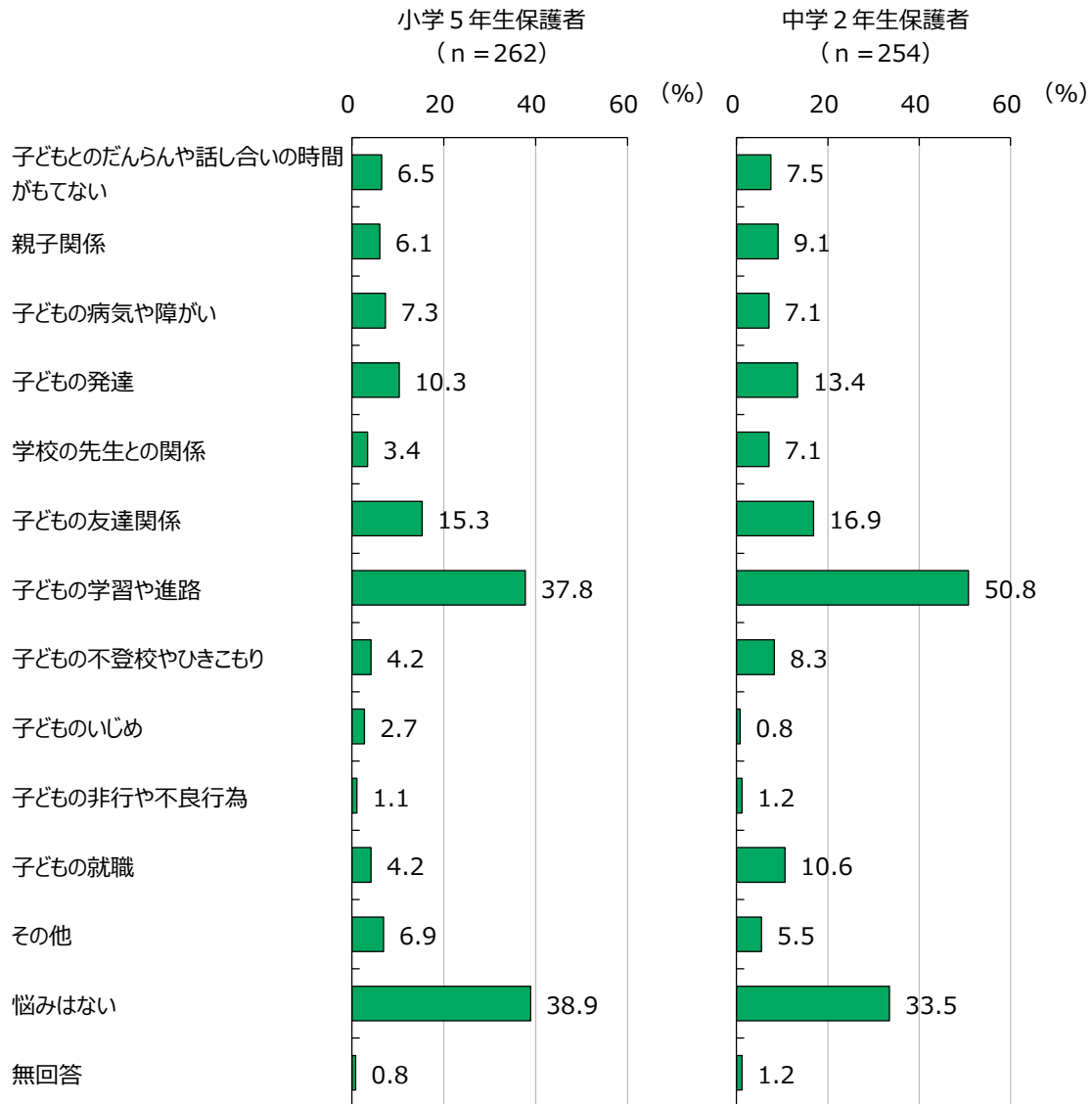
子ども・若者支援において充実が必要な取組（保護者）【複数回答可】



小学5年生保護者は、「児童手当、こども医療費助成金制度、税制度での優遇などの経済支援」が56.9%と最も多く、次いで「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が48.9%、「公園・児童館の整備」が38.9%などとなっています。

中学2年生保護者は、「児童手当、こども医療費助成金制度、税制度での優遇などの経済支援」が60.2%と最も多く、次いで「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が50.0%、「いじめ、不登校などへの相談・支援の充実」が30.3%などとなっています。

子ども本人のことで悩んでいること（保護者）【複数回答可】



小学5年生保護者は、「子どもの学習や進路」が37.8%と最も多く、次いで「子どもの友達関係」が15.3%、「子どもの発達」が10.3%などとなっています。一方、「悩みはない」は38.9%となっています。

中学2年生保護者は、「子どもの学習や進路」が50.8%と最も多く、次いで「子どもの友達関係」が16.9%、「子どもの発達」が13.4%などとなっています。一方、「悩みはない」は33.5%となっています。

【家族類型別】

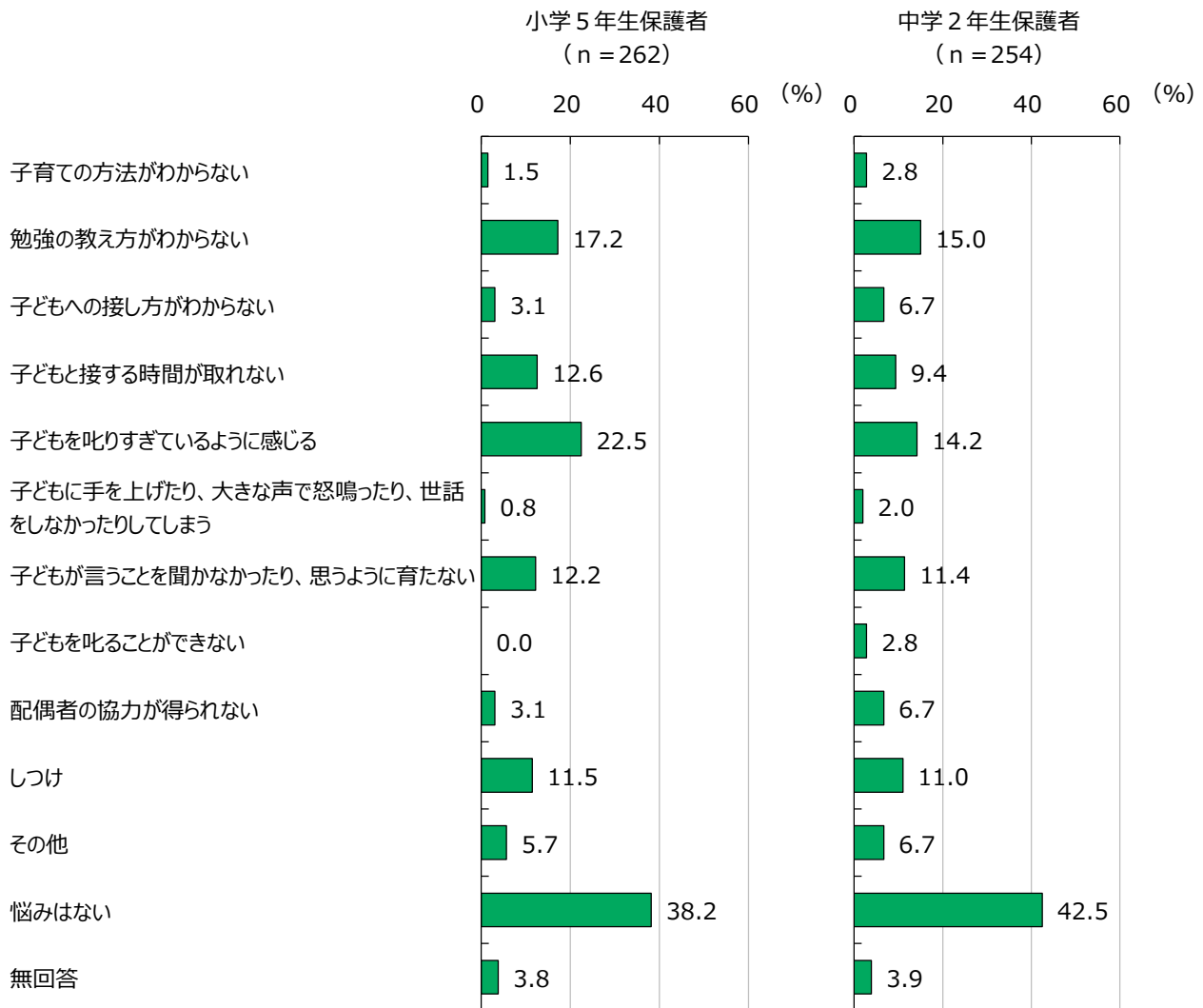
単位：％

	全体（人）	子どもとのだんらんや話し合いの時間がもてない	親子関係	子どもの病気や障がい	子どもの発達	学校の先生との関係	子どもの友達関係	子どもの学習や進路
■小学5年生保護者								
両親世帯	229	6.1	5.2	7.4	9.6	3.1	13.5	36.2
ひとり親世帯	31	9.7	12.9	6.5	16.1	6.5	29.0	51.6
■中学2年生保護者								
両親世帯	215	5.6	9.3	6.5	12.6	7.4	16.3	49.8
ひとり親世帯	33	21.2	9.1	9.1	21.2	3.0	24.2	57.6

（上段からの続き）	子どもの不登校やひきこもり	子どものいじめ	子どもの非行や不良行為	子どもの就職	その他	悩みはない	無回答
■小学5年生保護者							
両親世帯	3.9	2.2	1.3	3.5	6.6	40.6	0.9
ひとり親世帯	6.5	6.5	-	9.7	6.5	25.8	-
■中学2年生保護者							
両親世帯	7.0	0.9	0.5	8.4	5.6	34.4	1.4
ひとり親世帯	12.1	-	6.1	24.2	6.1	27.3	-

家族類型別でみると、中学2年生保護者のひとり親世帯において「子どもとのだんらんや話し合いの時間がもてない」が21.2%と、2割を超えて多くなっており、仕事と家庭の両立に関する悩みを抱えているひとり親世帯の保護者が一定数いることがうかがえます。なお、ひとり親世帯においては小学5年生保護者・中学2年生保護者ともに「子どもの学習や進路」が半数を超えて最も多くなっています。

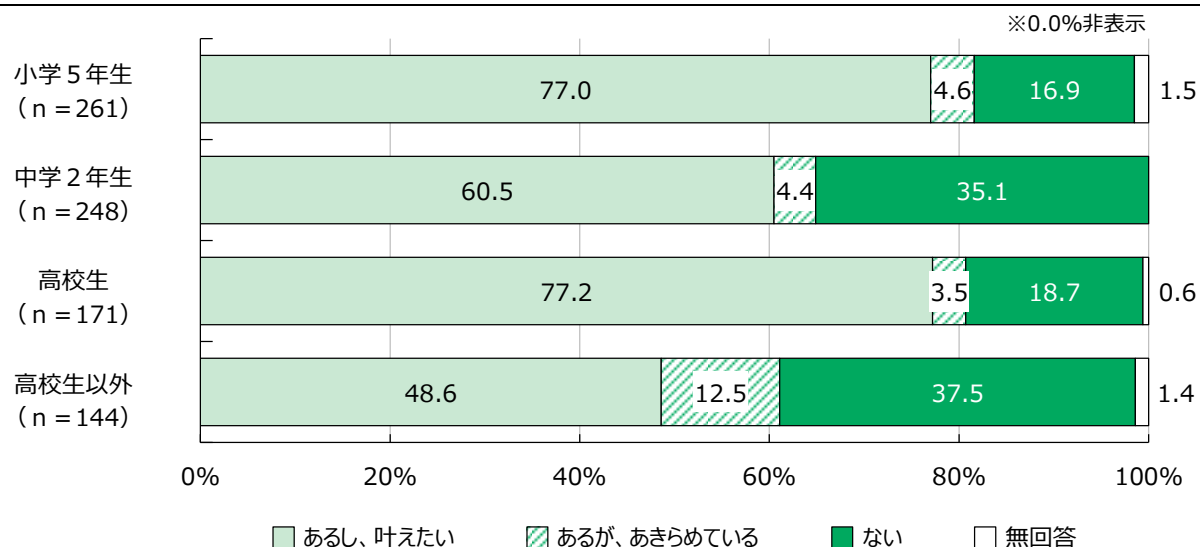
子育てで悩んでいること（保護者）【複数回答可】



小学5年生保護者は、「子どもを叱りすぎているように感じる」が22.5%と最も多く、次いで「勉強の教え方がわからない」が17.2%、「子どもと接する時間が取れない」が12.6%などとなっています。一方、「悩みはない」は38.2%となっています。

中学2年生保護者は、「勉強の教え方がわからない」が15.0%と最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているように感じる」が14.2%、「子どもが言うことを聞かなかったり、思うように育たない」が11.4%などとなっています。一方、「悩みはない」は42.5%となっています。

将来希望する夢や進路の有無



小学5年生は、「あるし、叶えたい」が77.0%、「あるが、あきらめている」が4.6%、「ない」が16.9%となっています。

中学2年生は、「あるし、叶えたい」が60.5%、「あるが、あきらめている」が4.4%、「ない」が35.1%となっています。

高校生は、「あるし、叶えたい」が77.2%、「あるが、あきらめている」が3.5%、「ない」が18.7%となっています。

高校生以外は、「あるし、叶えたい」が48.6%、「あるが、あきらめている」が12.5%、「ない」が37.5%となっています。

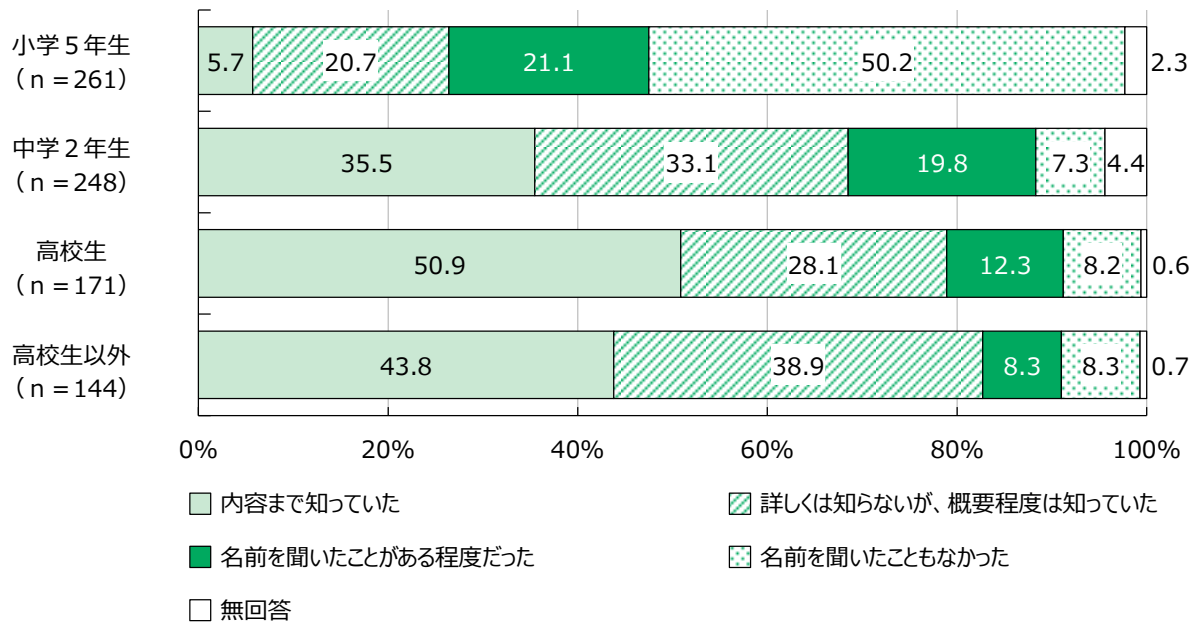
【所得区分別】

単位：％

	全体 (人)	あるし、 叶えたい	あるが、 あきらめている	ない	無回 答
■小学5年生					
中央値以上	131	79.4	3.1	16.8	0.8
中央値の2分の1以上中央値未満	86	73.3	7.0	18.6	1.2
中央値の2分の1未満	25	76.0	4.0	16.0	4.0
■中学2年生					
中央値以上	123	59.3	3.3	37.4	—
中央値の2分の1以上中央値未満	76	67.1	1.3	31.6	—
中央値の2分の1未満	25	56.0	16.0	28.0	—

所得区分別でみると、「中央値の2分の1未満」の中学2年生において、「あるが、あきらめている」が16.0%と多くなっています。

「ヤングケアラー」の認知度



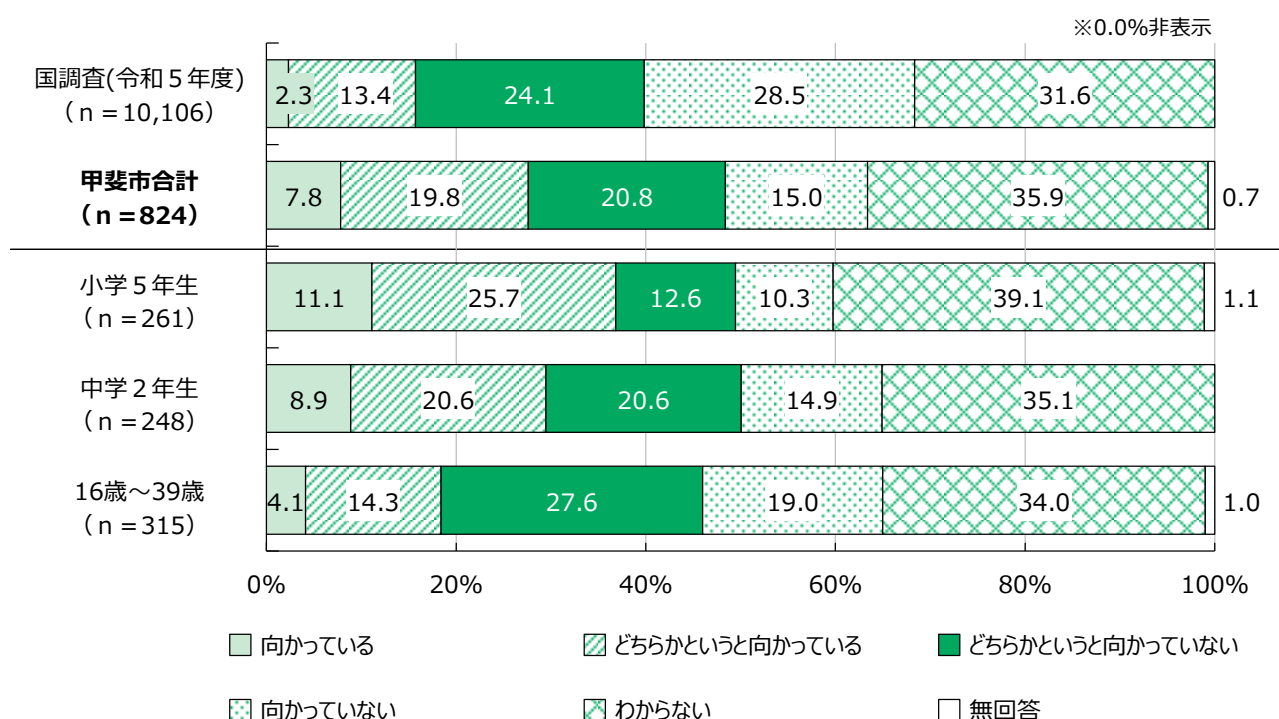
小学5年生は、「名前を聞いたこともなかった」が50.2%と最も多く、次いで「名前を聞いたことがある程度だった」が21.1%、「詳しくは知らないが、概要程度は知っていた」が20.7%などとなっています。

中学2年生は、「内容まで知っていた」が35.5%と最も多く、次いで「詳しくは知らないが、概要程度は知っていた」が33.1%、「名前を聞いたことがある程度だった」が19.8%などとなっています。

高校生は、「内容まで知っていた」が50.9%と最も多く、次いで「詳しくは知らないが、概要程度は知っていた」が28.1%、「名前を聞いたことがある程度だった」が12.3%などとなっています。

高校生以外は、「内容まで知っていた」が43.8%と最も多く、次いで「詳しくは知らないが、概要程度は知っていた」が38.9%、「名前を聞いたことがある程度だった」「名前を聞いたこともなかった」がともに8.3%となっています。

今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うか



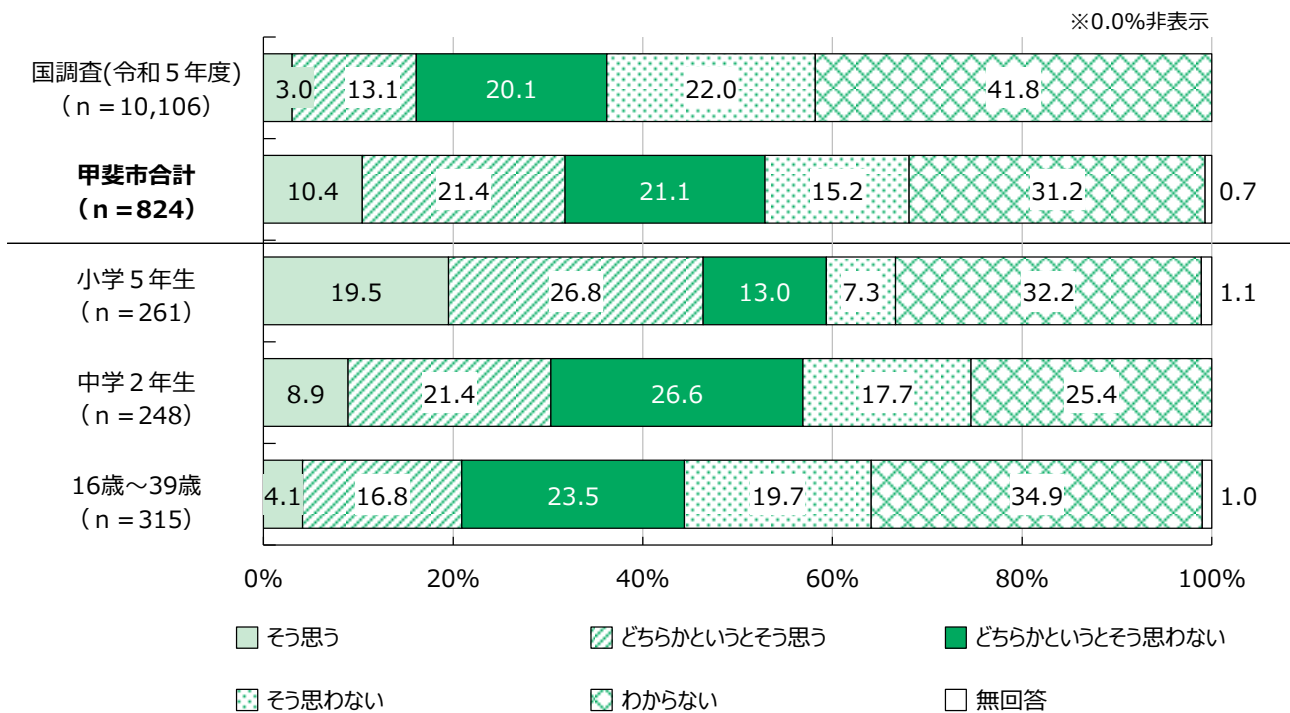
「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うかについては、小学5年生から39歳までを合わせた甲斐市合計において、「向かっている」と「どちらかという向かっている」を合わせた『向かっている』は27.6%、「どちらかという向かっていない」と「向かっていない」を合わせた『向かっていない』は35.8%となっています。また、国の調査と比較すると、『向かっている』が11.9ポイント多くなっています。

小学5年生は、「わからない」が39.1%と最も多く、次いで「どちらかという向かっている」が25.7%、「どちらかという向かっていない」が12.6%などとなっています。また、「向かっている」と「どちらかという向かっている」を合わせた『向かっている』は36.8%、「どちらかという向かっていない」と「向かっていない」を合わせた『向かっていない』は22.9%となっています。

中学2年生は、「わからない」が35.1%と最も多く、次いで「どちらかという向かっている」「どちらかという向かっていない」がともに20.6%、「向かっていない」が14.9%などとなっています。また、『向かっている』は29.5%、『向かっていない』は35.5%となっています。

16~39歳は、「わからない」が34.0%と最も多く、次いで「どちらかという向かっていない」が27.6%、「向かっていない」が19.0%などとなっています。また、『向かっている』は18.4%、『向かっていない』は46.6%となっています。

こども政策に関して、こどもの意見を聞いてもらえていると思うか



こども政策に関して、こどもの意見を聞いてもらえていると思うかについては、小学5年生から39歳までを合わせた甲斐市合計において、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた『そう思う』は31.8%、「どちらかというと思わない」と「そう思わない」を合わせた『そう思わない』が36.3%となっています。また、国の調査と比較すると、『そう思う』が15.7ポイント多くなっています。

小学5年生は、「わからない」が32.2%と最も多く、次いで「どちらかというと思う」が26.8%、「そう思う」が19.5%などとなっています。また、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた『そう思う』は46.4%、「どちらかというと思わない」と「そう思わない」を合わせた『そう思わない』は20.3%となっています。

中学2年生は、「どちらかというと思わない」が26.6%と最も多く、次いで「わからない」が25.4%、「どちらかというと思う」が21.4%などとなっています。また、『そう思う』は30.3%、『そう思わない』は44.3%となっています。

16~39歳は、「わからない」が34.9%と最も多く、次いで「どちらかというと思わない」が23.5%、「そう思わない」が19.7%などとなっています。また、『そう思う』は20.9%、『そう思わない』は43.2%となっています。

（３）各調査結果からみる現状や課題

【こどもの育ちをとりまく環境について】

結果からみえる現状

- ◆ 子育てや教育に関する相談先として、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、祖父母等の親族や友人・知人が7割～8割を占めて多くなっています。一方、「子育て支援センター」「市の担当保健師」などの公共の窓口は割合が低くなっています。
- ◆ 子育てに関する支援情報の入手先は、就学前児童保護者において「知人・友人」に続き「広報『甲斐』」や「インターネット」「SNS」も4割を占めており、利用割合が高いことがわかります。

課題

- ◆ 行政及び地域において開設されている子育てに関する相談窓口について、子育て世帯に広く周知することの必要性がうかがえます。また、支援情報の入手先としても、子育て世帯から積極的に活用されるよう、相談支援の実施体制を整備することが重要です。

【子育てに関する一般的な事項について】

結果からみえる現状

- ◆ 子育てしやすいまちだと思える理由は、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「住環境が良い」が7割を占めて最も多くなっています。一方、子育てしやすいまちだと思わない理由は、「地域の子育て支援の事業が充実していない」「保育園、こども園など空きがない」が約半数～6割を占めて多くなっています。
- ◆ 理想の子ども的人数より、現実的に子育て可能な子ども的人数が少なくなっており、その理由は、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「子育てにかかる費用が大変なため」が7割～8割を占めて多くなっています。また、「仕事と子育ての両立が難しいため」も約半数～6割を占めて多くなっています。

課題

- ◆ 甲斐市内の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の実施体制について、充実を図る必要があることがうかがえます。
- ◆ 子育て世帯に対する経済的支援の充実を図ることが求められています。
- ◆ 市内の事業所等への働きかけにより、子育て世帯の仕事と子育ての両立を支える環境づくりが重要となっています。

【子育てのために必要だと思うサービスなどについて】

結果からみえる現状

- ◆ 日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要だと思うサービスについては、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が最も多く、おおむね6割～7割を占めています。次いで「親のリフレッシュの場や機会の提供」「親の不安や悩みの相談」が続いています。

課題

- ◆ こども及び子育て世帯が気軽に利用できる遊び場・施設を充実させることが求められています。
- ◆ 子育てに悩みや不安を抱える保護者が多いことがうかがえることから、相談支援体制の充実を図るとともに、保護者のリフレッシュにつながる機会を充実させることが求められています。

【暮らし・将来について】

結果からみえる現状

- ◆ 将来希望する夢や進路の有無について、小学5年生・高校生において「あるし、叶えたい」がおおむね7割以上を占めています。一方、中学2年生・高校生以外においては「ない」が3割以上を占めています。
- ◆ 今後の甲斐市での居住意向については、「住み続けたい」が、高校生においては約2割と、中学2年生・高校生以外と比較し少なくなっており、「市外へ移りたい」が3割近くと比較的多くなっています。移り住みたい理由としては、中学2年生において「商業施設・お店が少なく不便だから」が約半数、高校生・高校生以外においては、ともに「通勤や通学など交通面が不便だから」「働く場所が少ないから」が約3割、「公共交通機関などが利用しづらいから」は約2割となっています。

課題

- ◆ 移り住みたい理由として挙げられた内容は、現状におけるこども・若者の人口減少や、市外への流出の原因ともなっていると考えられます。こども・若者の意見・希望の把握に努め、「住み続けたい」と思えるような魅力的なまちづくりを進めていくことが重要です。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

急速な少子化の進行という大きな課題を抱えている現代社会においては、社会経済の持続可能性を高めるために、全てのこども・若者が心身ともに健やかに成長し、将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現することが非常に重要です。

甲斐市は、この「こどもまんなか」の考えに共感・賛同して令和5年11月に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を発表し、こどもたちのために何が最も良いことかを常に考え、必要な取組を応援するとともに、行動を起こしていく決意を表明しています。

また、最上位計画である「第3次甲斐市総合計画基本計画」においては、切れ目のない子ども・子育て支援を通じて、少子化対策につなげることを目指していることから、本計画の目指す方向性についても、少子化対策に寄与するものとすることが重要です。

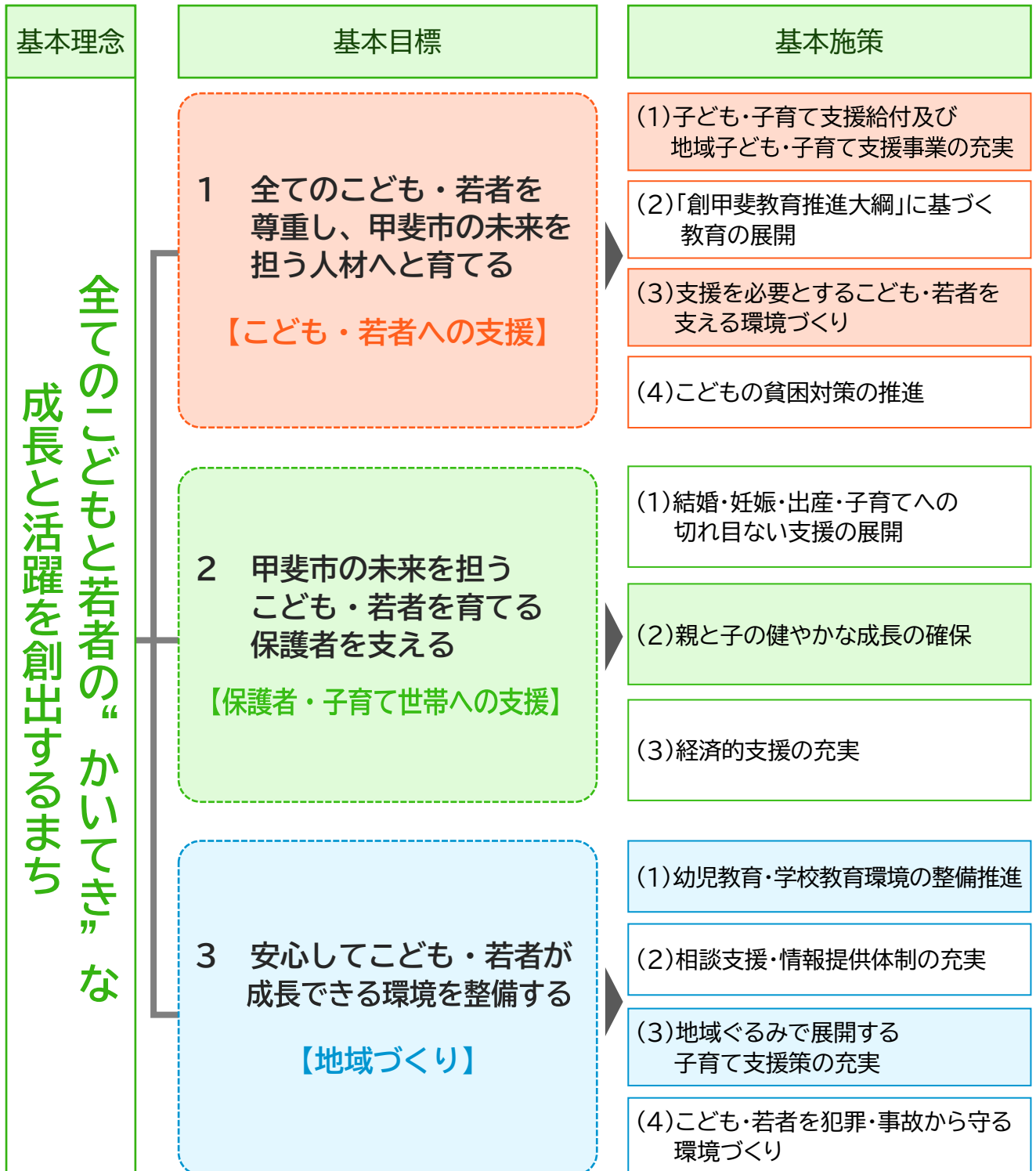
こうした方向性を踏まえ、本計画においては、甲斐市に生まれたこども・若者を地域全体で育てるとともに、地域で育てたこども・若者が将来にわたって甲斐市で自分らしく活躍することを願って、本計画の基本理念を「全てのこどもと若者の“かいてき”な成長と活躍を創出するまち」とします。

基 本 理 念

全てのこどもと若者の“かいてき”な
成長と活躍を創出するまち



2 施策の体系



3 基本目標

「第1期甲斐市こども計画」においては、本計画の前身にあたる「第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「子どもが 親が 地域が育つまち」の考えを継承し、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 全てのこども・若者を尊重し、甲斐市の未来を担う人材へと育てる 【こども・若者への支援】

甲斐市で暮らす全てのこども・若者が、乳幼児期から質の高い教育・保育を受けられるとともに、多様な学習機会・体験機会を通じて豊かな人間性を身につけることができる環境を構築します。

また、全てのこども・若者が、自らの生まれ育った環境にかかわらず自分らしく生活を送ることができるよう、こども・若者が抱えるさまざまな悩みや不安を受け止め、必要としている支援を提供する体制を整備していきます。

基本目標2 甲斐市の未来を担うこども・若者を育てる保護者を支える 【保護者・子育て世帯への支援】

未来を担うこども・若者の健やかな成長の実現においては、こども・若者本人に対する支援だけでなく、こども・若者を育てる保護者・子育て世帯に対しての支援も充実させることが必要不可欠です。

保護者一人ひとりが安心感をもって子育てをすることができるよう、結婚・妊娠・出産・子育てへと続く、若者が親になるプロセスに対して切れ目のない支援を図ります。加えて、親と子の双方が、心身ともに健康的に過ごすことができるよう母子保健の充実を図ります。

基本目標3 安心してこども・若者が成長できる環境を整備する【地域づくり】

こども・若者の育成においては、未来を担うこども・若者を地域の宝として尊重するとともに、一つ一つの子育て世帯のみならず地域全体で育てていく意識を醸成し、こども・若者・子育て世帯を厚く支える体制を構築していくことが重要です。

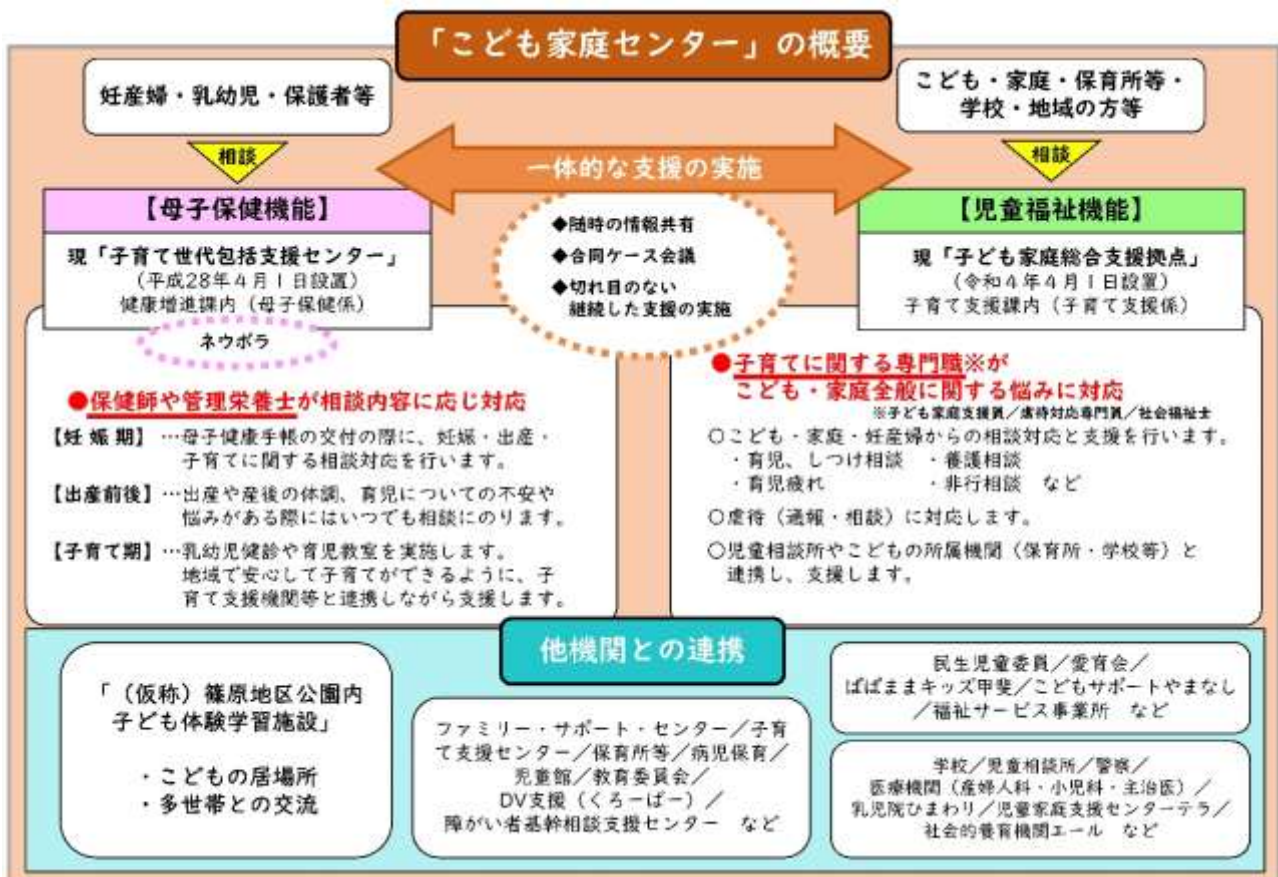
それぞれの子育て世帯に対して、「こども家庭センター※」を中心に相談支援・情報提供体制の充実を図るとともに、地域住民や子育て支援団体などの関係主体と連携して取り組む子育て支援策を充実させていきます。また、こども・若者が犯罪や事故の被害に遭うリスクをなくするため、快適・安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

※「こども家庭センター」の概要については、次ページを参照。

◎こども家庭センター

「子育て世代包括支援センター（母子保健機能）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）」の一体的な支援の実施のため、令和7年度に「こども家庭センター」を設置し、全てのこどもとその家庭を対象とした包括的な相談支援と、地域におけるサービスに関する情報提供等を行います。

＜「こども家庭センター」のイメージ図＞



第4章 施策の推進

基本目標1 全てのこども・若者を尊重し、甲斐市の未来を担う人材へと育てる【こども・若者への支援】

（1）子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の充実

現状

- ◆ 令和6年度現在、甲斐市内には、子ども・子育て支援給付を行う教育・保育施設は、幼稚園3園、保育園15園、認定こども園6園、小規模保育施設5園、認可外保育施設7園が所在しています。また、その他の日常的な預かり・保育を実施する事業として、市内の保育園・認定こども園・小規模保育施設全26園で延長保育事業を、幼稚園3園及び認定こども園6園にて在園児を対象とした一時預かり事業を、実施しています。
- ◆ 令和6年4月1日時点の幼稚園・保育園・認定こども園の入所者数は、それぞれ幼稚園が124人、保育園が1,345人、認定こども園が756人となっています。利用定員における入所率は、幼稚園が68.9%、保育園が87.7%、認定こども園が87.4%となっています。
- ◆ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果をみると、母親の就労状況を尋ねた結果、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少し、調査時点においてフルタイムで就労していることを示す選択肢の割合に増加がみられています。このことから、保育園・認定こども園等の保育へのニーズの高まりがうかがえます。同様に、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）へのニーズも高まっていると考えられます。

課題

- ◆ 甲斐市には、そのベッドタウンとしての特性から、甲斐市に居住しながら市外の教育・保育施設を利用しているこどもが一定数いる現状があります。しかし、子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果をみると、教育・保育事業を利用したい場所として「甲斐市内」と回答した割合が、実際に教育・保育事業を利用している場所を「甲斐市内」と回答した割合を上回っていることから、甲斐市内でこどもを預けたいという保護者の希望の一部が実現していないことがうかがえます。
- ◆ 令和4年に児童福祉法が、令和6年に子ども・子育て支援法が改正され、妊産婦のケアやこどもの養育環境の改善等に資する6つの事業が、新たに地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。甲斐市においても、これらの新事業を円滑に実施し、必要な支援を提供する体制を整備する必要があります。

今後の方向性

- ◆ 子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業について、各事業に対する市民からのニーズを踏まえた受け入れ体制を整備し、こども及び保護者が希望するサービスを利用できる環境を構築します。（各事業の量の見込み及び確保量については第5章を参照）
- ◆ 保育士や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の協力会員をはじめとする、各事業の担い手の確保に努めます。

◎子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の概要

子ども・子育て支援事業計画において実施される事業は、大きく「教育・保育事業（子ども・子育て支援給付）」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分けられます。

教育・保育事業は、幼稚園・保育園・認定こども園、小規模保育、認可外保育施設等において、小学校就学前のこどもの日常的な預かりを行う事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域のニーズに応じて、子育て世帯の不安・負担の解消と支援を目的に実施する事業です。

<教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の一覧>

教育・保育事業

- ① 1号認定（3～5歳）
- ② 2号認定（3～5歳）
- ③ 3号認定（0～2歳）

地域子ども・子育て支援事業

- ① 延長保育事業（時間外保育）
- ② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ④ 地域子育て支援拠点事業
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児・病後児保育事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 利用者支援事業
- ⑨ 妊婦一般健康診査費助成事業（妊婦健康診査）
- ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑪ 養育支援訪問事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑭ 子育て世帯訪問支援事業※
- ⑮ 児童育成支援拠点事業※
- ⑯ 親子関係形成支援事業※
- ⑰ 産後ケア事業※
- ⑱ 妊婦等包括相談支援事業※
- ⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※

※マークがついている事業は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正により、今期計画から新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業

【主な取組】

※…担当課の名称は、令和7年4月以降の組織機構に沿って掲載しています。

※…教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保量については、※欄に記載の各ページを参照。

取組の名称	※	取組の内容	担当課
教育・保育事業 (1号認定)	P115 ①	3歳以上の就学前のこどものうち、保育の必要性が低いとされ、教育のみを受けることを希望するこどもを対象に、幼稚園や認定こども園等にて日中の受け入れを行います。	子育て支援課
教育・保育事業 (2号認定)	P116 ②	3歳以上の就学前のこどものうち、保育の必要性が高いとされるこどもを対象に、保育園や認定こども園等にて日中の保育を行います。	子育て支援課
教育・保育事業 (3号認定)	P117 ～118 ③	3歳未満の就学前のこどものうち、保育の必要性が高いとされるこどもを対象に、保育園や認定こども園等にて日中の保育を行います。	子育て支援課
延長保育事業 (時間外保育)	P119 ①	保護者の就労等により、こどもが保育園の保育時間(標準時間11時間、短時間8時間)を超えて保育を必要とする場合に、保育園等でこどもを預かります。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	P120 ②	保護者の就労等により、放課後に帰宅しても家庭に保護者がいない小学生を対象に学童保育を実施し、適切な遊びや指導を行います。	子育て支援課
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	P121 ③	保護者の疾病等の事情により、家庭における養育が一時的に困難となった0～18歳のこどもを、乳児院等において1回につき7泊以内を限度として預かります。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	P122 ④	3歳未満の乳幼児とその保護者が、自由に遊びながら交流・情報交換ができる場を提供します。加えて、育児不安等への相談対応、指導、子育てサークルへの支援等の地域の子育て世帯に対する育児支援を行います。	子育て支援課
一時預かり事業 (幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり)	P123 ⑤	保護者の就労等により、家庭における保育が一時的に困難な3歳以上の児童について、各種施設において一時的に預かり、必要な保育を行います。 幼稚園では、教育時間終了後や夏季休業時等にこどもを預かる事業として実施します。	子育て支援課

取組の名称	※	取組の内容	担当課
一時預かり事業 (幼稚園等を利用していないこどもや小学生を対象とした一時預かり)	P123 ⑤	保護者の就労等により、家庭における保育が一時的に困難な児童について、各種施設において一時的に預かり、必要な保育を行います。 保育園・認定こども園において、一時的な保育を必要とする各園に入所していないこどもを日中において預かる事業を実施しています。ファミリー・サポート・センターにおいても同様の趣旨の対応を実施しています。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	P124 ⑥	保護者の就労等により、家庭で世話をすることが困難な病児・病後児について、保育園等に付設された専用のスペース等において看護師等が一時的な保育を行います。 対象は、生後6か月以上の乳児、幼児または小学校に就学している児童です。	子育て支援課
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	P125 ⑦	子育て中の保護者の日常生活を支援するため、育児の援助を受けたい方(依頼会員)と援助を行いたい方(協力会員)を会員として登録し、センターを通じて一時的な預かりや保育園・学校への送迎等の育児の助け合いを行う事業です。	子育て支援課
利用者支援事業	P126 ⑧	こども及びその保護者が認定こども園・幼稚園・保育園等での教育・保育や一時預かり、地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう身近な場所で支援を行います。 こども子育て健康部内に「こども家庭センター」を設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する支援及びこどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援をさまざまなサービスや地域資源を組み合わせたサポートプランを立て、切れ目ない支援を行います。	子育て支援課 健康増進課
妊婦一般健康診査費助成事業(妊婦健康診査)	P127 ⑨	妊婦に対し、母子保健法第13条に基づいて実施される妊婦一般健康診査に要する費用を助成する事業です。 妊娠中の健康管理と安心・安全な出産を迎えられることを目的に、医療機関に委託して検診を実施し、妊婦健康診査14回分の基本検査と6種類の追加検査を公費負担します。	健康増進課

取組の名称	※	取組の内容	担当課
乳児家庭全戸訪問事業	P128 ⑩	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に、保健師や助産師が訪問して、こどもの健やかな成長の確認を行うとともに、保護者に必要な指導・相談支援、子育てに関する情報提供を行うことで、健全な子育てを支援します。	健康増進課
養育支援訪問事業	P129 ⑪	児童福祉法第6条に基づき、特に養育支援を必要とする家庭を保健師・家庭相談員等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで家庭の適切な養育環境の確保に努めます。	健康増進課 子育て支援課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	P130 ⑫	幼稚園・保育園・認定こども園の利用者との公平の観点から、新制度に移行していない幼稚園の利用者について、費用の補助を行います。	学校教育課
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	P130 ⑬	幼稚園・保育園・認定こども園等（以下「幼稚園等」という。）への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園等の設置や運営を促進するための事業です。	子育て支援課
子育て世帯訪問支援事業	P131 ⑭	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えている子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の援助、その他必要な支援を行います。	健康増進課 子育て支援課
児童育成支援拠点事業	P132 ⑮	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱えるさまざまな課題に応じて、生活習慣の形成や学習支援、進路等に関する相談支援等を行うことで、児童及び家庭の状況を把握し、関係機関等の連携を含めて児童一人ひとりに応じた支援を包括的に提供します。	子育て支援課
親子関係形成支援事業	P133 ⑯	児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供や相談支援・助言等を実施します。	障がい者支援課

取組の名称	※	取組の内容	担当課
産後ケア事業 (日帰り型産後ケア事業)	P134 ⑰	個別の支援として、産後間もない母親から、産後6か月未満までを対象に、休息を含めた産後ケア事業を実施します。 また、産後1年未満の母親を対象に、助産師等による授乳相談や心理士による、産後のメンタルヘルス及び子育て相談を実施します。 集団の支援として、生後1か月半～おおむね4か月までを対象に、親子のスキンシップや母親同士の交流を図ることを目的とした教室を開催します。	健康増進課
産後ケア事業 (宿泊型産後ケア事業)	P134 ⑰	育児に不安を抱える生後4か月までの乳児とその母親が、山梨県産前産後ケアセンターに宿泊しながら母体のケアや育児相談、育児手技の指導等を受ける宿泊型産後ケア事業の利用料の一部を助成します。	健康増進課
妊婦等包括相談支援事業	P135 ⑱	全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴走型の相談支援を継続的に実施します。	健康増進課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	P136 ⑲	保育園等を利用していない生後6か月～満3歳未満のこどもを対象に、月10時間を上限として保育園や認定こども園等で預かりを行うことで、適切な遊び・生活の場を提供します。また、こどもの心身の状況及び養育環境を把握するために保護者との面談や子育てについての情報提供・助言等の援助を行います。	子育て支援課



取組の名称	取組の内容	担当課
産婦健康診査費助成事業	産後のうつ予防や新生児への虐待予防、育児への不安・負担感の軽減を図るため、産後2週間及び1か月頃に産婦健康診査を実施するとともに、健診にかかる費用の一部を助成します。	健康増進課
新生児聴覚検査費助成事業	新生児の聴覚異常の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査を実施し、検査にかかる費用の一部を助成します。	健康増進課
子ども・子育て支援施設等の整備・改善	公共施設は「甲斐市公共施設個別施設計画」に基づいて、老朽化対策等を計画的に進めるとともに、社会福祉法人等が運営する子ども・子育て支援施設等についても、利用ニーズ等を適正に判断し、施設等の整備、環境改善を支援します。 これらの事業については、国や県の交付金、地方債等を有効に活用します。	子育て支援課



（２）「創甲斐教育推進大綱」に基づく教育の展開

甲斐市の教育振興基本計画である「創甲斐教育推進大綱」に基づき、充実した教育の展開を図っていきます。こども計画においては、全てのこども・若者が望む未来を実現するため、①幼児教育・学校教育の充実、②多様な体験活動・交流活動の推進、③地域や社会での活躍に必要な知識の普及の３つの分野を中心として、教育環境の充実に取り組んでいきます。

①幼児教育・学校教育の充実

現状

- ◆ 幼児期は、基本的な認知能力や社会性、情緒の基盤が形成される時期です。そのため、幼児教育の充実を通してこどもたちにさまざまな経験を積ませることは、後のこども自身の学力向上や、生涯学習の実践においてとても重要です。
- ◆ 甲斐市においては、幼児教育・学校教育において読書活動を推進したり、外国語にふれる機会を提供したりすることで、こどもたちの想像力や、異文化への興味・関心の向上を図っています。

課題

- ◆ 現行の学習指導要領では、これまで以上に「個に応じた指導」の充実が重要とされています。教育内容の充実を図ることはもちろん、児童・生徒一人ひとりが、自らの興味に沿って、自発的に学習活動を実践できるよう、働きかける取組も重要です。
- ◆ スマートフォンやタブレットなどのデジタルメディアの普及に伴い、児童・生徒の読書量の低下が懸念されます。読書は認知機能や言語化能力の向上に大きく寄与することから、学校教育を通じて読書習慣の定着を図ることが大切です。

今後の方向性

- ◆ こどもたちがさまざまな物事に興味をもち、自ら積極的に学ぶ姿勢を身につけることができるよう、こどもたちの知的好奇心をより旺盛にする幼児教育・学校教育を実践します。

【主な取組】

取組の名称	取組の内容	担当課
保育園における絵本のふれあい	こどもたちが本にふれる習慣づけを図るため、公共図書館が行う本の貸出や、出張おはなし会などを活用しながら、保育園においても絵本の読み聞かせを実施するとともに、送迎時間における読書活動を推進します。	子育て支援課 生涯学習文化課
保育園における英語教室	こどもたちが国際文化を学ぶ機会として、保育園にて中学校のALT（外国語指導助手）による英語教室を実施します。	子育て支援課
小・中学校における読書活動の推進	こどもによる自主的な読書活動を推進するため、小・中学校における読書活動の充実を図ります。公共図書館では、小・中学校での読み聞かせ等を実施するためのボランティア派遣や、児童館の要望に応じた出張おはなし会等を実施します。	学校教育課 生涯学習文化課



②多様な体験活動・交流活動の推進

現状

- ◆ 近年、社会の変化と価値観の多様化により、青少年事業への意識が低下したり、催しへの参加人数が減少したりしています。
- ◆ こどもたちが生まれ育った地域に愛着をもち、地域に根差した活躍ができる人材へと成長するよう、「わたしたちの甲斐市」や「ふるさと山梨」といった副読本を活用した郷土教育を推進しています。

課題

- ◆ 次代を担う青少年の健全な育成を推進するため事業内容を充実させ、既存活動を継続させることが必要です。
- ◆ こどもの生活習慣の変化等による、小・中学生の体力低下や肥満傾向の児童・生徒の増加が、スポーツ庁の「体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果等から課題としてみられます。特に山梨県においては、小学生男女・中学生男子の肥満傾向児の割合が全国平均よりも高くなっています。身体を動かすことのできる体験機会や運動習慣の定着に向けた取組、こどもの健康的な生活習慣の定着に資する取組の充実が求められます。
- ◆ 全国的な傾向として、認知されるいじめの件数や不登校状態にある児童・生徒が増加傾向にあり、甲斐市においても同様の傾向がみられます。規範意識を身につけることや他者を思いやる心を育むための教育を推進することが必要です。

今後の方向性

- ◆ こどもたちがさまざまな経験を通して主体性や人間関係構築能力、リーダーシップを育むことができるよう、多様な体験を行う機会や人々と交流できる機会を充実させます。
- ◆ こどもたちが命の大切さを学べる、他者を思いやる心を育める教育内容の充実に努めます。
- ◆ こどもたちが努力し、物事を成し遂げることの大切さを学ぶことのできる学習活動・体験活動の機会を充実させていきます。

【主な取組】

取組の名称	取組の内容	担当課
ジュニアリーダー育成事業	自然環境の中で集団訓練や野外活動を行う交流機会を通じて、青少年のリーダーシップの養成を図ります。 (アイスブレイク指導、宿泊研修)	生涯学習文化課
スポーツの興味と活力の醸成	こどもたちが経験や年齢、性別にかかわらず一人でも気軽に参加できるスポーツ教室を企画・実施し、スポーツの楽しさの普及とスポーツを始めるきっかけづくりを図ります。	スポーツ振興課
国際交流事業（姉妹都市交流・学校間交流）	広く外国の文化にふれ、国際人としての素養の定着を図るため、甲斐市の中学生と海外の学生の相互派遣・受け入れを行います。	総務課
中学生対象の自学講座・甲斐っ子応援教室	中学生を対象に、大学生ボランティアによる土曜講座を実施します。また、長期休業期間においては、甲斐市の支援員等による個別の学習指導を実施します。	学校教育課
人権教育の推進	人権擁護委員による幼児及び小・中学生を対象とした人権教室、関係団体による小・中学生を対象とした人権啓発出前講座を実施し、他人を思いやる心の育成を図ります。	市民協働推進課
保育園における命を大切に作る心づくり	植物栽培やセラピードッグ等の動物とのふれあいの機会を提供していきます。	子育て支援課
子どもふれあい講座	こどもたちへ学習機会と居場所を提供する場として、年間を通して「子どもふれあい講座」を開催します。	生涯学習文化課

③地域や社会での活躍に必要な知識の普及

現状

- ◆ こどもたちが成長過程において学ぶべきことは、学校で教わる授業や、豊かな人間性を築くために必要なことだけにとどまりません。将来、働いて経済的に自立した生活を送ることや、親となって家庭を築くことのイメージにつながる内容や、現代社会特有のトラブルから身を守る方法等についても、こどもであるうちに学んでおくことが大切です。
- ◆ 甲斐市では、甲斐市で育ったこどもが、甲斐市で活躍して自己実現を果たすために、社会人になる前に身につけておくべきキャリアへの価値観や消費生活に関する知識等の普及を図っています。

課題

- ◆ 時代や社会情勢の変化に伴って、こどもたちに求められる能力・スキルは変化しています。そのうちの一つである、ありとあらゆる情報が氾濫している現代社会においては、自身が必要としている情報を適切に収集・理解・活用することのできる情報活用能力の養成につながる教育が重要となっています。
- ◆ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果をみると、子育てにおいて悩んでいることを尋ねた結果、小学生保護者において「子どものインターネット、SNSの使い方」が44.3%と最も多くなっており、昨今の認知されるいじめの件数が増加していることなどからもその重要性がうかがえます。生まれたときからインターネットやSNSが当たり前に存在する社会を生きている、こどもたちに合った教育内容を検討していくことが求められます。

今後の方向性

- ◆ こどもたちが成長し、地域社会で活躍していくうえでの必要となる知識を得ることのできる機会を充実させることで、こどもたちの自己実現の礎づくりを図ります。
- ◆ こどもたちが情報化社会を生き抜くうえで必要となるスキルの定着に資する教育機会の充実に努めます。



【主な取組】

取組の名称	取組の内容	担当課
生きる力を育む「生」教育の推進	こどもたちの生きる力を育むために、教員や保育士等が連携し、自身の体と心はかけがえないものであることや、相手の気持ちを尊重することの大切さ、命の尊さについて、こどもたちの学びが深まるよう働きかけます。また、性や性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。	健康増進課 学校教育課 子育て支援課
インターネット等の安全・安心な利用に向けた研修事業・啓発活動	こどもたちによるインターネットなどの安全利用を図るため、警察スクールサポーターによる講演会や出前講座の機会を活用した講座を実施します。また、インターネットなどの安全利用に関する啓発チラシの作成・配布を行います。	学校教育課 生涯学習文化課
情報モラル教育の推進	こどもたちに情報モラルの大切さについて考えさせるとともに、正しい情報活用能力を育む教育を推進します。	学校教育課
キャリア教育の推進	小・中学生が社会的・職業的に自立するうえで、必要な基盤となる能力や態度を育てることを目的としたキャリア教育を実施します。	学校教育課
消費者対策事業	成年年齢引き下げに伴う若年者への消費者トラブルを未然に防ぐため、消費者講座の開催などにより消費生活に関する正しい知識の普及啓発を推進するとともに、消費生活センターにおいて情報提供及び相談業務を実施し、消費者保護に努めます。	市民協働推進課
保育園における園庭開放と子育て体験の場提供事業	園庭開放等を通じて子育てに関する相談支援を行います。また、保育園において中学生の職場体験活動の受け入れを行うことで、こどもとふれあうことの魅力と大切さを伝えます。	子育て支援課
男女共同参画推進事業（デートDV学習会の実施）	配偶者間等のあらゆる暴力の防止を図り、お互いを尊重し合えるこどもを育成するため、中学生を対象にしたデートDV学習会を開催します。	市民協働推進課
男女共同参画推進事業（家庭における男女共同参画推進のための子ども教室の開催）	誰もが家族の一員として家事等を協力し合える家庭をつくり、性別に対する無意識の思い込みを解消するため、小学生向け男女共同参画推進教室を開催します。	市民協働推進課

（３）支援を必要とするこども・若者を支える環境づくり

①児童虐待防止対策の充実

現状

- ◆ 児童虐待は、成長過程にあるこどもの心身に大きな傷を与えます。こどもが成長した後においても、さまざまな生きづらさにつながり得ることから、いかなる背景があっても許されないものです。
- ◆ 甲斐市内における児童虐待相談件数は年によって増減を繰り返していますが、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、30 年以上にわたり一貫して増加傾向にあります。令和4年度の件数は214,843 件と過去最多を記録しており、平成27 年度からの7 年間で2倍以上に増加しています。直近の相談件数の急増の背景として、コロナ禍の影響による家庭環境の変化や、通報制度が強化されてきたこと、報道等による児童虐待への問題意識の高まりなどが考えられます。

課題

- ◆ 児童虐待やDVなどの家庭内暴力が起こる背景には、経済的困難や保護者のストレスなどの家庭環境や、親がこどもへの接し方について悩みを抱えていること、親自身の経験、子育て家庭の社会的孤立等のさまざまな要因の存在が考えられます。こどもが危害を加えられる事案が発生した際には、子育て家庭それぞれのケースに合った支援につなげることが求められます。
- ◆ 甲斐市において、令和7年度より運営を開始する母子保健を担当する「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担当する「子ども家庭総合支援拠点」の機能を併せ持つ総合的な相談支援拠点である「こども家庭センター」には、児童虐待対応における中核的役割を担うことが期待されます。

今後の方向性

- ◆ こどもが虐待等の被害に遭うことのないよう、虐待防止に向けた啓発を行うとともに、有事に備えた体制の充実に努めます。

【主な取組】

取組の名称	取組の内容	担当課
児童虐待対応事業 (要保護児童対策地域協議会の運営)	虐待を未然に防ぐため関係機関と連携して早期発見・対応に努めます。また、発生した事案に対しては、必要に応じて個別ケース会議、実務者会議を開催し、情報の交換や支援方法について連携強化を図ります。	子育て支援課
健康相談	窓口や電話、及びオンライン相談にて、安心して相談できる体制の確保に努めます。さまざまな不安を抱いている妊婦や子育て中の母親、家庭に対しケースに応じた相談を実施し、乳幼児の健やかな成長・発達への支援や、母親の精神面等の支援、母子関係の把握に基づく虐待予防・早期発見に努めます。 また、妊娠後期の妊婦を対象にアンケートを実施し、相談を希望する方への相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携による支援を行います。	健康増進課
男女共同参画推進事業(デートDV学習会の実施)【再掲】	配偶者間等のあらゆる暴力の防止を図り、お互いを尊重し合えるこどもを育成するため、中学生を対象にしたデートDV学習会を開催します。	市民協働推進課

②障がい児施策の充実

現状

- ◆ 甲斐市では、特別支援学級に在籍している児童・生徒が年々増加傾向にあります。障がいの種別をみると、知的障がいのある児童・生徒及び自閉症・情緒障がいのある児童において特にその傾向が顕著です。また、小学生の特別支援学校在籍者数も増加傾向にあります。
- ◆ また、障がいのあるこどもが利用するサービスの利用人数の推移をみると、放課後等デイサービスの利用人数の急増がみられており、令和2年度以降において特にその傾向が顕著となっています。

課題

- ◆ 発達障がいがある、または発達に特性がみられるこどもが増加傾向にあります。乳幼児健康診査をはじめとする定期的な健康診査や日々の観察を通じて発達の気になるこどもを早期発見・早期療育につなげ、一人ひとりの特性に合った教育へとつなげていく体制づくりが重要です。
- ◆ 障がいのあるこどもが増加傾向にあることは、障がいの早期発見・早期療育が図られていることの裏返しとも考えられますが、こうした傾向を受けて支援体制を拡充していくことが求められています。

今後の方向性

- ◆ 障がいのあるこどもが、生活を送るうえで必要となる各種障害福祉サービスを適切に提供するとともに、障がいや発達に関する相談支援体制の整備を図ります。また、障がいがあることによって希望する教育・保育を受ける機会が削がれることのないよう、提供体制の整備を図ります。

【主な取組】

取組の名称	取組の内容	担当課
在宅支援	在宅で生活する障がいのあるこどもの自立と、社会参加を促すサービスを提供します。	障がい者支援課
特別支援教育	関係機関からの情報をもとに障がいのあるこども・その保護者との面談を行い、適正な就学指導に努めます。	学校教育課
放課後児童健全育成事業（障がい児の受け入れ）	就労等により家庭に保護者がいない、集団生活が可能な障がいのあるこどもについて、学童保育での受け入れを行います。	子育て支援課
保育園での障がい児保育事業	保育園において、集団保育が可能な障がいのあるこどもの受け入れを行います。	子育て支援課
医療費助成事業	重度心身障がい者（児）の医療費助成制度に基づき、医療費の自己負担分を助成することにより、障がいのあるこどもの健康の維持と経済的負担の軽減を図ります。	障がい者支援課
身体障がい児補装具交付（修理）事業	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にするため、車いすや座位保持装置、義肢装具等の補装具の交付・修理を行います。	障がい者支援課
福祉手当支給事業	中程度・重度の障がいのあるこどもとその保護者（養育者）を対象に、手当を支給します。	障がい者支援課
発達障がいの疑いのある児童等を支援する健やかサポート事業	発達の気になるこどもや特別な支援を要するこどもを早期に発見し、こどもや保護者への早期支援を図るため、市内保育園の巡回訪問（健やかサポート訪問）を行い、すこやかサポート会議において関係者と情報共有することで確実な支援につなげます。また、保護者の発達についての理解促進と不安解消を目的とした発達相談を実施します。	障がい者支援課
ほのぼのルーム	こどもの発達の課題や親子間の接し方への不安がある保護者等を対象に、臨床心理士による相談指導を実施します。	健康増進課
児童発達支援センターの設置	障がいのあるこどもへの療育指導及びその保護者への療育に関する相談支援を行う児童発達支援センターを設置・運営します。	障がい者支援課
放課後等デイサービス	就学している障がいのあるこどもを対象に、授業の終了後または休日中に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流等の支援を継続して提供することにより、障がいのあるこどもの自立促進と居場所づくりを図ります。	障がい者支援課
医療的ケア児等支援のための協議の場、児童発達支援	医療的ケアを必要とする障がいのあるこどもに対する支援の充実やその課題について協議する場を設置し、必要な協議を行います。	障がい者支援課

取組の名称	取組の内容	担当課
甲斐市保育園等医療的ケア児支援事業	継続的な医療的ケアを必要としているこどもが、健康的かつ安全に保育園等を利用できる体制の整備を図ります。	子育て支援課
障がいのある幼児・児童・生徒への就学支援	障がいのある幼児・児童・生徒に対して、特別支援担当者による就学に関する相談支援を行います。また、就学支援委員会等の専門機関において、就学先について審議し、適正な就学を図ります。	学校教育課
基幹相談支援センターによる相談支援	障がいを起因とした障がいのあるこども・若者及びその家族からの相談に対応するとともに、適正な支援を行います。 また、障がいを起因とするひきこもりについての支援や普及活動を目的とした研修会を行います。	障がい者支援課



③ひとり親家庭への支援の充実

現状

- ◆ 国勢調査の結果をみると、甲斐市において、ひとり親家庭を指す「片親と子の世帯」の数は平成2年以降一貫して増加傾向にあり、令和2年において2,900世帯となっています。
- ◆ 甲斐市においては、ひとり親家庭等の保護者とこどもを対象に、経済的自立に向けた支援や職業能力の向上に向けた支援に取り組んでいます。
- ◆ 子どもの生活実態調査結果をみると、こどものことで悩んでいることにおいて、ひとり親世帯の保護者は両親世帯の保護者と比較して「子どもとのだんらんや話し合いの時間がもてない」と回答した割合が高くなっており、特に中学2年生保護者においてその傾向が顕著となっています。また、「子どもの学習や進路」と回答した割合も、ひとり親世帯の保護者において高くなっていきます。

課題

- ◆ ひとり親家庭において考えられる生活課題として、経済的な負担が大きくなることや、親が仕事や家事、子育てを一手に引き受けることから時間的な制約が大きくなりこどもの時間が不足しがちになること、親の子育てにおける責任感やプレッシャーの増大、こどもの心のケアなどが挙げられます。
- ◆ ひとり親家庭のこどもが、家庭の状況を理由に自らの希望する進路をあきらめてしまうことのないよう、ひとり親家庭の経済的自立に資する、保護者の職業的自立に向けた支援や、ひとり親家庭のこどもの学習活動に向けた支援を充実させることが必要です。

今後の方向性

- ◆ 民間団体と連携しながら、ひとり親家庭への支援体制の充実を図ります。
- ◆ ひとり親家庭に対し、経済的支援を行うとともに、就労支援をはじめとする保護者の自立に向けた支援を行います。

【主な取組】

取組の名称	取組の内容	担当課
母子生活支援施設入所措置事業	生活・住宅・就労等に問題を抱えている母と児童を施設にて保護し、自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課
母子・父子自立支援員による支援	母子・父子の自立した生活支援のため、ハローワーク等と連携しての職業能力の向上、求職活動に関する支援をするなど、自立に向けた指導、助言を行います。	子育て支援課
母子家庭等対策総合支援事業	ひとり親家庭の自立に向けての支援として、「高等職業訓練促進給付金」及び「自立支援教育訓練給付金」の支給や、「ひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施します。	子育て支援課
養育等への支援	生活の安定のために、児童扶養手当やひとり親医療費の助成等の経済的支援を実施します。	子育て支援課



④その他支援を必要とするこども・若者への支援

現状

- ◆ 国際社会の発展等により、外国籍あるいは外国にルーツをもつこどもが全国的に増加傾向にあります。
- ◆ 「ヤングケアラー」は、日常的に家族の世話や家事等をしている18歳未満のこどもを指す単語であり、近年社会問題として認知されつつあります。アンケート調査結果をみると、ヤングケアラーの認知度について「内容まで知っていた」と回答した割合は小学5年生において5.7%、中学2年生において35.5%、高校生において50.9%となっています。
- ◆ 奨学金利用者率が増加する中、奨学金を返還する若者の就労初期における経済的負担が生じています。
- ◆ 創業・起業の支援に向けて、「甲斐市創業支援等事業計画」に基づき、相談窓口の設置、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の発行、利子補給を実施しています。

課題

- ◆ 外国籍あるいは外国にルーツをもつこどもの増加に伴い、多言語への対応が求められるようになっていますが、対応に必要なノウハウを有する人材の確保が課題となっています。
- ◆ ヤングケアラーに向けた支援は、こどもをとりまく喫緊の社会課題となっています。家族の世話や家事を理由にこどもが教育を受ける機会やさまざまな体験を行う機会、交友関係、自己実現の可能性を失うことのないよう、該当する児童・生徒の存在の把握と、教育・福祉・子育て・介護等の関係分野の連携による適切な支援を図ることが必要です。
- ◆ 奨学金の返還による経済的負担を軽減することが必要です。
- ◆ 創業・起業に対する初期費用の支援が求められています。

今後の方向性

- ◆ 外国籍及び外国にルーツをもつこどもに対しても、保護者を含めて安心して暮らすことができるような支援を行います。
- ◆ ヤングケアラーからの相談に対し適切な支援を行えるよう、関係機関との連携を強化し、専門職員（コーディネーター）の設置人数を増やすなど支援体制の充実を図ります。
- ◆ 奨学金返還支援制度を設け、奨学金を返還する若者の就労初期における経済的負担の軽減を図ります。
- ◆ 「甲斐市創業支援等事業計画」に基づき、関係機関や県と連携し、創業・起業を支援します。また、企業誘致の推進に努め、雇用の創出を図ります。

【主な取組】

取組の名称	取組の内容	担当課
外国籍児童支援事業	三者面談等の際に日本語通訳が必要となった児童・生徒の保護者がいた場合に、通訳を実施します。	学校教育課
ヤングケアラーへの対応	関係機関と連携し、ヤングケアラーに該当する児童・生徒の実態の把握に努めます。また、ヤングケアラーに関する専門職員（コーディネーター）を設置し、適切な支援が受けられるよう、働きかけを行います。	子育て支援課 学校教育課
ひきこもり相談への対応	電話や相談支援を行うほか、ひきこもりに関する情報発信、関係機関との連携や支援を行っています。	障がい者支援課
若者定住促進奨学金返還支援事業	若者の就労初期における経済的負担を軽減するため、奨学金の返還を支援します。	産業創造課
創業支援事業	「甲斐市創業支援等事業計画」に基づき、関係機関と連携・協力し、創業・起業を支援します。	産業創造課



（４）こどもの貧困対策の推進

現状

- ◆ 貧困状態にあることで、日々の食事が満足にとれない、必要な医療機関を受診できない、学習の機会を十分に得られない、進学を諦めざるをえないといった状況におかれているこどもがいる現状があります。
- ◆ 子どもの生活実態調査結果から甲斐市の相対的貧困率（参考）を算出した結果、小学5年生において11.1%、中学2年生において12.6%となっています。
- ◆ こども・若者意識調査結果を所得区分別でみると、将来希望する夢や進路の有無において、「中央値の2分の1未満」の「相対的貧困層」（33ページ参照）に該当する中学2年生は「あるが、あきらめている」と回答した割合が16.0%と多くなっているなど、世帯の経済状況がこども自身の自己肯定感にも影響を与えていることが一部の調査結果からうかがえます。

課題

- ◆ 貧困状態にある世帯のこどもが、受けられる教育機会や栄養状況、住環境などのさまざまな要因が絡み合って、成長後も再び貧困層となってしまうことを指す「貧困の連鎖」が、大きな社会課題となっています。この連鎖を断ち切るために、こどもたちの人生が成育環境によって左右されることのないよう、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を展開することが求められています。
- ◆ 貧困状態にある世帯は、貧困状態にある背景に、労働問題や健康問題等のさまざまな生活課題を抱えているケースが多くあります。それぞれの原因に対して、適切なアプローチを図ることが重要です。
- ◆ こども・若者意識調査結果を所得区分別でみると、こどもの学校の授業の理解度において、「中央値の2分の1未満」の「相対的貧困層」に該当する小学5年生・中学2年生において、「だいたいわかる」と回答した割合が少なく、「授業によってはわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答した割合が多くなっていることから、貧困状態にある世帯のこどもに向けた学習支援の必要性がうかがえます。

今後の方向性

- ◆ 貧困状態にある世帯のこどもが、家庭の経済状況によってもっている可能性を閉ざされることのないよう、経済面・教育面・健康面をはじめとする多方面から支援していきます。
- ◆ こどもの貧困対策においては、保護者へのアプローチも不可欠であることから、保護者の抱える生活課題を解消するための支援についても充実を図ります。
- ◆ 貧困状態にあっても自ら助けを求めることが難しい世帯などに対し、支援者側からの積極的なアプローチを図ります。

【主な取組】

取組の名称	取組の内容	担当課
子育て世帯向けの市営住宅整備事業	住宅に困窮する子育て世帯に対し、空き住宅募集時などに窓口相談を実施し、入居の促進を図ります。また、受け入れ先となる市営住宅の整備・維持管理に努めます。	建築住宅課
奨学金貸付事業	優秀な生徒であって、経済的な理由で高校や大学に修学することが困難なこどもに対し、奨学金の貸付を行います。また、広報誌やホームページへの掲載、学校でのチラシ配布により、制度の周知を図ります。	教育総務課
要・準要保護児童生徒援助費助成事業	住民税非課税世帯や児童扶養手当受給世帯などの、就学において経済的な支援を必要とする児童・生徒の保護者へ、学用品費・給食費・校外活動費等の費用の一部を補助します。	学校教育課
甲斐市子どもの学習支援事業	生活困窮世帯のこどもの将来が、生まれ育った環境によって左右されないよう、子どもの学習支援事業を実施します。	福祉課



基本目標2 甲斐市の未来を担うこども・若者を育てる保護者を支える 【保護者・子育て世帯への支援】

（1）結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援の展開

現状

- ◆ 甲斐市では、健康増進課内に設置している「甲斐市子育て世代包括支援センター」を拠点として妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援を行う「甲斐市版ネウボウ推進事業」を重要な施策として位置づけ、一人ひとりに合わせた産前産後の母親のケアと早期介入を推進しています。
- ◆ 若者のライフスタイルの多様化や価値観の変化により、出会いの機会が少ない若者が増えているとともに、未婚化・晩婚化の進行が顕著となっています。個人の考えを尊重しながら、結婚を希望する若者が、望みを叶えることができる環境をつくることが、少子化対策を推進するうえで重要です。
- ◆ 令和元年度以降、出生数の減少傾向が顕著であり、令和5年度の出生数は令和元年度と比較して145人の減少となっています。その主な要因として、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化・医療機関への受診控え、将来への不安等が考えられます。

課題

- ◆ こども・若者意識調査結果において、こども・若者支援において充実が必要な取組について、「生活や就学のための経済的援助」が最も多くなっており、その傾向は高校生を除く若者において特に顕著であり、経済的支援へのニーズの高さがうかがえます。こどもをもつことを希望する若者が経済的な理由によって諦めてしまうことのないよう、支援の充実を図ることが求められています。
- ◆ 男性の家事・育児への参加を促進し、家族や社会が協力しながら子育てをしていく機運を高める必要があります。
- ◆ 多様化する価値観に対応した出会いの場の創出と結婚や新生活などにかかる経費に対し、経済的な支援が必要です。



今後の方向性

- ◆ 甲斐市子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を、母子保健・児童福祉の双方について一体的に支援する拠点である「こども家庭センター」へと移行させ、引き続き母子保健コーディネーターを担う保健師による妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援を展開していきます。
- ◆ 民間事業者と連携して、子育てしやすい社会づくりを推進します。
- ◆ 各種健康相談・健康教室の機会を通じて、こどもの発育・発達に関する保護者の悩み・不安を受け止め、適切な指導・助言を行います。また、保護者が子育てにおいて必要なことを学ぶことのできる機会を充実させていきます。
- ◆ 民間事業者等と連携した若者の出会いや結婚への支援、結婚生活を開始した若者への経済的支援等を通じて、若者が甲斐市で子育てをすることに希望をもてる機運を高めます。
- ◆ 女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組としてのプレコンセプションケアを推進します。

【主な取組】

取組の名称	取組の内容	担当課
母子健康手帳・父子健康手帳交付	妊娠届出時に母子健康手帳、父子健康手帳を発行し、妊娠・出産への不安について把握するとともに順調に妊娠中の生活を送ることができるよう必要な保健指導・相談を行います。	健康増進課
マタニティクラス	妊娠中の母親を対象に、助産師・栄養士・歯科衛生士が妊娠中の望ましい過ごし方やお産の進み方についての指導・体験学習等を行います。	健康増進課
ママパパクラス	家族の役割を理解することにより、夫婦の不安を解消し、育児を夫婦で行えるよう、ママパパクラスを実施します。 加えて、さまざまな機会・アプローチを通じて父親による育児参加を推進していきます。	健康増進課
父親の育児参考本の配布(愛育会)	子育てへの父親のかかわり方のヒントとなる育児参考本を、妊娠届出時等の機会において配布します。	健康増進課
健康相談【再掲】	窓口や電話、及びオンライン相談にて、安心して相談できる体制の確保に努めます。さまざまな不安を抱えている妊婦や子育て中の母親、家庭に対しケースに応じた相談を実施し、乳幼児の健やかな成長・発達への支援や、母親の精神面等の支援、母子関係の把握に基づく虐待予防・早期発見に努めます。 また、妊娠後期の妊婦を対象にアンケートを実施し、相談を希望する方への相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携による支援を行います。	健康増進課

取組の名称	取組の内容	担当課
産後応援ヘルパー派遣事業	産後うつや体調不良のため家事や育児が困難な家庭等の早期介入・支援を図るため、ホームヘルパーを派遣し、母親の身体的・精神的負担の軽減につながる育児支援を行います。	健康増進課
産後ケア事業 (日帰り型産後ケア事業)【再掲】	個別の支援として、産後間もない母親から、産後6か月未満までを対象に、休息を含めた産後ケア事業を実施します。 また、産後1年未満の母親を対象に、助産師等による授乳相談や心理士による、産後のメンタルヘルス及び子育て相談を実施します。 集団の支援として、生後1か月半～おおむね4か月までを対象に、親子のスキンシップや母親同士の交流を図ることを目的とした教室を開催します。	健康増進課
産後ケア事業 (宿泊型産後ケア事業)【再掲】	育児に不安を抱える生後4か月までの乳児とその母親が、山梨県産前産後ケアセンターに宿泊しながら母体のケアや育児相談、育児手技の指導等を受ける宿泊型産後ケア事業の利用料の一部を助成します。	健康増進課
離乳食教室・乳幼児健康診査による食育の推進	離乳食教室や乳幼児健康診査の機会において、それぞれの年齢期における発育・発達段階に応じた食育指導を行い、心身の健全育成を図ります。	健康増進課
あそびの広場等 (愛育会)	愛育会と連携しながら、親子で楽しく過ごせる遊びの場を提供することで、遊びを通して親子でふれあうことの大切さを伝えます。	健康増進課
婚活イベント	多様化する価値観に対応した婚活イベントの開催により、出会いの場の創出を継続することで、結婚を希望する若者を応援します。	市民協働推進課
結婚新生活支援事業	経済的理由で結婚を諦めることがないように新婚世帯の結婚に伴う住居費などを支援し、甲斐市版ネウボラと連携を図ることで、結婚・妊娠・出産・子育てについての各段階に対応した切れ目のない支援を提供します。	市民協働推進課
男女共同参画推進事業 (くるみん・えるみん認定)	甲斐市全体で子育てを支える意識の醸成を図るため、甲斐市内において子育てサポート企業に対する国の「くるみん認定」や、女性活躍に取り組む企業を応援するための県の「山梨えるみん認定」を受ける企業を増やすための啓発活動を実施します。	産業創造課 市民協働推進課

(2) 親と子の健やかな成長の確保

現状

- ◆ 乳幼児健康診査を通じて、乳幼児の疾病や異常、身体・精神機能の遅れなどの予防や早期発見を図るとともに、保護者に対し、乳幼児の健全な発育・発達に向けた保健指導を行っています。
- ◆ 乳幼児健康診査の結果、支援が必要とみられる乳幼児については、臨床心理士と連携して実施している乳幼児発達相談による早期支援を図っています。
- ◆ 県内の市町村と連携を図りながら、小児救急医療体制を整備しています。
- ◆ 将来の生活習慣病発症につながりやすいとされる、低出生体重児の割合は、令和4年度において11.1%（「山梨県人口動態調査」より）となっており、年度によって増減はありますが、おおむね横ばいで推移しています。

課題

- ◆ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果をみると、甲斐市の子育て支援施策において最も重要度の高い項目は就学前児童保護者・小学生保護者ともに「小児医療体制の整備」となっています。重要度が最も高くなっている一方で、満足度は平均値を下回る結果となっていることから、保護者の安心につながる医療体制の整備が求められています。
- ◆ 乳幼児健康診査については、未受診の乳幼児が一定数おり、こうした乳幼児の発育・発達の状況や成育環境の状況について把握できていない現状があります。乳幼児健康診査の受診勧奨を適切に行うとともに、受診につながっていない乳幼児の現状を把握する方法と受診につなげる方法を検討していく必要があります。
- ◆ 発達の気になる児童が増加傾向にあることを踏まえて、乳幼児発達相談については、ニーズの高まりに対応した実施体制を確保することが必要です。

今後の方向性

- ◆ 出産を終えた母親と乳幼児の健康の確保・早期支援に向けて、乳幼児健康診査を適切に実施していくとともに、健康相談や産前・産後ケア等の充実を通して保護者の不安解消に努めます。
- ◆ 乳幼児健康診査及び健康相談の場を活用して、保護者とこどもの健康的な生活習慣の定着に向けた指導を行います。
- ◆ 夜間・休日にも対応可能な小児救急医療体制の一層の充実に努めます。

【主な取組】

取組の名称	取組の内容	担当課
乳幼児健康診査	保健センターにて集団で実施している健康診査を通して、乳幼児の疾病または異常、身体・精神機能の遅れなどをもったこどもを早期に発見し、治療に結び付けるとともに、保護者に対し適切な保健指導を行うことにより、乳幼児の健全な発育・発達の促進を図ります。	健康増進課
ほのぼのルーム 【再掲】	こどもの発達の課題や親子間の接し方への不安がある保護者等を対象に、臨床心理士による相談指導を実施します。	健康増進課
事故防止のための啓発の推進	出生届出時や乳幼児健康診査時に、パンフレット等を活用して事故防止に向けた啓発を行います。また、愛育会と連携し、事故防止に向けたグッズやリーフレットの作成・配布を行います。	健康増進課
定期予防接種	伝染のおそれのある疾病の発症・まん延予防を目的とし、対象者が適正に予防接種を受けることができるよう、予防接種手帳や乳幼児健康診査、広報、必要時個別通知等で予防接種についての周知・接種勧奨を実施し、接種率の向上を図ります。	健康増進課
小児救急医療事業	休日・夜間等の緊急時における適切な小児救急の確保・充実を図るため、診療体制について県内市町村との連携に努めます。 また、子育てガイドブックや医療マップなどの配布により、適切な救急医療体制の周知に努めます。	健康増進課
母子健康相談、乳幼児健康診査での相談・所内相談、心理相談員による相談	乳幼児健康診査やほのぼのルーム、各種相談窓口、子育て相談室等の機会を通じて、乳幼児の健全な成長を支援するための個別ケースに応じた相談を実施します。また、子育て中の保護者の育児に関する不安や悩み、ストレス等を受け止め、精神面のケアを行います。	健康増進課
産後ケア事業 (日帰り型産後ケア事業)【再掲】	個別の支援として、産後間もない母親から、産後6か月未満までを対象に、休息を含めた産後ケア事業を実施します。 また、産後1年未満の母親を対象に、助産師等による授乳相談や心理士による、産後のメンタルヘルス及び子育て相談を実施します。 集団の支援として、生後1か月半～おおむね4か月までを対象に、親子のスキンシップや母親同士の交流を図ることを目的とした教室を開催します。	健康増進課
産後ケア事業 (宿泊型産後ケア事業)【再掲】	育児に不安を抱える生後4か月までの乳児とその母親が、山梨県産前産後ケアセンターに宿泊しながら母体のケアや育児相談、育児手技の指導等を受ける宿泊型産後ケア事業の利用料の一部を助成します。	健康増進課

（３）経済的支援の充実

現状

- ◆ 甲斐市においては、保育料の階層区分を国の基準よりも細かく設定するとともに、全階層において保育料を低額に設定しています。
- ◆ 令和元年10月より、幼稚園・保育園・認定こども園に通う全ての3～5歳児及び住民税非課税世帯の0～2歳児の幼児教育・保育の無償化が全国で実施されています。また、近年の物価高騰等により、日常生活における費用負担の多い子育て世帯に対し、世帯の所得制限を令和6年4月より撤廃し、第2子以降にかかる保育料の無償化を実施しています。
- ◆ 甲斐市では、経済的な理由によって就学が困難とみられる児童・生徒の保護者に対して、学費・給食費・校外活動費等の費用の一部の補助を行っています。また、優秀な生徒であって、経済的な理由で高校や大学に修学することが困難なこどもには奨学金の貸付を実施しています。
- ◆ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果において、理想の子どもの人数よりも、現実的に子育て可能な子どもの人数が少ない理由について、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「子育てにかかる費用が大変なため」が約7～8割と最も多くなっています。
- ◆ 子どもの生活実態調査結果をみると、子育て支援環境の充実のために望む支援策として、「児童手当、こども医療費助成金制度、税制度での優遇などの経済支援」が小学5年生保護者・中学2年生保護者ともに約6割と最も多くなっています。

課題

- ◆ こども・若者意識調査結果において、こども・若者支援において充実が必要な取組について、「生活や就学のための経済的援助」が最も多くなっており、その傾向は高校生を除く若者において特に顕著であり、経済的支援へのニーズの高さがうかがえます。こどもをもつことを希望する若者が経済的な理由によって諦めてしまうことのないよう、支援の充実を図ることが求められています。
- ◆ 特定不妊治療については、近年利用件数が増加傾向にあります。こどもをもつことを希望する対象者が確実に利用できるよう、継続して治療費助成制度の周知と利用促進を図ることが必要です。

今後の方向性

- ◆ 保育料の軽減については、継続して国の基準を上回る軽減と、第2子以降にかかる保育料の無償化を実施するとともに、経済的支援へのニーズを踏まえながら、保護者の利用者負担への対策を図ります。
- ◆ 各種費用助成事業については、制度を適切に運用していくとともに、必要としている子育て世帯・こども・若者が確実に利用できるよう、事業の周知を図ります。
- ◆ 一定の条件において、副食費や学校給食費等の独自支援を行います。

【主な取組】

取組の名称	取組の内容	担当課
保育料等の軽減	国の保育料の基準よりも階層区分を細分化し、全階層において国の基準を上回る軽減を行います。また、世帯の所得制限を撤廃し、第2子以降にかかる保育料の無償化を実施します。 また、保育料以外の保護者にかかる利用者負担の軽減を実施します。	子育て支援課
幼児教育・保育の無償化	幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する3～5歳児クラス等の利用料を無償化します（未移行幼稚園は上限あり）。	子育て支援課 学校教育課
医療費助成事業	こども医療費及びひとり親医療費の助成制度に基づいて、医療費の一部助成を行います。また、ジェネリック医薬品の利用促進等についての周知を図ることにより、医療費の抑制に努めます。	子育て支援課
不妊治療費助成金交付事業	特定不妊治療及び一般不妊治療を希望する対象者の経済的負担軽減を図るため、不妊治療にかかわる治療費用を助成します。また、特定不妊治療を県外の医療機関で受けた場合交通費を助成します。	健康増進課
奨学金貸付事業 【再掲】	優秀な生徒であって、経済的な理由で高校や大学に修学することが困難なこどもに対し、奨学金の貸付を行います。また、広報誌やホームページへの掲載、学校でのチラシ配布により、制度の周知を図ります。	教育総務課
要・準要保護児童生徒 援助費助成事業 【再掲】	住民税非課税世帯や児童扶養手当受給世帯などの、就学において経済的な支援を必要とする児童・生徒の保護者へ、学用品費・給食費・校外活動費等の費用の一部を補助します。	学校教育課
子育て世帯向けの市 営住宅整備事業 【再掲】	住宅に困窮する子育て世帯に対し、空き住宅募集時などに窓口相談を実施し、入居の促進を図ります。また、受け入れ先となる市営住宅の整備・維持管理に努めます。	建築住宅課

基本目標3 安心して子ども・若者が成長できる環境を整備する 【地域づくり】

（1）幼児教育・学校教育環境の整備推進

現状

- ◆ 甲斐市の教育を推進するための基本指針となる「創甲斐教育推進大綱」が掲げる基本理念である「甲斐市で育ち、甲斐市を育てる人づくり」の実現に不可欠な質の高い教育環境の整備に向けて、市内の各小・中学校への学校教育支援員の配置や幼児期の教育・保育から学校教育への円滑な接続に向けた連携体制の強化等が図られています。
- ◆ 保育園におけるカリキュラムを通じて、子どもたちが自分の考えを自分の言葉で表現するとともに、相手の話す言葉に耳を傾ける意識や態度の養成を図っています。
- ◆ こども・若者意識調査の結果をみると、小学5年生・高校生においては約9割が学校に行くのは楽しいかについて「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答しています。一方で、小学5年生及び高校生において約1割、中学2年生においては16.2%が「どちらかというと思わない」「そう思わない」と回答しており、学校生活に何らかの不満を抱えている児童・生徒も一定数いることがうかがえます。

課題

- ◆ 現代社会の急速な進歩によって、いまや単なる「学力」にとどまらない多様な能力が求められるようになっていきます。中でも、DXの推進・情報技術の発展によって一層重要となっている情報活用能力を養うため、ICTを活用した教育を実施する体制整備が重要です。
- ◆ 認知されるいじめの件数や不登校状態にある児童・生徒が、全国的に増加傾向にあり、甲斐市においても同様の傾向がみられます。不登校等の児童・生徒を受け入れ、再登校・学校復帰を支援するための学習などを行う教室であるオークルーム（市内2か所）における支援の充実が求められます。

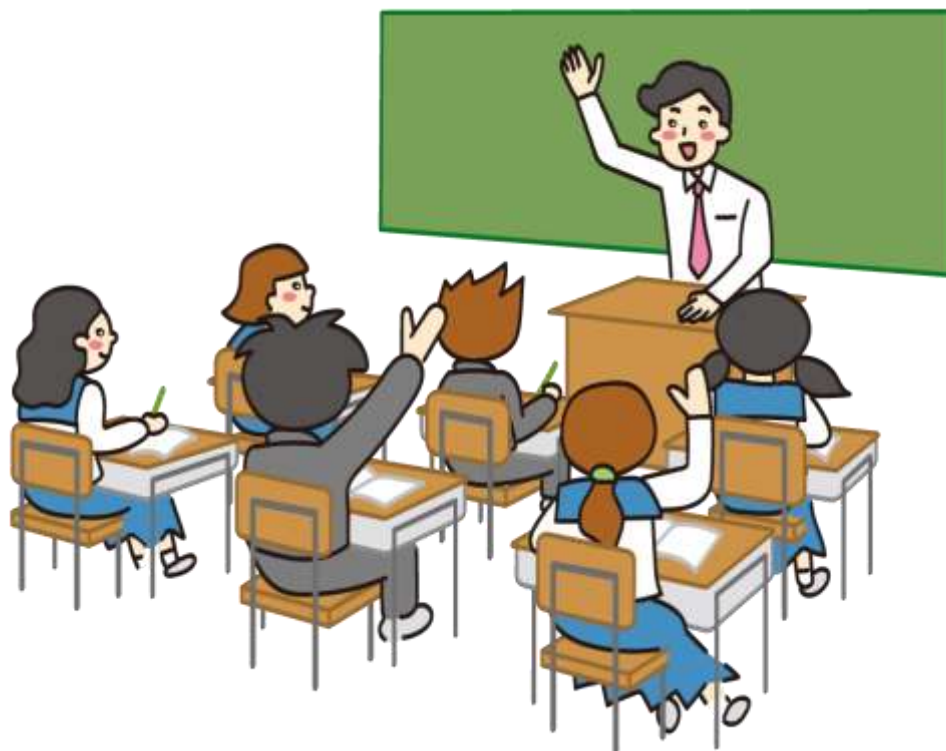
今後の方向性

- ◆ 児童・生徒の確かな学力の向上を図るため、一人ひとりの能力に見合った指導が可能となるよう、適正な人材配置による支援に努めます。
- ◆ 情報活用能力の育成に向けて、学校教育におけるICT活用を効果的・積極的に推進していくため、必要となる教育機器の整備に努めます。
- ◆ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、相談支援を行うことで、悩みや不安を抱える児童・生徒とその保護者への支援を図るとともに、いじめ・不登校等の課題へのアプローチを図ります。

【主な取組】

取組の名称	取組の内容	担当課
指導体制の充実	支援を必要とする児童・生徒へのきめ細かな指導の充実を図るため、市内の各小・中学校に学校教育支援員及び学力向上支援スタッフを配置します。	学校教育課
学校施設整備事業	「甲斐市立学校施設長寿命化計画」に基づいて、学校施設の老朽化対策を計画的に進めるとともに、設備等を適正に維持・管理し、安心・安全で快適な教育環境の整備を図ります。 これらの事業については、国や県の交付金、地方債等を有効に活用します。	教育総務課
教職員による幼児教育の意見交換会	幼児期の教育・保育と学校教育の円滑な接続を図るため、保育園及び小学校の教職員による情報交換会を実施します。	学校教育課
自己表現活動・基礎体力を身につける遊びプログラムの実践事業	保育園での音楽活動等のイベントや日常生活でのさまざまな体験を通じて、こどもたちの自己表現力の向上と知的かつ情緒的な発達を推進します。また、カリキュラムの実践と見直しを通じて、こどもたちの基礎的な生活習慣・運動習慣の定着と基礎体力の向上を図ります。	子育て支援課
保育園における食育の推進	豊かな心と丈夫な体を育て、将来にわたって健康的な生活を送ることができるよう、望ましい基本的な食習慣が身につくよう働きかけます。 また、野菜づくりなどの体験学習による、地域の伝統食や郷土料理等の食文化にふれる機会づくりを図ります。	子育て支援課
保育園の苦情解決の確立	保育園への苦情に対し、円滑かつ円満な解決を図り保育サービスの充実に努めます。 円満な解決を図るため、保育士等職員に向けた研修の実施や早期解決に向けた組織対応の迅速化に努めるとともに、保護者が意見を伝えやすい苦情相談窓口の設置について検討します。	子育て支援課
新規参入施設等への巡回支援事業	新たに認定こども園や保育園等の運営を開始する事業者に対し、必要な助言・指導を行います。	子育て支援課

取組の名称	取組の内容	担当課
保育園の施設整備事業	「甲斐市公共施設個別施設計画」に基づいて、各保育園施設の計画的な改修を通して施設の維持管理に努めるとともに、利用ニーズ等を適正に判断し、施設等の整備及び電気・機械・給排水設備等を含めた環境改善を実施します。 これらの事業については、国や県の交付金、地方債等を有効に活用します。	子育て支援課
地域ボランティアによる食育推進	食生活改善推進員が主体となって、食事のマナーやフードロスについての学習、調理実習を通して栄養バランス、減塩、地産地消や郷土食等の学びを体験出来る食育教室を実施します。	健康増進課
I C Tを活用した教育の推進	I C Tを日常的に活用した教育を推進するため、市内の学校においてI C T教育機器を整備し、各教科の授業・課外活動等において活用していきます。	学校教育課
スクールカウンセラー設置事業	県のスクールカウンセラー設置事業を活用して、児童・生徒・保護者・教師のカウンセリングを実施します。	教育総務課
オークルールの運営	オークルームを運営し、不登校状態にある児童・生徒の学校生活への復帰や社会的自立に向けた支援を図ります。	学校教育課



（２）相談支援・情報提供体制の充実

現状

- ◆ 子育てに関する専門の相談窓口として、母子保健については健康増進課内に設置した「子育て世代包括支援センター」、こどもの福祉については子育て支援課内の「子ども家庭総合支援拠点」、子育て家庭における諸問題については「家庭児童相談室」にて対応を行っています。
- ◆ 子育てに関する悩み・不安の多様化を踏まえて、子育て世帯からの相談内容をワンストップで受け止め、必要な支援へとつなぐ機関が必要となっています。
- ◆ 子育てに関する情報を発信する専門のサイトである「かいキッズ」や、甲斐市独自の子育て応援アプリ「かいふぁみダイアリー」を運営し、子育て世帯に情報を行き届かせる体制を整備しています。

課題

- ◆ 家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、周囲に子育てに関する悩み・不安を打ち明けられない保護者が一定数いることがうかがえます。子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果をみても、子育てについて気軽に相談できる人・場所が「いない／ない」と回答した保護者が就学前保護者において5.0%、小学生保護者において8.9%となっています。こうした保護者の悩み・不安を受け止め、適切な支援につなげる体制を構築することが必要です。
- ◆ ヤングケアラーや世帯全体が孤立している状態など、子育て世帯の課題が複雑化、多様化していることから、連携した支援体制の構築が求められています。
- ◆ 共働き世帯の増加等により、子育て世帯がますます多忙となっていることを踏まえて、子育て世帯にとってアクセスしやすい情報発信を行うことが重要です。

今後の方向性

- ◆ 母子保健を担当する「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担当する「子ども家庭総合支援拠点」の機能を併せ持つ総合的な相談支援拠点である「こども家庭センター」を設置し、令和7年度より運営していきます。また、オンラインによる相談体制を構築していきます。
- ◆ 引き続き、各種相談窓口や教育・保育施設、児童館等で専門職による相談支援を受けることのできる体制を整備していきます。
- ◆ 子育て世帯が抱える複合的な課題について、多機関が連携した重層的な支援体制により解決に取り組みます。
- ◆ 子育てについて、子育てをしている保護者同士が交流し、悩み・不安を共有することのできる機会づくりを図ります。

【主な取組】

取組の名称	取組の内容	担当課
こども家庭センター	母子保健に関する相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉に関する相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の両方の機能を併せ持つ機関である「こども家庭センター」を設置し、全てのこどもとその家庭を対象とした包括的な相談支援と、地域におけるサービスに関する情報提供等を行います。	子育て支援課
家庭児童相談室事業	家庭における児童養育や福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置し、児童の養育に関するさまざまな家庭問題・問題行動等への指導・助言を行います。また、必要に応じて虐待対応専門員や子ども家庭支援員等をはじめとする関係機関と協力・連携した支援を行います。	子育て支援課
子育て相談事業	子育てひろばやファミリー・サポート・センター、各児童館において、子育てアドバイザーや児童厚生員などの専門員による子育てに関する相談支援等を行います。	子育て支援課
保育園における園庭開放と子育て体験の場提供事業 【再掲】	園庭開放等を通じて子育てに関する相談支援を行います。また、保育園において中学生の職場体験活動の受け入れを行うことで、こどもとふれあうことの魅力と大切さを伝えます。	子育て支援課
子育て応援総合サイト「かいキッズ」の運営	こどもの年齢や目的に応じて、地域の子育て支援に関する情報を得ることができる子育て応援総合サイト「かいキッズ」を運営するとともに、保護者による利用促進を図ります。	子育て支援課 健康増進課
子育て応援アプリ「かいふあみダイアリー」の運営	妊婦の健康管理やこどもの成長及び育児の記録、予防接種のスケジュール管理、各種教室や健康診査等の情報提供等に役立つ子育てアプリ「かいふあみダイアリー」を運営するとともに、保護者による利用促進を図ります。	健康増進課
子育てサポート帳の作成・交付	子育て支援に関するサービスの情報や、安心して出産を迎えるためのプランづくりに資する情報を掲載した「子育てサポート帳」を作成し、保護者に配付します。	健康増進課
保育園業務等におけるICTの活用	保育業務アプリを活用し、園からの情報発信を積極的に実施します。また、入所等を希望する保護者からのオンラインによる申請手続きを推進します。	子育て支援課
各種相談事業	市民相談、行政相談、人権相談、無料法律相談等の多様な相談会を開催し、悩みを抱えるこども・若者に対し助言を行い、解決を図ります。	市民協働推進課

取組の名称	取組の内容	担当課
子育てしゃべり場	主に就学前のこどもの子育てについて、専属カウンセラー及び青少年育成カウンセラーと座談会形式で悩みや不安を話し合う機会を提供します。	生涯学習文化課
所内相談・訪問指導・心のホットライン・教育相談電話	子育てや家庭における教育に関する悩み、いじめや不登校などの学校生活に関する悩みなどに対し、市役所の窓口における相談支援に加えて、青少年育成カウンセラーが電話相談・来所による相談に応じます。	子育て支援課 健康増進課 生涯学習文化課



（３）地域ぐるみで展開する子育て支援策の充実

①子育て世代を中心とした新たな交流の「場」の提供（「（仮称）篠原地区公園内子ども体験学習施設」の整備）

現状

- ◆ 市内にある屋内型のこどもの遊び場は、竜王子育てひろば、敷島子育てひろばのほか、子育て支援センター（ヤンチャリカ、こあら）、各児童館です。
- ◆ 子育て中の親がこどもを一時的に預けたい場合、幼稚園・保育園で実施している一時預かりのほか、ファミリー・サポート・センターを利用しています。
- ◆ 健康増進課を「子育て世代包括支援センター」と位置づけ、相談窓口の拠点として子育てに不安や負担感を抱いている妊婦や母親に対して、保健師がコーディネーターとなり、各関係機関と連携を図りながら相談業務を実施しています。また、子育て支援課内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、虐待専門員、子ども家庭相談員を配置し、虐待、不登校、経済的な不安や悩みを抱えるこどもや家族に対応しています。
- ◆ 市内の子育てボランティア団体においては、小規模での活動となっています。

課題

- ◆ 市内の屋内遊び場は、児童館や保育園に併設されており、年齢制限があることや十分な広さを有した遊び場となっていません。
- ◆ 保育園の一時預かりにおいては、全てのニーズに対し受け入れが実施できていない状況です。また、ファミリー・サポート・センターによるこどもの預かりにおいては、協会の高齢化に伴う会員数の減少のほか、こどもを預けるために会員同士のマッチングが必要となることから、気軽にこどもを短時間預けることができない状況です。
- ◆ 市では専門員を配置し相談業務を実施していますが、近年、子育て支援に対するニーズが多様化し、相談件数も増加しているほか、公的な相談窓口へ出向くことに抵抗を感じ、相談を躊躇してしまう保護者も多くいます。
- ◆ 市内に子育てボランティアの活動の中心となる場所がないことから、他団体との交流が少ないほか、他市に比べ子育てのボランティア団体の育成が進んでいない状況です。

今後の方向性

- ◆ 子育て世代のニーズが高い大型遊具を備えた屋内遊び場のほか、子育て相談、こどもの一時預かりの機能を有する「（仮称）篠原地区公園内子ども体験学習施設」の整備を進めます。また、（仮称）篠原地区公園内においてこどもにかかわる各種イベントの開催などを通し、こどもの居場所づくりを図るとともに、子育て世代のほか多世代が交流可能な新たな「場」として、こどもとその家族が毎日通いたくなるような魅力ある施設づくりを目指します。

【主な取組】

取組の名称	取組の内容	担当課
大型遊具を備えた屋内遊び場の設置	乳幼児から小学生までが雨の日でも室内で思い切り遊ぶことができる遊び場に、デジタル遊具、インクルーシブ遊具などの整備を検討します。	子育て支援課 障がい者支援課
一時預かり事業	子育て中の保護者の日常生活を支援するため、施設内において気軽に短時間こどもを預けることができるよう、未就学児を対象としたこどもの一時預かりを実施します。	子育て支援課
子育て支援拠点事業	4歳未満の乳幼児とその保護者が、自由に遊びながら交流・情報交換ができる新たな遊び場を提供します。 また、こども家庭センターを中心とした関係機関との連携を図りながら、育児不安等への相談対応や助言等を行い、地域の子育て世帯に対する育児支援を行います。	子育て支援課 健康増進課
子育てボランティアの育成	施設内に子育てボランティアの活動の「場」となるよう諸室を整備するほか、定期的に講習会等を企画・開催して子育てボランティアの育成を行うなど、地域全体での子育て環境の向上を図ります。	子育て支援課
賑わいを創出するイベントの開催	旧緑化センターの学習機能を継承した、木工教室などの体験学習を行うほか、公園内のイベント広場や芝生広場において、定期的にイベントを開催し、こどもの学習機会をつくるとともに、子育て世代を中心とした賑わいの「場」を提供します。	子育て支援課



②地域で行う子育て支援

現状

- ◆ こどもたちが地域において、若者や高齢者との世代間交流を行うことのできる機会の充実を図っています。
- ◆ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果において、日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスについて、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が最も多くなっており、就学前児童保護者においては 71.6% と特に多くなっています。乳幼児期のこどもでももののびのびと遊べる、多様な経験を積むことのできる環境の重要性がうかがえます。

課題

- ◆ 地域におけるつながりの希薄化によって、育児を支えてくれる人が周囲にいない保護者や、地域で孤立し、子育ての仕方がわからない、また、助けを求めることができない保護者が一定数いることが考えられます。こうした保護者を周囲の人が支え、地域全体でこどもを育てる意識を醸成していく必要があります。
- ◆ 家庭以外に、こどもたちが学習習慣や生活習慣を身につけ、社会性を育むことのできる居場所づくりの推進が地域において求められています。こどもたちが地域の人と交流しながら、安心・安全に過ごせる居場所を、地域のさまざまな主体による連携・協力のもと創出していく必要があります。
- ◆ 市内の児童館は、建設から年月が経っているものが多く、老朽化が懸念されます。こどもたちが安心して遊べる環境の確保と事故の防止に向けて、計画的な改修が必要となっています。

今後の方向性

- ◆ こどもたちが集い、さまざまな体験ができるとともに、地域の交流促進の拠点ともなる児童館について、実施する各種活動の充実を図ります。また、事業債の活用を想定した、施設の計画的な改修による利用環境の保持・改善に努めます。
- ◆ こどもたちが地域の人と交流できる場を、地域や関係機関との連携・協力のもと創出していきます。

【主な取組】

取組の名称	取組の内容	担当課
児童館事業	こどもの健全育成と地域の交流促進を目的として、幼児・児童を対象とした各種教室等を実施します。 また、「甲斐市公共施設個別施設計画」に基づいて、各施設の計画的な改修を通して施設の維持管理に努めるとともに、利用ニーズ等を適正に判断し、施設等の整備及び電気・機械・給排水設備等を含めた環境改善を実施します。 これらの事業については、国や県の交付金、地方債等を有効に活用します。	子育て支援課
スポーツを通じた世代間交流と地域活性化	こどもたちの健康づくりと、世代を超えた地域のつながり・交流の促進を図るため、ラジオ体操の推進を図ります。	スポーツ振興課
青少年関係団体への支援	青少年関係団体活動の活性化を目的として、青少年団体が主催する各事業への多面的な支援をします。	生涯学習文化課
高齢者との集い	介護施設への園児の訪問や、高齢者による保育園等への来園を通じて、世代間の交流を図ります。	子育て支援課
高齢者と子どもの帰り道ふれあい事業	児童（主に小学校1～3年生）の下校時に、高齢者とあいさつを交わすことで、世代間交流の機会づくりと下校時の安全確保を図ります。	長寿推進課
こどもとのふれあい体験	総合的な学習の時間や家庭科の授業等を活用して、小・中学生が保育園児等とふれあう機会をつくります。 また中学生向けのキャリア教育の一環として、保育園・幼稚園を訪問する機会をつくります。	学校教育課
子どもふれあい講座【再掲】	こどもたちへ学習機会と居場所を提供する場として、年間を通して「子どもふれあい講座」を開催します。	生涯学習文化課



(4) こども・若者を犯罪・事故から守る環境づくり

現状

- ◆ 児童・生徒の安全の確保を図るため、新入学児童に防犯ブザーを配布しています。また、学校において実践する基本的な防犯対策の徹底を図っています。
- ◆ 通学路等の道路パトロールの実施等を通じて、市内の危険箇所を把握するとともに、計画的な修繕につなげています。
- ◆ 専門交通指導員による交通安全教室を保育園・幼稚園・小学校で実施し、こどもたちの交通安全意識の向上を図っています。

課題

- ◆ こども・若者を犯罪や交通事故から守るためには、こども・若者に対する働きかけのみならず、市民全体に対して防犯意識の向上・交通ルールの順守について啓発していくことが重要です。

今後の方向性

- ◆ こどもが犯罪被害に遭わないよう、引き続き学校における防犯活動を推進していきます。また、地域の不審者情報等について、保護者をはじめ地域全体に発信する情報提供体制を整備します。
- ◆ こどもが安心して通学できる、若者が安心して外出できる環境づくりを図るため、地域の巡回パトロールを実施し、危険箇所の把握や青少年の非行防止を図っていきます。
- ◆ 交通安全意識の高揚に向けて、保育園・幼稚園・小学校における交通安全教室を継続して実施していきます。加えて、市民に向けた交通安全に関する普及啓発活動や防犯パトロールを行い、地域全体での交通安全意識・防犯意識の向上を図ります。

【主な取組】

取組の名称	取組の内容	担当課
不審者に対する防犯等対策事業	新入学児童に対し、防犯ブザーを配付します。 学校内においては、門扉の閉鎖や教職員による校内巡視の徹底に努めるとともに、防犯意識・防犯対策の向上を図ります。 また、不審者情報等について、安心メールにより保護者への周知を図ります。	教育総務課 学校教育課
道路維持管理事業	通学路等の道路パトロールの実施や自治会等からの危険箇所の通報への迅速な対応を行い、道路の安全確保に努めます。また、路面表示やグリーンベルトの設置による安全確保を図ります。	建設課
チャイルドシート貸出事業	乳幼児の保護者に対し、チャイルドシートを出生から18か月間貸与をすることにより、交通事故による被害の軽減を図ります。また、チャイルドシートの購入に伴う負担を軽減することで、チャイルドシート着用の促進を図ります。	健康増進課
交通安全教室の開催事業	交通安全教育の一環として、甲斐市の専門交通指導員を保育園・幼稚園・小学校等へ派遣し、歩行横断や自転車の乗り方等に関する交通安全教室を開催し、交通安全意識の普及及び啓発を図ります。	防災危機管理課
青色防犯パトロール車による地域安全パトロール	青色防犯パトロール車により、市内の小・中学校の通学路等を定期的に巡回するとともに、防犯に対する啓発活動を行うことにより、犯罪の抑止や防犯意識の向上に取り組みます。	防災危機管理課
愛のパトロール	青少年の非行防止及び被害防止を図るため、夏休みの期間において、コンビニエンスストアや公園、駅周辺等の巡回を行います。	生涯学習文化課

第5章 子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の充実

1 基本的な考え方

（１）需給計画としての本計画

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、各自治体は国が定める「基本指針」に即して、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとされています。また、同条第2項において、本計画に掲載すべき事項として、子ども・子育て支援事業に係る需給計画、すなわち甲斐市内における事業利用の量の見込みとそれに対する定員などの確保について定めることとされています。

本項では、本計画の基本目標1「全てのこども・若者を尊重し、甲斐市の未来を担う人材へと育てる」の基本施策1「子ども・子育て支援給付及び地域の子育て支援事業の充実」に位置づけ、それぞれ充実を図っていくとしている教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の、5か年の計画期間におけるサービスの利用が見込まれる数（需要）と、その見込みに対する確保量についてまとめます。

（２）教育・保育提供区域の設定

国の「基本指針」においては、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、その見込みに対する確保量を設定する単位として、各自治体は「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

教育・保育提供区域の設定においては、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能かつ、質の高い教育・保育及び子育て支援サービスを利用できるよう、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、サービスの利用状況、教育・保育提供施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定することとされています。

甲斐市では、「第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画」と同様に、甲斐市全域を1つの提供区域として設定します。

なお、このように教育・保育提供区域を定めながらも、各種サービスへのニーズやサービス利用状況の変化等を考慮しながら、それぞれの地域特性や課題に応じた適切な対応に努めます。

(3) 量の見込みの推計方法

令和7年度から令和11年度までの計画期間中に必要となる子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計は、国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成26年1月、以下「国の手引」という）』に基づいて、次の方法により算出しました。

また、過去の実績と、推計した量の見込みの乖離が大きい事業については、実績値をもとに推計値を補正しています。

- ① 計画期間中の各年度における年齢別のこどもの数を推計
- ② ニーズ調査の調査結果を家庭類型※ごとに分類し、各類型において事業の利用意向を算出
- ③ ①と②を掛け合わせることで各年度における量の見込みを推計



※家庭類型

各家庭における保育の必要性に基づいた集計を行うため、両親の就労状況等に基づいて、次の8類型に区分しました。その際には、将来的な就労希望等も考慮して、適当な保育施設等がないために就労できない等の事情も組み入れています。

教育・保育における認定区分との関係は次のとおりです。

保育の必要性が高い家庭類型（2号認定・3号認定）…A・B・C・E

保育の必要性が低い家庭類型（1号認定）……………C'・D・E'・F

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	両親ともにフルタイム勤務
タイプC	片親がフルタイムで片親が一定時間以上のパート勤務
タイプC'	片親がフルタイムで片親が一定時間未満のパート勤務
タイプD	片親が働いており、片親が専業主婦（夫）
タイプE	両親ともに一定時間以上のパート勤務
タイプE'	両親ともにパート勤務でいずれかの勤務時間が一定未満
タイプF	両親ともに無職

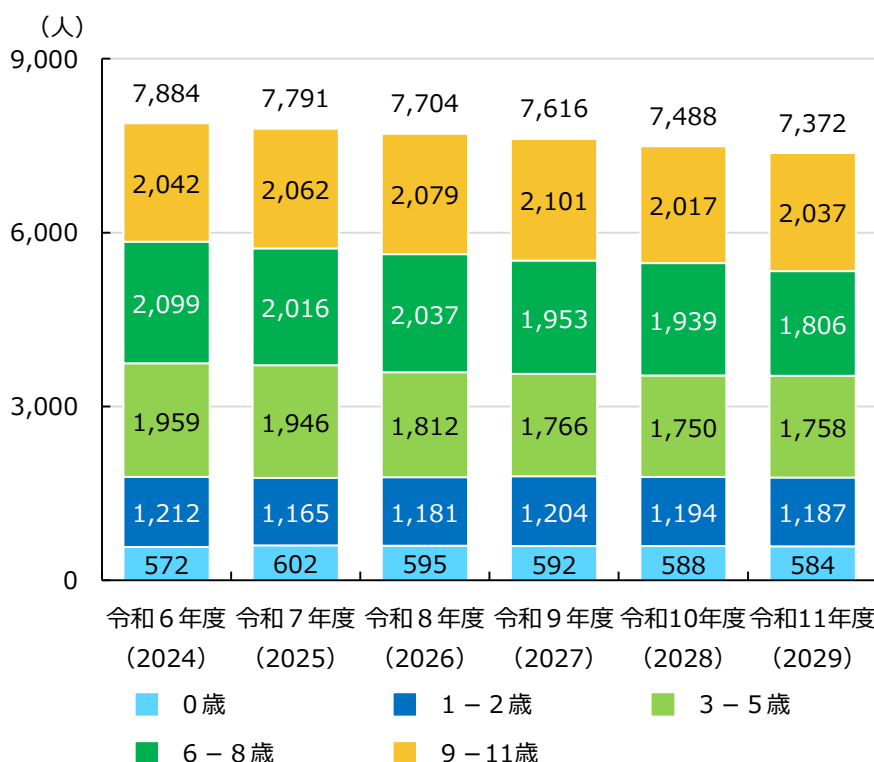
(4) 児童人口と家族類型の推計

令和2年度から令和6年度までの人口を基準として、本計画の計画期間における0歳から11歳の児童人口を、コーホート変化率法※を用いて推計した結果は次のとおりです。

計画最終年度の令和11年度において、児童人口は7,372人と推計されています。

単位：人

年度 年齢	実績	推計				
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳	572	602	595	592	588	584
1歳	591	577	607	600	597	593
2歳	621	588	574	604	597	594
3歳	618	618	585	571	601	594
4歳	713	613	613	581	567	596
5歳	628	715	614	614	582	568
6歳	697	627	714	613	613	581
7歳	693	697	627	714	613	613
8歳	709	692	696	626	713	612
9歳	672	708	691	694	624	711
10歳	676	674	710	693	696	626
11歳	694	680	678	714	697	700
合計	7,884	7,791	7,704	7,616	7,488	7,372



※コーホート変化率法：ある年度の(X)歳児の数と1年後の(X+1)歳児の数の変化率を表し、その変化率に基づいて将来の人口を推計する方法。例：令和4年の0歳児が100人、令和5年の1歳児が105人の場合は、コーホート変化率は1.05となる。過去5年の児童人口のコーホート変化率の平均値を算出し、0歳人口を基準に1歳以降の児童人口を推計します。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保量

計画期間である令和7年度から令和11年度の期間における1号認定・2号認定の幼稚園、保育園、認定こども園などの教育・保育事業の利用希望及び3号認定の保育園、認定こども園などの教育・保育事業の利用希望を推計し、加えて広域利用の状況を把握することで、甲斐市において必要な確保量とその確保方策について検討しました。

(1) 教育・保育利用における認定区分

教育・保育事業の認定区分は次のとおりです。

認定区分	対象年齢	利用目的	保育の必要性	利用先
1号認定	3～5歳	主に教育	低い	幼稚園 認定こども園
2号認定		主に保育	高い	保育園 認定こども園
3号認定	0～2歳			保育園 認定こども園等

- 1号認定：保育の必要性が低く、幼稚園や認定こども園の利用が認定されている満3歳以上のこども
- 2号認定：保育の必要性が高く、保育園や認定こども園の利用が想定されている3歳以上のこども
- 3号認定：保育の必要性が高く、保育園や認定こども園等の利用が想定されている3歳未満のこども

(2) 教育・保育事業の量の見込みと確保量

①教育・保育事業（1号認定及び教育ニーズの高い2号認定）《3～5歳》

【事業概要】

3歳以上の就学前のこどものうち、保育の必要性が低いとされ、教育のみを受けることを希望するこどもを対象に、幼稚園や認定こども園等にて日中の受け入れを行います。

甲斐市においては、令和6年度現在、私立幼稚園3園及び私立認定こども園6園にて実施しています。

【量の見込みと確保量】

単位：人

項目 \ 年度	実績	推計（量の見込み）				
	令和 6 年度 （2024）	令和 7 年度 （2025）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）
3 ～ 5 歳人口	1, 959	1, 946	1, 812	1, 766	1, 750	1, 758
①量の見込み （必要利用定員総数）	512	509	474	462	457	459
1 号認定	345	342	319	311	308	309
2 号認定 （教育ニーズ）	167	167	155	151	149	150
①の内訳 市内	374	376	350	341	337	339
①の内訳 市外	138	133	124	121	120	120
②確保量 （市内の保育施設における受け入れ可能人数）	445	445	445	445	445	445
②－① （市内の保育施設のみを利用した場合の過不足）	▲67	▲64	▲29	▲17	▲12	▲14

【確保量の考え方】

1号認定及び教育ニーズの高い2号認定の受け入れ先となる幼稚園及び認定こども園の、利用定員445人を市内の保育施設における受け入れ可能人数として、計画期間における確保量とします。

【確保方策】

令和7年度において、量の見込み509人のうち26.1%（133人）が市外の施設を利用する見込みとなっています。

現時点では、広域利用が可能であることから提供体制が確保されていますが、今後、市外の施設の利用定員の減少等が発生することも踏まえて、市内の教育事業の提供体制の拡充及び幼稚園教諭等の人材の確保に努めます。

②教育・保育事業（2号認定）《3～5歳》

【事業概要】

3歳以上の就学前のこどものうち、保育の必要性が高いとされるこどもを対象に、保育園や認定こども園等にて日中の保育を行う事業です。

甲斐市においては、令和6年度現在、公立保育園6園及び私立保育園等9園、私立認定こども園6園、その他認可外保育施設にて実施しています。

【量の見込みと確保量】

単位：人

項目	年度	実績	推計（量の見込み）				
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
3～5歳人口		1,959	1,946	1,812	1,766	1,750	1,758
①量の見込み （必要利用定員総数）		1,378	1,369	1,275	1,242	1,231	1,237
	①の内訳 市内	1,006	1,010	941	917	908	913
	①の内訳 市外	372	359	334	325	323	324
②確保量 （市内の保育施設における受け入れ可能人数）		1,295	1,295	1,295	1,295	1,295	1,295
②－① （市内の保育施設のみを利用した場合の過不足）		▲83	▲74	20	53	64	58

【確保量の考え方】

2号認定の受け入れ先となる保育園及び認定こども園等の、令和6年度の利用定員 1,295人を計画期間における確保量とします。

【確保方策】

令和7年度において、量の見込み 1,369 人のうち 26.2%（359 人）が市外の施設を利用する見込みとなっています。

現時点では、広域利用が可能であることから提供体制が確保されていますが、今後、市外の施設の利用定員の減少等が発生することも踏まえて、市内の保育施設の提供体制の充実を図ります。また、利用定員の維持のため、保育施設に勤務する保育士の安定した確保を図るための取組を推進します。

加えて、公立保育園の民営化や指定管理制度の活用等の推進、保育士の再配置等の取組を進めることで、児童一人ひとりに対する保育サービスの質の向上を図っていきます。

③3号認定《0～2歳》

【事業概要】

3歳未満の就学前のこどものうち、保育の必要性が高いとされるこどもを対象に、保育園や認定こども園等にて日中の保育を行う事業です。

甲斐市においては、令和6年度現在、公立保育園6園及び私立保育園等9園、私立認定こども園6園、その他小規模保育施設5園にて実施しています。

【量の見込みと確保量】

◎0歳児

単位：人

項目	年度	実績	推計（量の見込み）				
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳人口		572	602	595	592	588	584
①量の見込み （必要利用定員総数）		98	94	93	92	91	91
①の内訳 市内		83	80	79	78	77	77
①の内訳 市外		15	14	14	14	14	14
②確保量 （市内の保育施設における受け入れ可能人数）		172	172	172	172	172	172
②－① （市内の保育施設のみを利用した場合の過不足）		74	78	79	80	81	81

◎1歳児

単位：人

項目	年度	実績	推計（量の見込み）				
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
1歳人口		591	577	607	600	597	593
①量の見込み （必要利用定員総数）		384	375	394	390	388	385
①の内訳 市内		326	319	335	331	330	327
①の内訳 市外		58	56	59	59	58	58
②確保量 （市内の保育施設における受け入れ可能人数）		339	339	339	339	339	339
②－① （市内の保育施設のみを利用した場合の過不足）			▲36	▲55	▲51	▲49	▲46

◎2歳児

単位：人

項目	年度	実績	推計（量の見込み）				
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
2歳人口		621	588	574	604	597	594
①量の見込み （必要利用定員総数）		413	391	382	402	397	395
①の内訳 市内		351	332	325	342	337	336
①の内訳 市外		62	59	57	60	60	59
②確保量 （市内の保育施設における受け入れ可能人数）		413	413	413	413	413	413
②－① （市内の保育施設のみを利用した場合の過不足）			22	31	11	16	18

【確保量の考え方】

3号認定の受け入れ先となる、保育園及び認定こども園、小規模保育施設等の、令和6年度の年齢ごとの利用定員を計画期間における確保量とします。

【確保方策】

量の見込みと確保量を年齢ごとにみると、1歳児のみ量の見込みが確保量を上回る見込みとなっています。しかし、0歳児及び2歳児の確保量の余剰分をもって、1歳児の受け入れを行うことが可能であることから、十分な確保量であると想定されます。

共働き家庭の増加等により、保育ニーズが高まっていることから、今後量の見込みが増加することが想定されます。利用定員の維持のため、保育施設に勤務する保育士の安定した確保を図るための取組を推進します。

加えて、公立保育園の民営化や指定管理制度の活用等の推進、保育士の再配置等の取組を進めることで、児童一人ひとりに対する保育サービスの質の向上を図っていきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保量

①延長保育事業（時間外保育）

【事業概要】

保護者の就労等により、こどもが保育園の保育時間（標準時間 11 時間、短時間 8 時間）を超えて保育を必要とする場合に、保育園等でこどもを預かる事業です。

甲斐市においては、令和 6 年度現在、公立保育園 6 園及び私立保育園 9 園、私立認定こども園 6 園、その他小規模保育施設 5 園にて実施しています。

【量の見込みと確保量】

単位：人

項目 \ 年度	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み①	388	375	372	369	369
確保量②	470	470	470	470	470
②－①	82	95	98	101	101

【確保量の考え方】

延長保育事業の利用実績は、各年度の保護者の就労状況等によって変動があります。そのため、確保量は令和 2 年度から令和 6 年度までの利用実績の平均値を考慮した 470 人とします。しかし、実施している保育園・認定こども園に入所している園児全員が事業の対象であることから、確保量を超過した場合にも、十分なサービスを供給することが可能と考えられます。

【確保方策】

保護者の就労形態の多様化により、延長保育事業には一定の利用ニーズがあります。

本事業を実施している保育園・認定こども園の状況把握に努めるとともに、事業の利用時間帯が適当であるか確認し、必要に応じて利用時間の延長等について検討していきます。

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者の就労等により、放課後に帰宅しても家庭に保護者がいない小学生を対象に学童保育を実施し、適切な遊びの場の提供や指導を行う事業です。

甲斐市では、令和6年度現在、市内の小学校11校に隣接する児童館・児童センター内の児童クラブ室や小学校の空き教室、公共施設等を利用して実施しています。

【量の見込みと確保量】

◎低学年

単位：人

年度 項目	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	1,208	1,222	1,173	1,158	1,083
1年生	395	450	386	386	366
2年生	432	389	443	380	380
3年生	381	383	344	392	337
確保量②	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
②－①	52	38	87	102	177

◎高学年

単位：人

年度 項目	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	387	387	388	364	383
4年生	241	235	236	212	242
5年生	105	111	108	109	98
6年生	41	41	44	43	43
確保量②	390	390	390	390	390
②－①	3	3	2	26	7

【確保量の考え方】

利用者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により令和3年度以降減少していましたが、令和5年度以降再び増加傾向にあります。また、令和6年度においては、特に4～5年生の高学年において利用者数の伸びがみられており、令和6年度の高学年の利用者数は、令和3年度と比較して約90人の増加となっています。

今後も共働き家庭の増加等を背景に高いニーズが見込めることを踏まえて、低学年1,260人及び高学年390人を確保量とします。

【確保方策】

量の見込みは、低学年において令和8年度に、高学年においては令和9年度にピークを迎える見通しです。学校の空き教室の利用や放課後児童支援員の確保に努め、ニーズに応える体制の整備を図ります。

本事業の主な実施場所である児童館の老朽化が進んでいることを踏まえて、計画的な施設の改修を通じて、快適な利用環境の整備に努めます。

③子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業概要】

保護者の疾病等の事情により、家庭における養育が一時的に困難となった 0～18 歳の子どもを、乳児院等において 1 回につき 7 泊以内を限度として預かる事業です。

甲斐市では、令和 6 年度現在、社会福祉法人子育て・発達の里乳児院ひまわり、社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団 児童養護施設 明生学園、社会福祉法人 山梨立正光生園 地域総合子ども家庭支援センター・テラの 3 か所を受け入れ先として実施しています。

【量の見込みと確保量】

単位：人日

年度 項目	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み①	21	21	21	21	21
確保量②	30	30	30	30	30
②－①	9	9	9	9	9

【確保量の考え方】

主な利用者として乳幼児を想定している事業ですが、対象年齢が 18 歳までに拡大していることや、市内において受け入れ先となる施設の拡充が図られたことを踏まえて、30 人日を確保量とします。

【確保方策】

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）については、令和 6 年度より利用できる対象が 18 歳未満までの児童に拡大しており、今後利用ニーズが高まることも考えられます。令和 6 年度までに実施箇所を 3 か所に拡大したことによって、ニーズへの対応を図ります。

また、本事業については、事業内容の認知度が低い傾向にあります。事業の適切な利用につながるよう、広報誌や市ホームページ、窓口での相談対応を通じて周知を図ります。

④地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

3歳未満の乳幼児とその保護者が、自由に遊びながら交流・情報交換ができる場を提供する事業です。

甲斐市では、令和6年度現在、敷島子育てひろば、竜王子育てひろば、ヤンチャリカ（光学園）、こあら（竜王西保育園）の4か所で実施しています。

【量の見込みと確保量】

単位：人回

項目 \ 年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	16,482	19,066	20,753	20,622	20,520
確保量②	16,700	19,200	21,500	21,500	21,500
②－①	218	134	747	878	980

【確保量の考え方】

令和2年度から令和6年度の間に、実施施設数や施設面積に変動はありませんでした。

令和7年度以降の量の見込み及び確保量はこの期間において最も利用量の多かった令和5年度の実績に基づいて算出・設定されていますが、令和8年度中に「（仮称）篠原地区公園」が新たな実施施設として開設予定であることを踏まえて、令和8年度から令和9年度にかけて量の見込み・確保量の増加を見込みます。

【確保方策】

主な利用者として、未就園児とその保護者が想定され、今後も高いニーズが見込まれます。また、本事業は同年代のこどもをもつ保護者同士の交流・つながりから子育てに対する不安の解消に寄与することが期待されます。

子育て支援における重要な拠点であることを踏まえ、一時預かりスペースや遊戯スペースの充実、専門職の配置等の体制の整備に努めます。また、令和8年度開設予定の「（仮称）篠原地区公園」には、本事業の実施拠点に加えて、こどもが体験学習を行う施設も整備することを予定しており、乳幼児から学童・思春期の生徒まで、幅広い年代のこどもが集う場所として活用していくことを想定しています。

⑤一時預かり事業

【事業概要】

保護者の就労等により、家庭における保育が一時的に困難な乳幼児について、各種施設において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

幼稚園では、教育時間終了後や夏季休業時等にこどもを預かる事業として実施します。保育園・認定こども園においては、一時的な保育を必要とする各園に入所していないこどもを日中において預かる事業を実施しています。ファミリー・サポート・センターにおいても同様の趣旨の対応を実施しています。

【量の見込みと確保量】

◎幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり

単位：人回

年度 項目	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	13,592	13,134	13,039	12,929	12,918
確保量②	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200
②－①	608	1,066	1,161	1,271	1,282

【確保量の考え方】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの利用実績は、各年度の保護者の就労状況等によって変動があることを踏まえて、直近5年間で利用量が最大だった令和5年度の実績に基づいた14,200人回を確保量とします。

◎幼稚園等を利用していないこどもや小学生を対象とした一時預かり

単位：人回

年度 項目	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	921	890	883	876	875
確保量②	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
②－①	179	210	217	224	225

【確保量の考え方】

ファミリー・サポート・センターや保育園における一時預かりについては、教育・保育事業へのニーズの高まりもあって、利用実績が令和元年度以前と比較して減少傾向にあります。こうした実績を踏まえて、直近5年間で利用量が最大だった令和3年度の実績に基づいた1,100人回を確保量とします。

【確保方策】

保護者に急な用事が生じたときや、子育てに伴う心理的・肉体的な負担の軽減を図るために、保護者の利用希望に沿って本サービスを提供することが求められています。保護者のニーズに応える受け入れ体制を整備していきます。

⑥病児・病後児保育事業

【事業概要】

保護者の就労等により、家庭で世話をを行うことが困難な病児・病後児について、保育園等に付設された専用のスペース等において看護師等が一時的な保育を行う事業です。

対象は、生後6か月以上の乳児、幼児または小学校に就学している児童です。

甲斐市では、令和6年度現在、クローバー保育園に併設されている病児・病後児保育室「よつば」と、松島さくら保育園の2か所で実施しています。

【量の見込みと確保量】

単位：人日

年度 項目	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	719	711	703	691	681
確保量②	750	750	750	750	750
②－①	31	39	47	59	69

【確保量の考え方】

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した令和5年度以降、利用実績が大幅に増加しています。今後もこの傾向が続くことを想定し、令和5年度以降の実績を踏まえた750人日を確保量とします。

【確保方策】

病児・病後児保育事業は、現在の提供体制の維持に努めるとともに、利用ニーズの高まりがみられていることを踏まえて、公立保育園等での新たな事業開始等を視野に入れた提供体制の拡充を検討していきます。

また、本事業は利用ニーズが突発的に生じることを踏まえて、夜間・休日においても利用予約が可能となるよう、ICTを活用した予約システムの構築や利用料の軽減を実施し、利用者の利便性の向上を図ります。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

子育て中の保護者の日常生活を支援するため、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（協力会員）を会員として登録し、センターを通じて一時的な預かりや保育園・学校への送迎等の育児の助け合いを行う事業です。

甲斐市では、令和6年度現在、敷島子育てひろば内の甲斐市ファミリー・サポート・センターにて実施しています。

※概要

●依頼会員

- ・甲斐市内に住所を有している方
- ・生後3か月程度の乳幼児から小学6年生までのこどもがいる方

●協力会員

- ・甲斐市内に住所を有し、こどもを預かることができる方
- ・会員になるために必要な研修である講習会に参加できる方

●両方会員

- ・預けること、預かることの両方を兼ねることができる方

●開館時間

- ・火曜日から土曜日（祝日・年末年始は除く）の9時から18時まで

【量の見込みと確保量】

単位：人日

項目 \ 年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	1,170	1,181	1,163	1,135	1,103
確保量②	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
②－①	90	79	97	125	157

※預かりは⑤一時預かり事業に含めるため、当確保量には含めない。

【確保量の考え方】

令和元年度以降、依頼会員数が減少を続けていることとともなって、利用実績も減少傾向にあります。令和4年度から令和6年度までの利用実績を踏まえた1,260人日を確保量として見込みます。しかし、預かりや送迎等を実施する協力会員の登録人数は令和元年度以降おおむね横ばいで推移し、今後も急激な減少はないものと見込まれることから、ニーズの高まりへの対応は可能と考えられます。

【確保方策】

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施においては、依頼を受ける協力会員の存在が必要不可欠です。協力会員の募集を常時行い、登録会員数の増強を図ります。また、本事業でできること・してもらえることなど事業内容について広く周知することで、利用促進を図ります。

⑧利用者支援事業

【事業概要】

こども及びその保護者が認定こども園・幼稚園・保育園等での教育・保育や一時預かり、地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう身近な場所で支援を行う事業です。

甲斐市では、令和6年度現在、敷島子育てひろば、竜王子子育てひろば、こども子育て健康部内に設置している「子育て世代包括支援センター（令和7年度から「こども家庭センター」に移行）」の3か所にて実施しています。子育て世代包括支援センターでは、母子健康手帳交付時に一人ひとりの状況を把握しながら「ケアプラン」を作成し、母子保健コーディネーターが全体を調整して地区担当保健師が関係機関と連携し、個別支援を実施しています。

【量の見込みと確保量】

単位：箇所

年度 項目	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	3	3	3	3	3
確保量②	3	4	3	3	3
②－①	0	1	0	0	0

【確保量の考え方】

現在実施している3か所に加えて、令和8年度中に開設予定の「（仮称）篠原地区公園」も本事業の実施拠点とすることを想定していることから、令和8年度においては4か所、令和9年度には竜王子子育てひろばの機能が「（仮称）篠原地区公園」に移行する予定となっていることから、以降は3か所を確保量とします。

【確保方策】

教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用に本事業が寄与するよう、市内3か所の実施拠点について、専門職の配置等を通じて、相談支援体制の充実に努めます。

⑨妊婦一般健康診査費助成事業（妊婦健康診査）

【事業概要】

妊婦に対し、母子保健法第13条に基づいて実施される妊婦一般健康診査に要する費用を助成する事業です。

妊娠中の健康管理と安心・安全な出産を迎えられることを目的に、医療機関に委託して検診を実施し、妊婦健康診査14回分を公費負担します。県内の産婦人科医院にて実施しています。

【量の見込みと確保量】

単位：回

項目 \ 年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	8,428	8,330	8,288	8,232	8,176
確保量②	9,170	9,170	9,170	9,170	9,170
②－①	742	840	882	938	994

【確保量の考え方】

量の見込みは人口推計結果に準拠したものです。全ての妊婦が事業の対象となることから、利用者数は年度によって変動します。令和2年度から令和6年度の利用実績（母子健康手帳交付人数×妊婦健康診査14回）の最大値を踏まえた9,170回を確保量とします。全ての妊婦に対して実施する事業であることから、確保量を上回る数量にも対応可能な実施体制の確保に努めます。

【確保方策】

妊婦一般健康診査は、妊娠・出産・子育てに対する切れ目ない支援を行う上で、その入口となる重要な取組です。全ての妊婦に対し、妊婦一般健康診査費の助成を行うとともに、必要な支援を受けられる体制を確保します。また、未受診者に対しては、状況把握と受診勧奨、必要な相談支援を実施していきます。

加えて、健診結果について、母子健康手帳発行時の指導やマタニティクラスでの集団指導の内容に活かしていくことで、母親への支援の質の向上を図ります。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に、保健師や助産師が訪問する事業です。こどもの健やかな成長の確認を行うとともに、保護者に必要な指導・相談支援、子育てに関する情報提供を行うことで、健全な子育てを支援します。

甲斐市における令和6年度現在の実施体制は、保健師11人です。

【量の見込みと確保量】

単位：人

項目 \ 年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	602	595	592	588	584
確保量②	610	610	610	610	610
②－①	8	15	18	22	26

【確保量の考え方】

量の見込みは人口推計結果に準拠したのですが、全ての乳児家庭が事業の対象となることから、利用者数は年度によって変動します。

令和2年度から令和6年度の利用実績の最大値を踏まえた610人を確保量としますが、乳児がいる全ての家庭に対して実施する事業であることから、確保量を上回るニーズにも対応可能な実施体制の確保に努めます。

【確保方策】

乳児家庭全戸訪問事業は、乳児の健康的な成長に向け、望ましい養育環境を形成するうえで必要不可欠な事業であり、乳児がいる全ての家庭に対し実施する事業です。したがって、令和6年度現在の実施体制（保健師11人）を維持し、対象となる家庭の増加にも対応可能な体制の保持に努めます。また、訪問支援の結果何らかの支援を必要とすると思われる家庭や連絡のとれない家庭については、その後の母子の状況の把握に努めます。

⑪養育支援家庭訪問事業

【事業概要】

児童福祉法第6条に基づき、特に養育支援を必要とする家庭を保健師・家庭相談員等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで家庭の適切な養育環境の確保に努める事業です。

甲斐市における令和6年度現在の実施体制は、保健師 11 人、家庭相談員等6人です。

【量の見込みと確保量】

単位：人

年度 項目	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	16	15	15	15	15
確保量②	18	18	18	18	18
②－①	2	3	3	3	3

【確保量の考え方】

利用実績は年によって変動がありますが、令和5年度以降ニーズの高まりがみられています。常時受け入れを可能とする体制を確保することを考慮し、令和5年度から令和6年度の利用実績を踏まえた 18 人を確保量とします。

【確保方策】

今後も適切な養育支援を行うため、必要とする家庭に確実に事業を提供する実施体制の維持に努めます。また、子育て・教育・保健等の関係分野において個別ケースの情報共有を行い、それぞれの対象に応じた支援に努めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

幼稚園・保育園・認定こども園の利用者との公平の観点から、新制度に移行していない幼稚園の利用者について、費用の補助を行う事業です。国の補助対象は次のとおりです。

- ・年収 360 万円未満相当世帯のこども
- ・所得階層にかかわらず、第3子以降のこども

各施設で給食費として実費徴収している費用のうち、「副食費相当分」が対象となります。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

幼稚園・保育園・認定こども園等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園・保育園・認定こども園等の設置や運営を促進するための事業です。

⑭子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

令和4年の児童福祉法改正に伴って、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業です。

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えている子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の援助、その他必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

単位：人回

年度 項目	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	80	80	80	80	80
確保量②	90	90	90	90	90
②－①	10	10	10	10	10

【確保量の考え方】

申請者数と実際の利用回数は比例するものではなく、保護者の状況によって利用実績は年によっても変動があります。そのため、直近5年間で利用回数が最大だった令和4年の利用実績に基づいた90件を確保量とします。

【確保方策】

産後の家庭だけでなく利用できる対象者の拡大が求められています。家事・子育て等に対して不安・負担を抱えている子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭に必要な支援が行えるよう、要綱の改正や新規事業所の開拓などを検討し確保量の拡大に努めます。

⑮児童育成支援拠点事業

【事業概要】

令和4年の児童福祉法改正に伴って、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業です。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱えるさまざまな課題に応じて、生活習慣の形成や学習支援、進路等に関する相談支援等を行うことで、児童及び家庭の状況を把握し、関係機関等の連携を含めて児童一人ひとりに応じた支援を包括的に提供する事業です。

【量の見込みと確保量】

単位：人

年度 項目	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保量②	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

【確保量の考え方】

令和6年度まで類似事業の実施がなく、また、対象となる児童の把握や絞り込みが困難であるため、計画作成段階では量の見込み・確保量ともに0としています。児童及び家庭の個々の状況に応じて提供する支援が異なるため、今後、事業の方向性を定めるなかで、実施開始年度以降の数値を設定いたします。

【確保方策】

個別のニーズに応じた包括的な支援ができるよう、支援を必要とする児童の把握や、居場所となる場所・必要人員の確保等、地域の実情に沿った事業の実施と継続に向けた体制整備を行います。

⑩親子関係形成支援事業

【事業概要】

令和4年の児童福祉法改正に伴って、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業です。

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供や相談支援・助言等を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

単位：人

年度 項目	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	-	20	20	20	20
確保量②	-	20	20	20	20
②－①	-	0	0	0	0

【確保量の考え方】

1グループ10人を対象に、親子関係形成に関する支援を年2回実施します。

【確保方策】

公認心理師の資格を有する、児童福祉法に基づく障害児通所支援の指定を受けている事業所と連携し、子育て拠点施設にて実施するものとします。

⑰産後ケア事業

【事業概要】

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴って、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業です。

甲斐市では、個別の支援として、産後間もない母親から、産後6か月未満までを対象に、休息を含めた産後ケア事業を実施しています。

また、産後1年未満の母親を対象に、助産師等による授乳相談や心理士による、産後のメンタルヘルス及び子育て相談を実施します。

集団の支援として、生後1か月半～おおむね4か月までの母子を対象に親子のスキンシップや母親同士の交流を図ることを目的とした教室を開催しています。

加えて、育児に不安を抱える生後4か月までの乳児とその母親が、山梨県産後ケアセンターに宿泊しながら母体のケアや育児相談、育児手技の指導等を受ける宿泊型産後ケア事業の利用について、費用の一部を助成しています。

【量の見込みと確保量】

単位：回

年度 項目	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	850	850	850	850	850
確保量②	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025
②－①	175	175	175	175	175

【確保量の考え方】

児童人口推計は、減少していますが、産後ケア事業のニーズは高く利用者数は維持されています。令和元年度から令和5年度までの利用実績及び新規事業の利用見込みに基づき確保量を算出しています。

【確保方策】

現在の事業体制の維持に努めるとともに、子育て等に対して不安・負担を抱えている家庭に心身のケアや、仲間との交流等必要な支援が行えるよう、事業の拡充や確保量の拡大に努めます。

⑱妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴って、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業です。

全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴走型の相談支援を継続的に行う事業です。

市町村における実施主体として、「こども家庭センター」が想定されています。

【量の見込みと確保量】

単位：回

年度 項目	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	1,806	1,785	1,776	1,764	1,752
確保量②	1,965	1,965	1,965	1,965	1,965
②－①	159	180	189	201	213

【確保量の考え方】

量の見込みは人口推計結果に準拠したのですが、全ての妊婦が事業の対象となることから、利用者数は年度によって変動します。直近5年間の妊娠届出数の最大値を踏まえた 1,965 回（母子健康手帳交付人数×面談機会3回）を確保量とします。全ての妊婦に対して実施する事業であることから、確保量を上回る数量にも対応可能な実施体制の確保に努めます。

【確保方策】

妊婦・その配偶者などに対して、妊娠時から妊産婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行います。また、相談窓口などの体制整備に努めます。

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴って、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業です。

満3歳未満のこどものうち、教育・保育事業を利用していないこどもを対象に、月10時間を上限として保育園や認定こども園、幼稚園等で預かりを行うことで、適切な遊び・生活の場を提供します。また、こどもの心身の状況及び養育環境を把握するために保護者との面談や子育てについての情報提供・助言等の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

単位：必要定員数

年度 項目	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み①	-	54	56	55	54
確保量②	-	16	16	16	16
②-①	-	▲38	▲40	▲39	▲38

【確保量の考え方】

0歳6か月～2歳を受け入れている保育園等で受け入れを行います。

【確保方策】

公立保育園での受け入れ体制を整えるとともに、各事業所との調整を行い、必要に応じて施設整備を含めた供給体制の拡充に努めます。

第6章 計画の推進体制

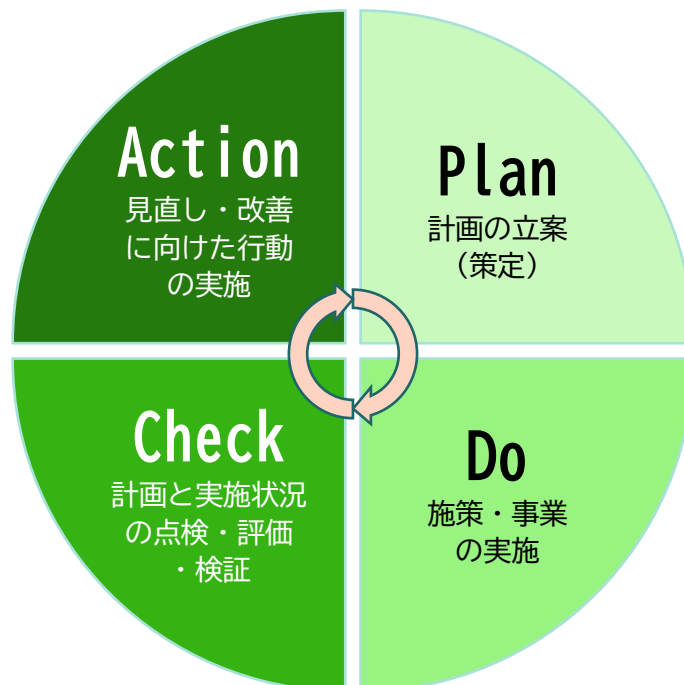
1 計画の点検・評価及び見直し

本計画に基づく個別の事業や進捗状況、活動指標の達成状況、計画全体の成果については「甲斐市子ども・子育て会議」において随時報告し、点検・評価を実施します。なお、計画の点検・評価については、「PDCAサイクル」を意識し、継続的な改善につながるよう留意するものとします。

基本理念

「全ての子どもと若者の“かいてき”な成長と活躍を創出するまち」

の実現に向けて…



また、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、計画と実績の乖離は事業者及びサービス利用者に対して大きな影響を及ぼします。そのため、計画期間中においても、事業実績の把握を適切に行うことが必要です。

推計した児童人口や教育・保育事業における認定区分ごとの利用人数が本計画で見込んだ量と大きく乖離し、計画を見直す必要があると甲斐市子ども・子育て会議で認められた場合には、「量の見込み」及び「確保量」について見直しを行います。

加えて、本計画の中間年度に当たる令和9年度において、本計画における施策・事業の実施状況について評価・検証を実施し、より効果的な子ども・若者支援策を図ることとします。

2 計画の周知

本計画は、甲斐市の未来を担うこども・若者を支える施策をまとめた重要な計画です。子ども・子育てにかかわる施策は、子育て・教育・健康づくり・福祉等と多岐にわたることから、各担当課が連携し、全庁的な推進体制を構築していきます。

また、市広報紙やホームページ、役所の窓口等で、本計画について広く周知・情報提供を行い、甲斐市をあげて子育てを支援する意識の醸成を図ります。

3 こども・若者の意見聴取の実施

国の「こども大綱」においては、こども施策に関する基本的な方針として、「こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見をこども施策に反映させること」が必要であるとしています。

甲斐市もこの方針に従って、こども・若者からの意見聴取・反映及び社会参画を積極的に推進し、こども・若者の意見を踏まえた計画の推進を図ります。

また、学校と連携しながら、小学生・中学生・高校生・大学生等を含むこども・若者がこども施策について意見を言える機会を定期的に設けるよう努めます。

4 本計画における成果指標

本計画における成果指標を、アンケート調査をもとに次のとおり設定します。

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
「甲斐市は子育てしやすいまちだと思うか」の設問に「そう思う」「どちらかというと思う」と答えた割合 (39 ページ調査結果より)	68.5%	78.3%
『今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていていると思うか』という設問に、「向かっている」「どちらかという向かっている」と答えた割合 (60 ページ調査結果より)	27.6%	63.5%
『こども政策に関して、こどもの意見を聞いてもらえていると思うか』という設問に、「そう思う」「どちらかというと思う」と答えた割合 (61 ページ調査結果より)	31.8%	63.0%

また、成果指標の達成に向けて、第4章における各取組の達成目標指標を次のとおり設定します。

【達成目標指標】

基本目標1 全てのこども・若者を尊重し、甲斐市の未来を担う人材へと育てる

【こども・若者への支援】

（1）子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の充実

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
放課後児童クラブ登録児童数	1,528人	1,500人
ファミリー・サポート・センター協力会員数	97人	100人

（2）「創甲斐教育推進大綱」に基づく教育の展開

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
児童生徒一人あたりの図書室で借りた本の平均冊数	小学生 110冊 中学生 15.8冊	小学生 120冊 中学生 30冊
幼稚園・保育園・児童館等への本の貸出冊数	17,644冊	18,000冊
市スポーツ協会加盟競技団体、専門部で実施した初心者教室への参加者数	952人	1,000人
保育園におけるセラピードッグとふれあう機会の提供（年間延回数）	10回	10回

（3）支援を必要とするこども・若者を支える環境づくり

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
健やかサポート会議の実施回数	7回	7回
ヤングケアラーに関する専門職員（コーディネーター）の設置人数	1人	4人
若者定住促進奨学金返還支援制度利用者数（累計）	—	100人

（4）こどもの貧困対策の推進

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
「甲斐市子どもの学習支援事業」対象世帯に対する生徒の参加率	23.25%	25.0%

基本目標2 甲斐市の未来を担うこども・若者を育てる保護者を支える

【保護者・子育て世帯への支援】

(1) 結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援の展開

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
婚活イベント参加者のカップリング率	50.0%	55.0%

(2) 親と子の健やかな成長の確保

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
にこにこママルーム及び子育て相談室へ参加した産婦数／産婦数	34.1%	40.0%

(3) 経済的支援の充実

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
不妊治療費助成の申請者延べ人数	197人	235人

基本目標3 安心してこども・若者が成長できる環境を整備する【地域づくり】

(1) 幼児教育・学校教育環境の整備推進

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
食や健康に関する教室の実施回数	19回	20回
不登校児童・生徒に対するオークルームの在籍率	小学生 11.4% 中学生 11.5%	小学生 18.9% 中学生 19.0%

(2) 相談支援・情報提供体制の充実

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
こども家庭センターへの相談件数	—	11,150件
青少年育成カウンセラーの配置人数	3人	3人
公立保育園における日常の保育状況の定期配信	12件	60件
保育園の入所等に係る年間総申請件数に対するオンライン申請数の割合	—	60%

(3) 地域ぐるみで展開する子育て支援策の充実

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
子ども体験学習施設利用者数（（仮称）篠原地区公園）	—	56,000人
ラジオ体操事業への参加者数	32,492人	35,000人

(4) こども・若者を犯罪・事故から守る環境づくり

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
交通安全教室の実施回数	95回	100回

資料編

1 こども・若者の意見聴取結果

(1) ワークショップ・大学生対象

【実施目的】

「第1期甲斐市こども計画」の策定にあたり、甲斐市の人口減少対策及び必要な甲斐市のこども・若者施策に対する若者の意見を把握し、計画に取り入れること。

【実施概要】

- 1) 日時 令和6年8月30日（金）9：00～11：00
- 2) 会場 甲斐市役所
- 3) 参加者 甲斐市役所でのインターンシップに参加した、山梨県内の大学に通う大学生5名
（うち、甲斐市出身者2名、山梨県内の他市町出身者2名、県外出身者1名）
- 4) 実施形式 参加者同士の対面での意見交換・グループワークの実施
- 5) テーマ 1.「甲斐市の人口減少を食い止めるために必要なことは何か」
2.「1. の解決に必要な甲斐市のこども・若者施策を考えよう」

実施風景



大学生の意見

甲斐市の人口減少を食い止めるために必要なこと

- 《交通》 ⇒公共交通機関が充実していない
- 駐車場のスペース ● 交通の便を良くする（電車やバス） ● 安めの駐車場
- 《子育て》 ⇒子育てへの不安、また支援を求める人が多い
- 権利を守るための経済的な支援 ● 貧困世帯への支援 ● 父子手帳の普及
 - 子育て支援を手厚くし、住み続けてもらう ● 教育現場を安心して学べる場所にする
- 《政策》
- 市が行う事業・経営を上手に行う（失敗しないような対策） ● 甲斐市の魅力を周知させる
 - 住民が甲斐市の魅力スポット・政策などを知れるようにする（広告）
- 《遊び場》 ⇒市内に遊び場がない
- こどもも若者も楽しく遊んだり、過ごしたりすることができる場所を作る ● こどもの遊ぶ場所を増やす
 - 子どもが遊ぶ施設・公園をつくる ● 遊ぶ場所（森林の活用）
- 《福祉》 ⇒住み続けるための政策
- 訪問医療（介護）の充実化 ● 老後のことも考えて介護サービス等を充実させる
- 《地域》 ⇒地域間の交流が減ってきている
- 放置子を地域で見守る環境 ● 地域間の交流を活発にする（お祭り etc…） ● 子育て施設の充実化を図る
- 《就職》 ⇒企業数が少ない・知名度が低い
- 若者のUターンを受け入れる ● 企業説明会の参加をうながす（企業を知ってもらうため）
 - 県内大学卒業後の活かせる企業を増やす or 知る
- 《職場》
- 市内で働いてくれる人達に対して市内手当のようなものを渡す ● 市民の採用率を増やす
 - 24 時間対応型の保育園 ● 若者が働きたいと思える職場を増やす ● ホワイトで生活に余裕を持てる職場
 - フレックスタイムやリモートの活用→働きやすい職場環境 ● 職場に子どもを預かる場所・環境をつくる
 - 住宅支援をし若い世代・新世帯が入ってきやすい環境を作る

人口減少の解決に必要な甲斐市のこども・若者施策

- 《交通》
- バス停・駅を増やす ● 病院直通のバスをつくる
- 《子育て》
- 子育て支援について知ってもらうため、産婦人科や小児科と連携する
 - 産婦人科と学校・公民館との連携
 - フードバンクの周知
（期間中にコンビニやスーパーのレジで広告を配布してもらう）
 - 子育て支援の手続きをネットでできるようにして簡単にする
- 《政策》
- やはたいぬ出張
- 《遊び場》
- スポッチャ ● 屋内遊戯施設 ● 冷房体育館
 - 映画館 ● お祭り e t c .
- 《地域》
- 空き家を活用し、こどもたちの集まれる場を作る



※一部の単語を除き、当日の意見を原文のまま掲載しています。

(2) ワークショップ・中学生対象

【実施目的】

「第1期甲斐市こども計画」の策定にあたり、甲斐市がこどもにとって住みやすいまちであるか、また住みやすいまちになるために必要なことについて、こどもの意見を把握し、計画に取り入れること。

【実施概要】

- 1) 日時 令和6年9月25日(水) 13:30~15:00
- 2) 会場 甲斐市立敷島中学校
- 3) 参加者 敷島中学校に通う生徒 13名
(各クラスより1名ずつ。1年生4名・2年生4名・3年生5名)
- 4) 実施形式 参加者同士の対面での意見交換・グループワークの実施
- 5) テーマ
 - 1.「甲斐市は中学生のみなさんにとって住みやすいまちですか？」
 - 2.「甲斐市がこどもたちにとって住みやすいまちになるために必要なことを考えよう」

実施風景



中学1年生



中学2年生



中学3年生

中学1年生の意見

甲斐市は中学生のみなさんにとって住みやすいまちですか？

- 《地域》 ●あいさつをしたら返してくれる ●治安がよい ●お祭が多い ●楽しい行事が多い
●ボランティア活動がある
- 《自然》 ●自然が豊か ●富士山がよく見えて落ち着く
●昇仙峡がきれい ●ゴミが落ちていることが多い
- 《道路》 ●カーブミラーがない所がある ●道が暗い
●横断歩道で車が止まってくれない ●危ない道が多い
- 《施設》 ●ひろびろと遊べる公園がある ●河せんじきのテニスコートの柵が低い ●室内で遊べる場所が少ない
●色々な種類のお店がある ●静かに勉強できる場所がある ●公共しせつがきちんと整備されている
●交通機関がとても多い ●新しい本がすぐ図書館に入る ●いこいの場が多い

甲斐市がこどもたちにとって住みやすいまちになるために必要なことを考えよう

- 《地域》 ●子どもが遊べるイベントを増やしてほしい ●ドッジボール大会のような大会がない
- 《自然》 ●定期的にゴミを拾う
- 《道路》 ●横断歩道で止まる取り組み ●街灯を増やしてほしい ●カーブミラーを増やしてほしい
- 《施設》 ●体育館にエアコンが欲しい ●映画館を増やして欲しい
●中条公園などの広い公園にもっと大きな遊具がほしい ●ラウンドワンみたいな施設が欲しい
●スポーツができる場所を増やしてほしい
●「夏休み友」の内容を時代に合わせてほしい
●レンタルスペースがほしい ●水族館 ●駄菓子屋を増やしてほしい ●動物園

※一部の単語を除き、当日の意見を原文のまま掲載しています。



中学2年生の意見

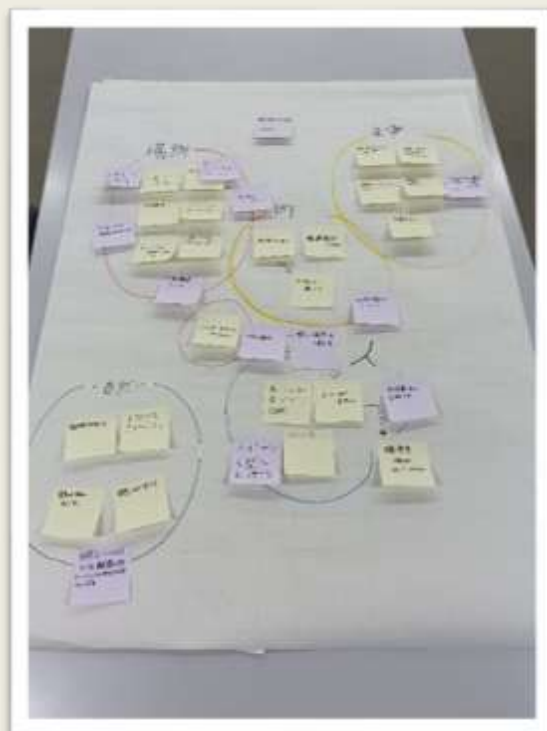
甲斐市は中学生のみなさんにとって住みやすいまちですか？

- 《町》 ●住宅が多い ●建物が少ない ●田畑が減っている
- 《場所》 ●公園が少ない ●プールがほしい ●ファミレスが少ない ●コンビニの種類が多い
●公園のトイレをきれいにしてほしい ●ショッピングモールが少ない ●大きい病院が少ない
- 《交通》 ●自転車を通やすくしてほしい ●電車・バスの時間帯をふやしてほしい
●道路をきれいにしたい ●街灯が少ない ●歩道が広い
- 《人》 ●悪い人が少ない（治安） ●人口が少ない ●マナーが悪い
●甲斐市お金ない、はんじょうしてない
- 《自然》 ●植物が多い ●全体的にきれい ●空気がすんでる ●自然がよく見える

甲斐市が子どもたちにとって住みやすいまちになるために必要なことを考えよう

- 《全体》 ●税の使い方の改善
- 《町》 ●古い所を新しくしてほしい
- 《場所》 ●人気のある場所を増やす ●テーマパークがほしい ●学校をきれいに ●きれいな公園を増やす！
●いらない施設をへらす
- 《交通》 ●人気のある場所の近くに駅をつくる
- 《人》 ●大学を増やす ●働く場所を増やす ●保育園などを増やす ●スポーツを盛り上げる
- 《自然》 ●自然をととのえるような、職業をやりたいという人がふえるようにする

※一部の単語を除き、当日の意見を原文のまま掲載しています。



中学3年生の意見

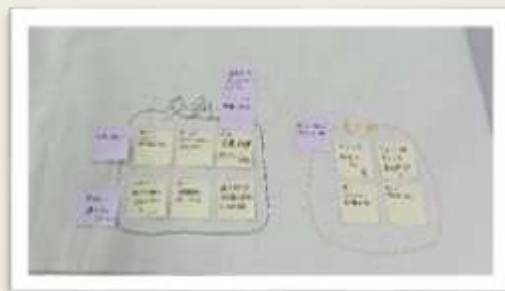
甲斐市は中学生のみなさんにとって住みやすいまちですか？

- | | |
|----------|---|
| 《雰囲気》 | ●安全、安心なくらしができる ●地いき交流活動が多い ●地域の人が明るい
●人が優しい（敷島中の周りでは） ●笑顔がたくさんの子供たちが多い
●近所の人の愛想が良い |
| 《遊び場》 | ●映画専用の建物がない ●映画がない ●大型ショッピングモールなどがあまりない
●小さい公園はいくつかあるけど「大きい」という公園はない
●観光名所とか甲斐市オンリーなものがあんまない ●遊ぶ場所少ない（公園とか）
●遊ぶ場所が少ない ●遊べる場所がとても少ない（遊園地、ショッピングモール、動物園） |
| 《観光》 | ●新しい特産品をつくる ●竜王駅の周りに寄りたくなるような店がない
●お祭が少ない、みんなが集まるきかいが少ない |
| 《自然》 | ●自然豊かだけど交通などの面も欠けていない ●自然多くて良い ●自然豊か ●緑が多い
●花とかうえてあってきれい！ |
| 《学校（学習）》 | ●塾が少ない ●体育館を快適にして欲しい ●体育館をすずしくしてほしい
●学校に自習スペースを！ ●甲斐市内の学校の雰囲気がとても良い
●甲斐市内に高校が少ない ●高校・大学が少ない |
| 《交通》 | ●交通の便がいい（と思う） ●交通機関が発達している ●信号のない横断歩道が多い
●街灯がほぼなくて夜道が危ない ●道がせまくて歩行者が危ないところがある
●道の本が道路にでるので切してほしい |
| 《空き地》 | ●空き家が多い ●空き地で空き家が多い ●荒地が多い
●田んぼ、畑をつぶして家を建てすぎなところ |
| 《その他》 | ●大きな病院がない（小さいものはあるが） ●福祉、ボランティアの活動が少ない（ゴミ拾い、きふ）
●公衆電話が少ない ●スーパーはたくさんある（オギノ、ビック、パークス） |

甲斐市がこどもたちにとって住みやすいまちになるために必要なことを考えよう

- | | |
|-------|---|
| 《雰囲気》 | ●地域交流を増やす ●イベント、公園でのイベント |
| 《遊び場》 | ●甲斐市の中でたてられそうな場所を探す ●映画館がほしい！
●遊び場をもっと増やす（ショッピングモール） ●大きいショッピングモールを建ててほしい
●作ってほしい建物をアンケートをとって多かったものを建てる |
| 《観光》 | ●赤坂トマトで祭りをする（早食い） ●甲斐市に来たくなるようなところをつくる！
●竜王駅の周りに売店をついたり、イベントを竜王駅の周りで増やしたりする ●お祭を増やす
●みんなの好きなことをきいて、その集まりをつくる ●動物園をつくる、うさぎやモルモットとふれあい
●やはたいぬをもっと有名にする |
| 《交通》 | ●信号を増やす！ ●木を切って道をせいび！！
●道を広げる、広げられる所は広げる ●街灯を増やす |
| 《空き地》 | ●使わない建物はなるべく取り壊す |
| 《その他》 | ●大きな病院を甲斐市に作って欲しい ●緊急時のための公衆電話だから、多くした方がよい
●お年よりと子どもがいっしょに参加できるとりくみを！ ●アンケート期間を設けて、新しい意見を知る
●参加しやすいイベントをかいさいする ●ゲームやカードゲームみたいな
●竜王駅にストリート PIANO |

※一部の単語を除き、当日の意見を原文のまま掲載しています。



2 甲斐市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 14 日

条例第 20 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、甲斐市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（定義）

第 2 条 この条例における用語は、法及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）において使用する用語の例による。

（所掌事務）

第 3 条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

- (1) 特定教育・保育施設に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業に関すること。
- (3) 甲斐市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 甲斐市こども計画に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

（組織）

第 4 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体から推薦を受けた者
- (2) こども施策に関する事業に従事する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第 5 条 会議の委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第 6 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (令和5年3月16日条例第10号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月15日条例第15号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

3 令和6年度 甲斐市子ども・子育て会議委員名簿

		委員区分	氏名	所属役職等
1	会長	関係団体から推薦を受けた者	進 藤 一 徳	甲斐市社会福祉協議会会長
2			中 村 直 明	甲斐市民生委員児童委員協議会会長
3			石 橋 浩 二	青少年育成甲斐市民会議会長
4		子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する事業に従事する者	小 林 幸 典	【小規模保育事業所】 (株)コバースキッズ ひよこ保育園園長
5			山 田 津太男	【私立保育園】 (株)グローカルエナジー げんきっこ双葉保育園園長
6			高 橋 恭 子	【公立保育園】 甲斐市立双葉西保育園園長
7	副会長		鮎 川 剛	【認定こども園】 (学)鮎川学園かおり幼稚園園長
8			塚 原 尚 子	【新制度移行幼稚園】 (学)鈴木学園富士幼稚園園長
9			樋 口 一	【児童館】 甲斐市立敷島ふれあい中央児童館 館長
10			小田切 則雄	【乳児院】 (社福)子育て・発達の里 乳児院ひまわり理事長
11			加 藤 忍	甲斐市立敷島小学校校長
12			依 田 裕 行	山梨県中央児童相談所 相談支援課課長
13			森本 貴代美	公募委員
14		こどもの保護者	山 下 美 紗	公募委員
15			雨 野 里 美	公募委員

4 計画の策定経過

年月日	項目名	内容等
令和6年6月5日	厚生環境常任委員会	○第1期甲斐市こども計画及びニーズ調査の概要について
令和6年6月10日	第1回子ども・子育て会議	○第1期甲斐市こども計画及びニーズ調査の概要について
令和6年7月9日	第1回保健福祉推進協議会	○第1期甲斐市こども計画及びニーズ調査の概要について
令和6年7月10日～ 令和6年7月29日	子ども・子育て支援に関する ニーズ調査 こども・若者意識調査 子どもの生活実態調査の 実施	
令和6年8月30日	こども・若者の意見聴取 (大学生対象)	1. 甲斐市の人口減少を食い止める ために必要なことは何か 2. 1の解決に必要な甲斐市のこども・若者施策を考えよう
令和6年9月25日	こども・若者の意見聴取 (中学生対象)	1. 甲斐市は中学生のみなさんにとって 住みやすいまちですか？ 2. 甲斐市がこどもたちにとって住 みやすいまちになるために必要 なことを考えよう
令和6年10月8日	第2回子ども・子育て会議	○第1期甲斐市こども計画（骨子案） について
令和6年10月17日	第1期甲斐市こども計画 策定に係る庁内ワーキン グ会議	○第1期甲斐市こども計画の概要及 び計画案の確認について
令和6年11月14日	第3回子ども・子育て会議	○第1期甲斐市こども計画案につい て（諮問）
令和6年11月15日	厚生環境常任委員会	○第1期甲斐市こども計画案につい て（意見・提言）
令和6年11月28日	第2回保健福祉推進協議会	○第1期甲斐市こども計画案について
令和6年12月16日～ 令和7年1月8日	パブリックコメントの実施	
令和7年1月28日	厚生環境常任委員会	○パブリックコメントの結果について
令和7年2月21日	第4回子ども・子育て会議	○パブリックコメントの結果について ○第1期甲斐市こども計画案につい て（答申）
令和7年2月25日	第3回保健福祉推進協議会	○第1期甲斐市こども計画案につい て（報告）

第1期甲斐市こども計画
～全てのこどもと若者の“かいてき”な
成長と活躍を創出するまち～

【令和7～11年度】

発行：甲斐市

企画・編集：甲斐市役所子育て支援課

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

TEL：055-278-1692 FAX：055-278-2046



令和7年3月